

第3編 災害応急計画

第 1 章 活動体制関係

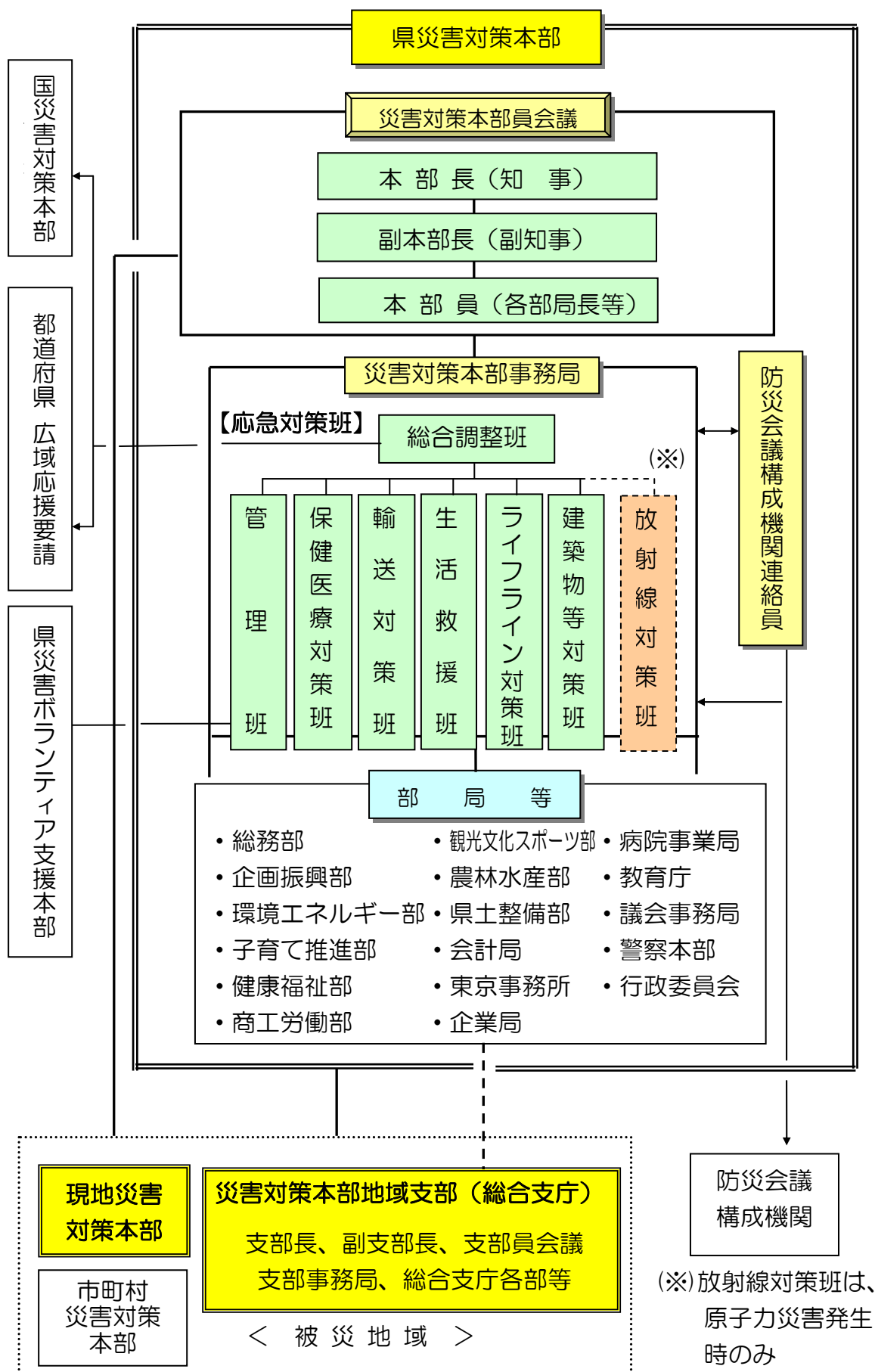
第 1 節 災害対策本部

1 計画の概要

地震・津波により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。

(注) この章で「部局等」とは、県の知事部局に属する各部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局をいう。

2 県災害対策本部組織図



3 県災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 知事は、次の基準により本部を設置し、又は廃止する。

設置基準	1 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 知事が特に必要と認めたとき
廃止基準	1 災害応急対策が概ね完了したとき 2 その他必要がなくなったと認められたとき

イ 知事に事故があるときは、副知事が、知事、副知事ともに事故があるときは、危機管理監が本部を設置する。

(2) 設置場所

本部（本部室）は、県庁舎（講堂等）に設置することとし、県庁舎が被災して設置できないときは、原則として次の場所に設置する。

ア 第1順位 県職員育成センター

イ 第2順位 県総合運動公園

(3) 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部を設置した場合は、次により部局等へ周知する。

ア 県庁舎に設置する場合 庁内放送

イ 県庁舎以外に設置する場合 緊急連絡網による連絡及び県庁舎前への掲示

(4) 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への連絡等

ア 危機管理監は、次に掲げる機関に直ちにその旨を連絡する。

(ア) 部局等及び総合支庁

(イ) 市町村

(ウ) 県防災会議構成団体

(エ) 消防庁、厚生労働省

(オ) 隣接県（宮城県、新潟県、福島県、秋田県）

イ 広報広聴推進課長は、報道機関に直ちにその旨を発表する。

(5) 防災会議連絡員等の本部への派遣

本部が設置された場合、県防災会議構成機関や県と災害時応援協定を締結している事業者等は、連絡調整等のため必要に応じ本部（本部室）に職員を派遣し、本部と緊密な連携の下に、応急対策を実施する。

4 県災害対策本部の組織、運営等

(1) 本部の組織

本部は、本部員会議、本部事務局及び防災会議構成機関連絡員をもって構成する本部室及び部局等からなる。

(2) 本部員会議

ア 組織

(ア) 本部長 知事

(イ) 副本部長 副知事

(ウ) 本部長 総務部長、企画振興部長、環境エネルギー部長、危機管理監、子育て

推進部長、健康福祉部長、医療統括監、商工労働部長、観光文化スポーツ部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者、企業管理者、病院事業管理者、教育長及び警察本部長

イ 招集

本部長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、本部員会議を招集する。この場合、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じ関係機関や外部の専門家等の出席を求める。

ウ 所掌事務等

(ア) 災害情報の総括に関すること

(イ) 県の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること

(ロ) 県の部局等及び本部地域支部が実施する災害応急対策の総合調整に関すること

(エ) 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、他都道府県及び公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること

(オ) その他災害対策上重要な事項に関すること

エ 防災関係機関との合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するにあたり、他の防災関係機関との連携の強化及び調整を図るため、必要に応じ、本部員会議と防災関係機関との合同会議を開催する。

オ 防災関係機関等への情報提供協力要請

本部長は、必要に応じ、防災関係機関や関係団体に対して資料・情報の提供等の協力を求める。

(3) 本部事務局

ア 事務局長 危機管理監

イ 事務局次長 環境エネルギー部次長

ウ 事務局員 事務局機能を強化するため、次により応急対策班を設置する。

(ア) 応急対策事項ごとに、総合調整班、管理班、保健医療対策班、輸送対策班、生活救援班、ライフライン対策班及び建築物等対策班を設けるとともに、各課の事務分掌を踏まえ、各応急対策班の担当課と応援課を決定する。

7つの班は、基本体型として設置するものであるが、原子力災害が発生した場合は放射線対策班を設置するものとする。また、災害の態様及び必要に応じて班を増減することができるものとする。

(イ) 各応急対策班は、次長級職員を班長、担当課に決定された各課よりあらかじめ指定された職員を班長補佐及び班員とし、関係部局等との調整活動を行う。

(ロ) 各応急対策班の班員は、所属部局等が行う災害情報の収集、対策案の調整、対策の実施等の災害応急対策活動を取りまとめ、各担当部局との連絡調整を担う。

エ 班長補佐予定者及び班員予定者の指定等

各応急対策班の担当課に決定された各課の長は、年度当初に課長補佐級職員1名を班長補佐予定者に、係長級以上職員のうちから所定の人数を班員予定者にそれぞれ指定し、その職及び氏名を危機管理課に報告する。

事務局長は、災害状況の推移に応じ、指定された職員のうちから、班長補佐及び班員をその都度指名する。

オ 応援職員の確保

各応急対策班は、必要に応じ人事課（管理班）と調整のうえ、自班の担当課及び応援課以外の庁内関係課から職員の応援を求めることができる。

また、総合調整班では、防災・消防事務等の経験者が相当数求められることから、危機管理課（旧総合防災課及び旧消防防災課を含む。）在職経験者の応援を求めるとし、適任者をあらかじめ指名しておく。

カ 活動内容

事務局の活動に関する具体的な内容については、別途事務局活動マニュアルを定める。

(4) 防災会議構成機関連絡員

防災会議を構成する機関等は、本部との緊密な連携のもとに災害応急対策を実施するために、必要に応じ本部室に職員を派遣する。

(5) 部局等

部局等の職員は、本部員会議又は本部事務局から指示を受けて、その事務分掌に係る災害応急対策に従事する。

(6) 災害対策本部地域支部への連絡員の派遣

本部長は、災害応急対策を円滑に推進するため必要と認めるときは、6で定める災害対策本部地域支部に職員を連絡員として派遣する。

5 県現地災害対策本部

本部長は、局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場合は、必要に応じ、被災地で本部の事務の一部を行う現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

(1) 設置期間

現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

(2) 設置場所

災害現場又は被災地の市町庁舎等に設置する。

(3) 現地本部の組織

ア 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置く。

イ 現地本部長は、本部の副本部長（副知事）又は本部員のうちから本部長（知事）が指名する。

ウ 現地本部員は、本部事務局職員、部局等職員及び出先機関の職員のうちから本部長が指名する。

エ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

(4) 所掌事務等

現地本部の事務については、本部長が以下の事項について具体的に指定するものとする。

ア 災害情報の総括に関すること

イ 県の実施する災害応急対策の基本的な事項（本部が決定すべき事項は除く。）に関すること

ウ 県の実施する災害応急対策及び災害復旧対策のうち重要な事項（本部が決定すべき事項は除く。）に関すること

エ 県の部局等及び本部地域支部が実施する災害応急対策の総合調整に関すること

オ その他災害対策上重要な事項に関すること

(5) 災害対策本部地域支部、沿岸市町及び関係機関等との連携協力

現地本部は、被災市町を管轄とする災害対策本部地域支部及び市町村災害対策本部と密接に連携・協力し、災害応急対策を迅速かつ適確に推進する。また、必要に応じ関係機関や外部の専門家等の意見聴取・連絡調整等を行う。

6 県災害対策本部地域支部

本部長は、災害応急対策の円滑かつ適切な実施を図るため、必要があると認めるときは、総合支庁にそれぞれの所管区域をその区域とする災害対策本部地域支部（以下「支部」という。）を設置する。

(1) 設置期間

支部の設置期間は、支部における災害応急対策が概ね終了するまでの間又は支部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

(2) 設置場所

支部は、総合支庁その他の庁舎等に設置し、その所管区域は総合支庁と同じとする。

(3) 支部の組織

支部は、支部員会議、支部事務局及び総合支庁各部、総合支庁の所管区域内に所在する出先機関等をもって構成する。

(4) 支部員会議

ア 組織

(ア) 支部長 総合支庁長

(イ) 副支部長 総務企画部長

(ウ) 支部員 総合支庁の部長等及び関係出先機関の長

イ 招集

支部長は、支部の災害対策に関する重要事項の総合調整を行うため、必要に応じ支部員会議を招集する。この場合、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じ関係機関や外部の専門家等の出席を求める。

ウ 所掌事務等

(ア) 所管区域における災害情報の総括及び本部への情報提供に関すること

(イ) 災害応急対策に係る本部への意見具申に関すること

(ウ) 総合支庁各部及び関係出先機関が実施する災害応急対策の総合調整に関すること

(エ) 所管区域の被災市町が実施する災害応急対策に対する応援に関すること

(オ) その他所管区域の災害対策上必要な事項に関すること

(5) 支部事務局

ア 事務局長 総務企画部総務課長

イ 事務局員 総務企画部総務課及び事務局業務班員として、総合支庁長があらかじめ定めた職員

(6) 支部を構成する総合支庁各部及び出先機関

支部を構成する総合支庁各部及び出先機関は、その分掌事務に係る災害応急対策に従事するとともに、支部員会議において災害応急対策の調整が行われた場合は、その調整結果に基づき応急対策を実施する。

(7) 市町災害対策本部に対する連絡調整員の派遣

支部長は、被災市町と密接に連携し、災害情報及び県に対する要請等の迅速かつ適確な収集並びに必要な支援の調整を行うため、支部を構成する総合支庁各部及び出先機関の職員のうちから必要な人数を、連絡調整員として管内の市町災害対策本部等に派遣する。

7 本部、現地本部、支部における職員応援

(1) 本部

ア 災害応急対策の実施にあたって人員が不足する部局等は、他の部局等及び被災市町を管轄しない出先機関から応援を受ける。

イ 県の組織全体をもってしてもなお人員が不足する場合は、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定書を締結している道県に対し職員の派遣を要請し、応援を受ける。なお、被害が広域的かつ甚大であると判断される場合は、全国知事会を通じて各都道府県による応援の調整を依頼する。

(2) 支部

ア 支部長は、支部を構成する総合支庁各部及び出先機関が、その災害応急対策を実施するにあたり人員が不足する場合は、当該総合支庁各部及び出先機関の長からの応援要請に基づき、支部内の人員に余裕のある総合支庁各部及び出先機関からの職員の派遣をもって応援を行うよう調整する。

イ 支部長は、支部組織全体をもってしてもなお人員が不足する場合は、本部に対し応援を要請する。

なお、本部への通信が途絶し、又は緊急を要する場合は、直接、隣接する総合支庁に対して応援を要請し、事後において本部にその旨を報告する。

(3) 退職者等の人材確保

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）や民間の人材の確保方策をあらかじめ整え、協力を求める。

8 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等

(1) 災害緊急事態の布告

内閣総理大臣は、収集された情報により、国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生しており、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行う。

(2) 災害緊急事態への対処

内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、政府が一体となって、災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため、速やかに必要な閣議請議等の所要の手段を行い、災害緊急事態への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定める。

内閣総理大臣は、災害緊急事態への対処に当たり、対処基本方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

＜内閣総理大臣が布告に基づき指揮監督する応急対策活動＞

- ア ライフライン施設に関する応急対策活動
- イ 救助・救急活動
- ウ 災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣
- エ 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣
- オ 広域後方医療活動
- カ 緊急輸送活動
- キ 資機材の調達
- ク 広域避難収容活動
- ケ 調達、供給活動
- コ 防疫活動
- サ 消防機関による応援
- シ 交通規制

内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めることとし、協力を求められた国民は、これに応ずるよう努める。

(3) 現地災害対策本部との連携

本部は、国の現地災害対策本部が設置された場合は、合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策を円滑かつ適確に推進する。

9 沿岸市町の活動体制

沿岸市町は、当該市町の区域において災害が発生し又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び沿岸市町地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

(1) 組織及び活動体制

沿岸市町長は、災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢及び情報連絡体制等を、県の体制に準じてあらかじめ定めておく。

(2) 市町災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

沿岸市町長は、市町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（危機管理課）に対し報告するとともに、県警察及び消防機関等に通報する。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

沿岸市町長は、当該市町に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

10 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑かつ的確に行われるよう、相互に協力する。

11 業務継続性の確保

県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、県、沿岸市町及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

特に、県及び沿岸市町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

県及び沿岸市町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

12 複合災害への対応

- (1) 県及び沿岸市町、防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。
- (2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地対策本部についても、同様の配慮を行う。
- (3) 県及び沿岸市町、防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。
- (4) 県及び沿岸市町、防災関係機関は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震、地震の後の津波等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2節 職員の動員配備体制

1 計画の概要

県の機関が、地震・津波による大規模災害発生時に、災害応急対策を迅速に推進するための、県職員の動員体制について定める。

2 初動対応の基本的な考え方

発災当初の72時間は、救命・救助活動においてきわめて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びそのために必要な活動に人的、物的資源を優先的に配分する。

3 災害発生時における配備体制

県内において災害が発生し又は発生するおそれがある場合、又は津波警報等若しくは気象等に関する特別警報・警報・注意報等が発表された場合、危機管理に係る24時間警戒体制に基づき宿日直職員が迅速な初動対応を行うとともに、災害応急対策を実施すべき部局等の課・室並びに出先機関（以下「各所属」という。）の長は、別表「職員の動員配備体制」に基づき、その配備体制ごとにあらかじめ指定した職員（以下「指定職員」という。）を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。

また、これらの職員では対応できない規模の災害であると判明した場合は、必要に応じてその他の職員を登庁させ、配備体制を強化する。

なお、指定職員の指定にあたっては、勤務時間外に大規模な災害が発生し、交通が混乱又は途絶した場合でも迅速に初動体制が確立できるよう、職員の居住地と庁舎までの距離及び担当業務等を勘案する。

4 勤務時間外における職員の招集

- (1) 指定職員は、以下の場合には、配備基準等に従い、所属長の指示を待つことなく速やかに登庁する。
 - ア 勤務時間外に災害の発生又は地震若しくは津波の発生を覚知したとき
 - イ 職員参集システムによる緊急情報を得たとき
 - ウ テレビ、ラジオ等により気象等に関する特別警報・警報の情報を得たとき
 - エ 危機管理課職員からの情報を得たとき
- (2) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難及び病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。
- (3) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、最寄りの県の庁舎等から防災行政無線又は電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受ける。

(別表)

災害時等における職員の動員配備体制

平成 30 年 4 月 1 日現在

配備	災害対策組織設置基準		職員配備基準	体制
警戒配備	災害対策警戒班	1 大雨洪水警報発表時 2 台風接近時等の大雨洪水注意報発表時	・危機管理課警戒当番、農林水産部、県土整備部、企業局の担当職員（注2）	
		3 津波注意報発表時 4 竜巻注意情報発表時	・危機管理課警戒当番	
特別警戒配備	災害対策連絡室	1 津波警報発表時 2 県内で震度4の地震が観測されたとき 3 台風接近時等の大雨洪水警報発表時 4 噴火警戒レベル2又は噴火警戒レベル3が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・下記に定める職員 ① 津波警報発表時：危機管理監、危機管理課長、防災指導主幹、危機管理課全職員 ② 震度4：危機管理課長、防災指導主幹、危機管理課防災担当・防災指導担当職員 ③ 台風接近時等の大雨・洪水警報発表時：危機管理課防災担当・防災指導担当職員 ④ 噴火警戒レベル2又は噴火警戒レベル3：危機管理監、危機管理課長、防災指導主幹、危機管理課防災担当・防災指導担当職員 ・農林水産部、県土整備部、企業局等の応急対策が必要な課の予め定める職員	必要に応じ関係課室長で構成する災害対策関係課長会議を設置
		非	災害対策本部	1 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（注3） 3 知事が特に必要と認めたとき

注1：この表は、県本庁職員の動員配備体制を示しているが、出先機関の職員の動員配備体制もこれに準じる。

注2：農林水産部、県土整備部、企業局等の動員配備体制の詳細は各部局の動員配備計画に基づく。

注3：特別警報（地震以外）の発表時は、これに該当する。

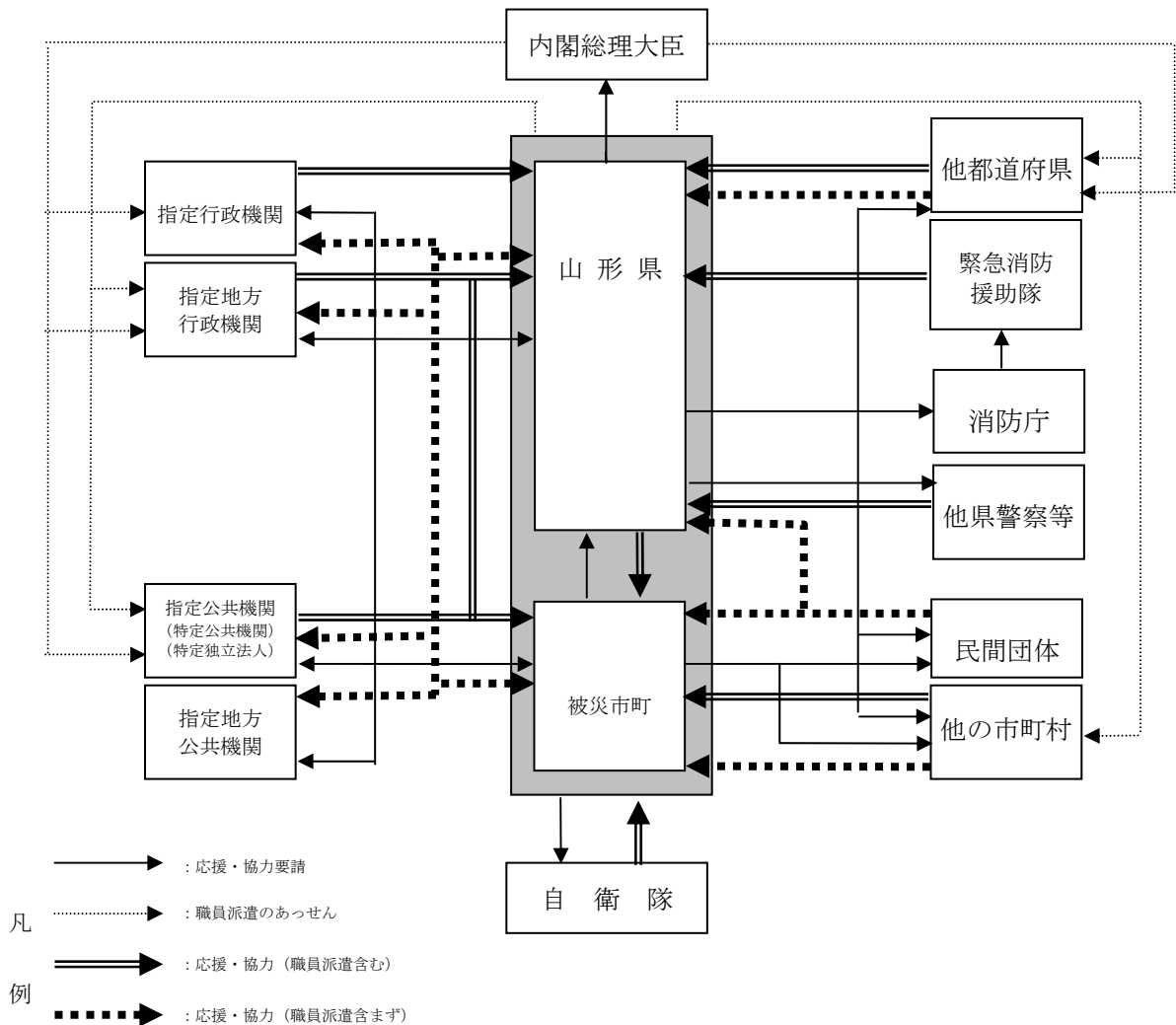
※ 上記のほか、県内震度3以下で北海道・東北・新潟管内で震度5以上、その他都府県で震度6以上の地震が発生した場合は、危機管理課警戒当番が情報収集にあたる。

第3節 広域応援計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、被災していない都道府県、市町村及び民間団体等の協力を得て、県内での災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

2 広域応援計画フロー



3 被災市町の応援要請

(1) 県に対する要請

ア 被災市町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

なお、知事は、被災状況により被災市町長が応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援するものとする。

県は、県内で災害が発生した場合で、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を

行うことが不可能になったときは、応急措置を実施するため沿岸市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町に代わって行う。

(7) 連絡先及び方法

危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む）又は文書（ファクシミリを含む）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

a 応援要請事項

- (a) 応援を必要とする理由
- (b) 応援を必要とする場所
- (c) 応援を必要とする期間
- (d) その他応援に関し必要な事項

b 応急措置要請事項

- (a) 応急措置の内容
- (b) 応急措置の実施場所
- (c) その他応急措置の実施に関し必要な事項

(イ) 知事は、被災市町長から応援の要請等を受けた場合は、県が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力する。

イ 被災市町長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る）からの職員派遣のあつせんを要請する。

(7) 派遣を要請する理由

- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 市町村に対する要請

ア 被災市町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形縣市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告するものとする。

イ アの応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

なお、応援を要請された市町村長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。

ウ 各市町村長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

ア 被災市町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 指定地方行政機関の長又は特定公共機関は、沿岸市町長から職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

(4) 民間団体等に対する要請

被災市町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。

(5) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼（第5節参照）

ア 被災市町長は、災害の発生に際し当該市町の住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

イ 被災市町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

(6) 被災市町の支援体制の構築に係る留意点

ア 市町村は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

イ 県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

ウ 市町村は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

4 県の応援要請

(1) 他の市町村への応援指示

ア 知事は、被災市町が応急措置を的確かつ円滑に実施できるよう、特に必要があると認める場合は、他の市町村長に対し次の事項を示して、当該地の市町が行う災害応急対策の実施状況等を勘案しながら、被災市町を応援するよう必要な指示又は調整を行う。

- (ア) 応援を求める理由
- (イ) 応援を求める職種別人員、車両、資機材及び物資等
- (ウ) 応援を求める場所
- (エ) 応援を求める期間
- (オ) その他応援に関し必要な事項

(2) 他の都道府県に対する要請

ア 知事は、大規模な災害が発生した場合に、県のみでは十分な災害応急対策が実施できないと認めた場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定書」に基

づき、応援調整窓口である宮城県、新潟県又は福島県に対し、この順位に従い応援を要請する。

イ 知事は、上記応援協定締結道県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めた場合は、全国知事会を通じて「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援を要請する。要請は、北海道・東北ブロックの幹事県を窓口として、必要事項をファクシミリ等により伝達して行う。

(3) 指定行政機関等に対する職員派遣要請

ア 知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（特定独立行政法人に限る）に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 指定地方行政機関の長は、知事から職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

ウ 内閣府、消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部）は関係省庁、関係団体と連携しながら、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんを行う。

(4) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する応急措置の要請

ア 知事は、県内における応急措置が的確かつ円滑に実施できるようにするため、必要があると認める場合は、要請事項を明らかにして、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、当該機関が所管する応急措置の実施を要請し、又は求める。

イ 指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）及び指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）は、知事から応急措置の実施要請を受け、又は求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実施する。

ウ 国は、被災により、沿岸市町及び当該市町を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため沿岸市町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町に代わって行う。

エ 国は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。

(5) 内閣総理大臣に対する要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにして、指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（特定独立行政法人に限る）の職員の派遣についてあっせんを求める。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(6) 酒田海上保安部に対する要請

知事は、人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇等による海上輸送等の救援が必要と認める場合は、酒田海上保安部に対し次の事項を明らかにして支援を要請する。

- ア 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- イ 救援活動を必要とする期間
- ウ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他救援活動に必要な事項

(7) 自衛隊に対する災害派遣要請

知事は、自ら収集した情報により、又は被災市町長、警察署長若しくは指定地方行政機関の長から自衛隊の派遣要請依頼があり、住民の生命又は財産を保護するため必要と認める場合は、直ちに関係自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

(8) 民間団体等に対する要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に実施できるようにするため、必要があると認める場合は、県域を管轄する民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

- ア 協力要請事項
 - (ア) 応援を必要とする作業内容
 - (イ) 応援を必要とする人員、車両、資機材及び物資等
 - (ウ) 応援を必要とする場所及び集合場所
 - (エ) 応援を必要とする期間
 - (オ) その他応援に関し必要な事項
- イ 応援協力を要請する主な民間団体等
 - (ア) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体及び運送業団体等の産業別団体
 - (イ) 医師会、歯科医師会及び県建築士会等の職業別団体
 - (ウ) その他、県に対し奉仕活動を申し入れた団体

(9) 支援体制の構築に係る留意点

- ア 県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- イ 県は市町村、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関で情報共有を図るよう努める。
- ウ 県は、市町村が相互に応援する体制を構築する際には、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

5 県公安委員会の援助の要求

県公安委員会は、災害の発生に伴い必要と認める場合は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第 60 条の規定に基づき警察災害派遣隊の援助の要求を行う。

6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

- (1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事、沿岸市町長又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、応急措置の実施を要請又は指示することができる。
- (2) 知事、沿岸市町長及び指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長から応急措置の実施を要請された場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実施する。
- (3) 指定地方行政機関の長（酒田海上保安部長を除く。）は、その管理に属する施設の被災に関連して、被災地域住民の生命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。
- (4) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

東北地方整備局、東北運輸局、仙台管区気象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う。

また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、所掌する応急措置を実施するために特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、知事又は沿岸市町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めことができる。
- (2) 指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、知事及び沿岸市町長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

8 消防の広域応援

- (1) 県内市町村相互の広域応援体制

被災市町は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

知事は、災害に際して緊急の必要がある場合は、県内の他の市町村長又は市町村の消防長に対し応援等の指示を行うことができる。

- (2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制

ア 沿岸市町長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。

イ 知事は沿岸市町長から応援を求められた場合又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めた場合は、消防組織法第 44 条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

ウ 被災市町長又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

- (ア) 山形県消防応援活動調整本部の設置
- (イ) 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- (ウ) 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (エ) 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

9 広域応援・受援体制

- (1) 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

なお、応援・受援が円滑に行われるよう、応援・受援の内容について、あらかじめマニュアルを整備しておき、実動訓練を踏まえて、必要な改善に努める。

- (2) 市町村及び防災関係機関は、県に準じて必要な準備を整える。
- (3) 県、市町村及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

10 ヘリコプター等の運用調整

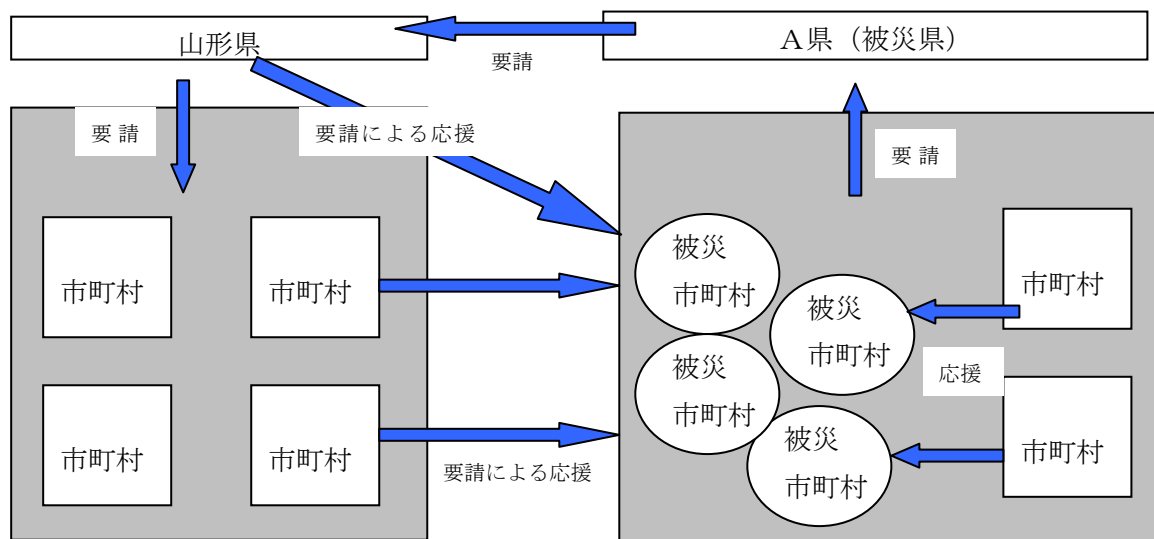
ヘリコプター及び固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）を保有する関係機関は、多数のヘリコプター等の効率的な運用及び安全運航体制を確保するため、別に定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害活動計画」に基づき、ヘリコプター等の運用調整班を設置し、災害対策本部事務局と連携して、ヘリコプター等の運用調整を行う。

第3節の2 被災県等への広域応援計画

1 計画の概要

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模地震・津波発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への広域応援について定める。

2 被災県等への広域応援計画フロー



3 広域応援体制

県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

4 被災した他県等への広域応援活動

県及び市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。また、県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

県及び市町村、防災関係機関は、国と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

(1) 県の対応

ア 被災した他県等からの要請を受け、県内市町村に対し、他県等への応援要請を行う。

イ 県は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「山形県広域支援対策活動マニュアル」に従って対応する。

(2) 市町村の対応

市町村は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。

(3) 防災関係機関の対応

防災関係機関においては、県及び市町村と連携しながら、円滑な応援活動が実施できるよう、必要な対策を講じておき、応援要請があった際には、迅速な応援活動を行う。

(4) 県公安委員会・県警察の対応

ア 県公安委員会は、警察庁との連携のもと、必要に応じ、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊を被災地に派遣する。

イ 県警察は、警察災害派遣隊について、実践的な訓練装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図る。

(5) 消防の広域応援

被災地市町の属する都道府県知事の要請に基づき、消防庁長官から、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め又は指示があった場合は、「緊急消防援助隊山形県隊応援等実施計画」に基づき、迅速な応援活動を行う。

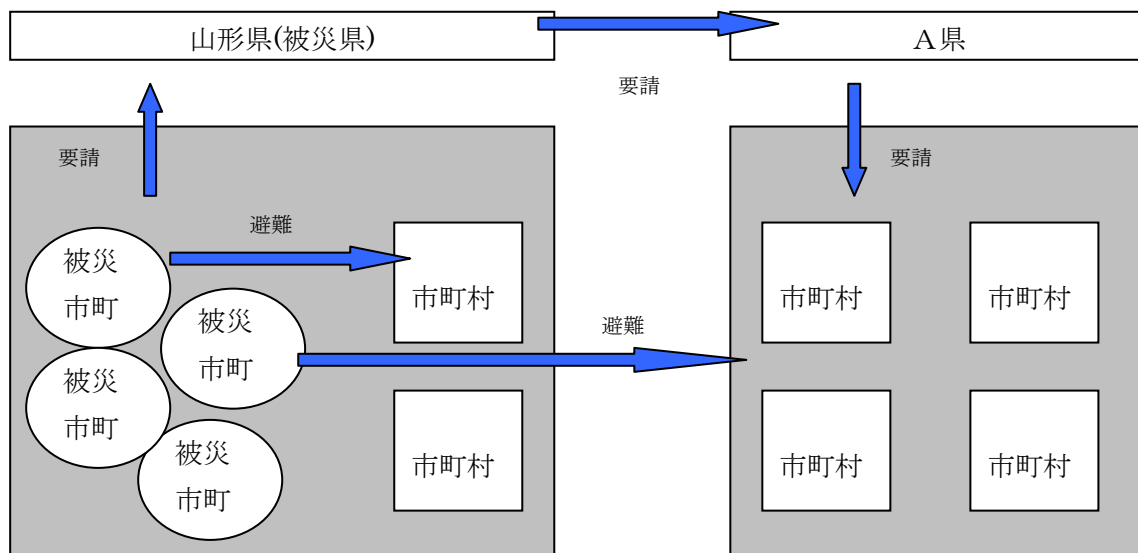
第3節の3 広域避難計画

1 計画の概要

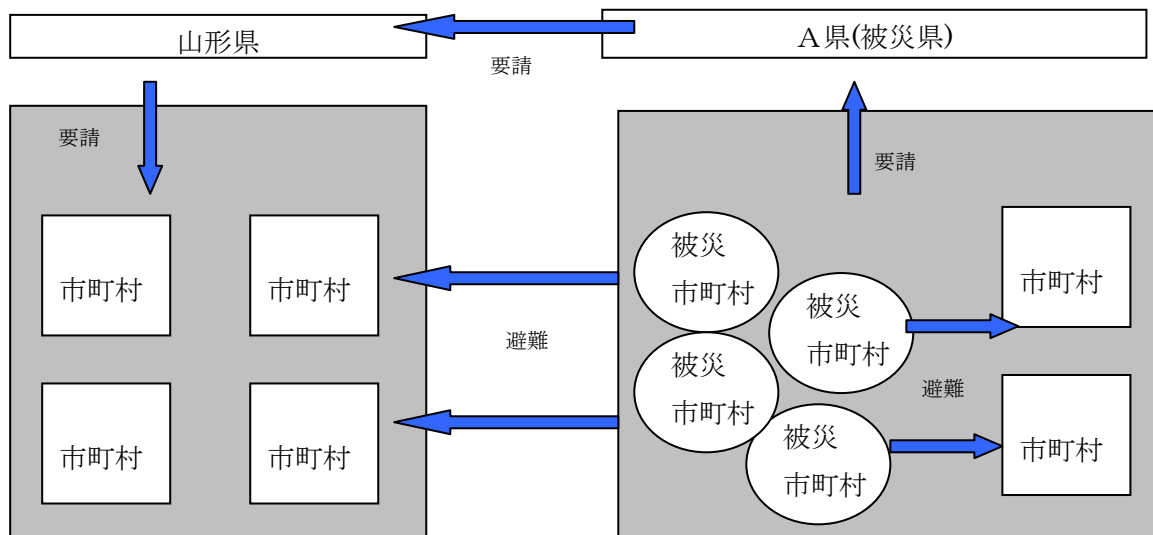
地震・津波による大規模災害時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

2 広域避難計画フロー

(1) 他の自治体への広域避難



(2) 他県等からの避難受入れ



3 他の自治体への広域避難要請

(1) 受入れに係る協議

ア 県内の被災市町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、当該市町内で可能な応急対策をとってもなお、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難を行う。

(ア) 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。

- (イ) 他の都道府県への広域避難については、県に対し他県等への避難要請を行う。
- イ 県は、県内の被災市町から他県等への広域避難の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。また、被災市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、当該被災市町村の要求を待たないで、広域避難のための協議を当該市町に代わって行う。
- ウ 県は、被災市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。
- エ 内閣府及び消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部）は、県から要請があった場合には、受け入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難（広域一時滞在）について助言を行う。
- オ 国は、沿岸市町及び当該市町を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。また、沿岸市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、被災市町の要求を待たないで、当該市町に代わって行うこととなる当該市町を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

(2) 広域避難者への配慮

- ア 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- イ 県、市町村及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(ア) 被害の情報

- (イ) 二次災害の危険性に関する情報
- (ウ) 安否情報
- (エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- (オ) 医療機関等の生活関連情報
- (カ) 各機関が講じている施策に関する情報
- (キ) 交通規制に関する情報
- (ク) 被災者生活支援に関する情報

(3) 広域避難に係る事前の備え

- ア 沿岸市町は、大規模災害に伴う広域避難に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。
- イ 県は、防災関係機関と連携しながら、市町村が行う広域避難の事前の対策について助言を行う。

4 他県等からの避難受入れ要請への対応

(1) 受入れ要請に係る協議

ア 県は、被災した他県等から受入要請があった場合には、市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について、市町村と協議する。なお、市町村は、指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ選定しておくよう努める。

イ 県は、協議が整い次第、要請を行った他県等にその旨を伝える。

(2) 避難者への情報提供

県、市町村及び防災関係機関は、他県からの被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

- (ア) 被害の情報
- (イ) 二次災害の危険性に関する情報
- (ウ) 安否情報
- (エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- (オ) 医療機関等の生活関連情報
- (カ) 各機関が講じている施策に関する情報
- (キ) 交通規制に関する情報
- (ク) 被災者生活支援に関する情報

(3) 県の対応

県は、被災した他県等からの広域避難を受入れる場合は、あらかじめ受入手続き等を定めたマニュアルを整備しておく。

(4) 市町村の備え

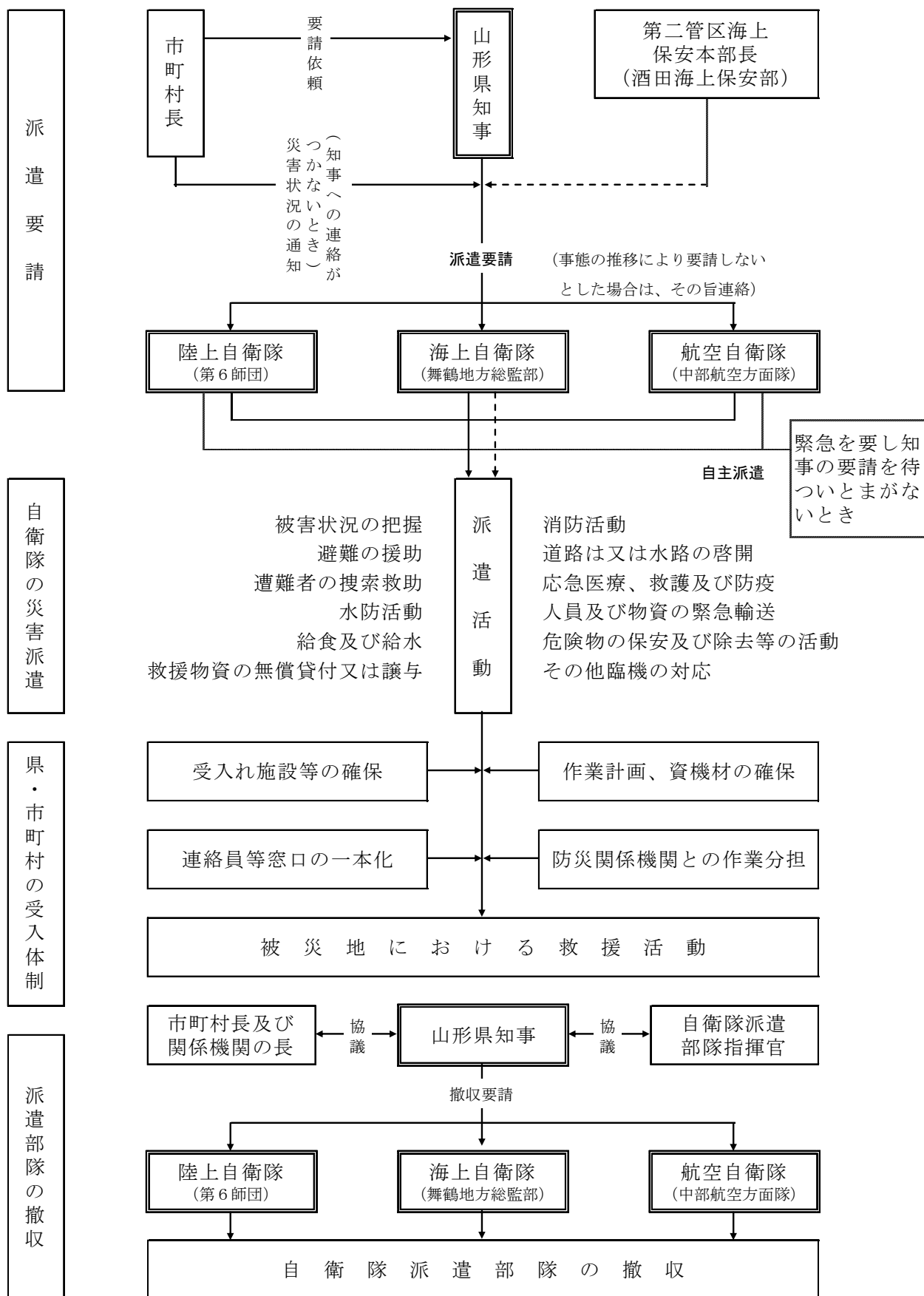
市町村は、指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第4節 自衛隊災害派遣計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害時に、自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

2 自衛隊災害派遣計画フロー



3 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要性があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示（緊急）等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送及び通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

5 県への連絡幹部の派遣

- (1) 自衛隊は、次の場合に、通信機器を携帯した連絡幹部を県へ派遣する。
- ア 県内で震度5強以上の地震が観測された場合、別命なく派遣する。
 - イ 県内で震度5弱以下の地震が観測された場合は、必要に応じ派遣する。
 - ウ 気象庁から、山形県に大津波警報が発表された場合
 - エ 知事が、災害の状況等により、自衛隊と情報交換し又は部隊等の派遣に関し連絡を密にする必要があると認めて、連絡幹部の派遣を依頼した場合
 - オ 救援活動のため被災地へ部隊を派遣した場合
- (2) 県は、自衛隊連絡幹部の受入れにあたっては、庁舎内に連絡幹部執務室を提供するとともに、必要に応じ寝具等を確保する。

6 自衛隊災害派遣要請の手続き

- (1) 知事が自衛隊に対して行う災害派遣要請等
- ア 知事は、自ら収集した情報、県警察の災害情報及び自主的な活動による自衛隊の災害情報等に基づき、自衛隊による救援活動が必要と認める場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請する。
 - イ 派遣要請は、自衛隊法施行令第106条に基づき、次の事項を明らかにした文書により行う。
 - ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により要請し、事後速やかに文書を送付する。
 - (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項
 - ウ 知事は、事態の推移により、救援活動の必要が無くなったと判断する場合は、その旨を自衛隊に連絡する。
- (2) 沿岸市町長の知事に対する派遣要請依頼
- ア 沿岸市町長は、知事に対して法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（危機管理課）に文書により行うものとする。
 - ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。
 - (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 沿岸市町長は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、法第 68 条の 2 第 2 項に基づき、必要に応じて、その旨及び当該沿岸市町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、沿岸市町長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(3) 沿岸市町長の自衛隊に対する緊急通知

沿岸市町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、法第 68 条の 2 第 2 項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、沿岸市町長は事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

7 自衛隊の自主派遣

(1) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第 8 3 条第 2 項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

イ 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

エ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること

(2) 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

(3) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

8 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

(1) 自衛隊は、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項を防災行政無線、電話又はファクシミリ等で速やかに知事に連絡する。

ア 派遣部隊名及び人員等の派遣規模

イ 指揮官の官職及び氏名

ウ 部隊の受入れに必要な体制

エ その他必要な事項

(2) 知事は、自衛隊から災害派遣の連絡を受けたときは、速やかに派遣地の沿岸市町にその内容を連絡する。

9 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

知事、沿岸市町長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

知事及び沿岸市町長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業実施に必要な図面の確保
- エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保
- オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入れ施設等の確保

知事及び沿岸市町長は、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

- ア 事務室
- イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）
 - ・小型機（OH-6）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地
 - ・中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地
 - ・大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地
- ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

10 自衛隊災害派遣部隊との協議、調整

県は、自衛隊の派遣部隊と協議し、対策の緊急性、重要性を判断して救援活動の優先順位を定め、自衛隊活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

11 自衛隊災害派遣部隊の撤収

(1) 知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう当該沿岸市町長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議する。

(2) 災害派遣撤収手続

知事は、災害派遣撤収手続に当たり、先ず電話等をもって派遣自衛隊に撤収を要請し、事後速やかに文書を送達する。

12 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた沿岸市町（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と沿岸市町長が協議する。

13 派遣要請先及び連絡窓口

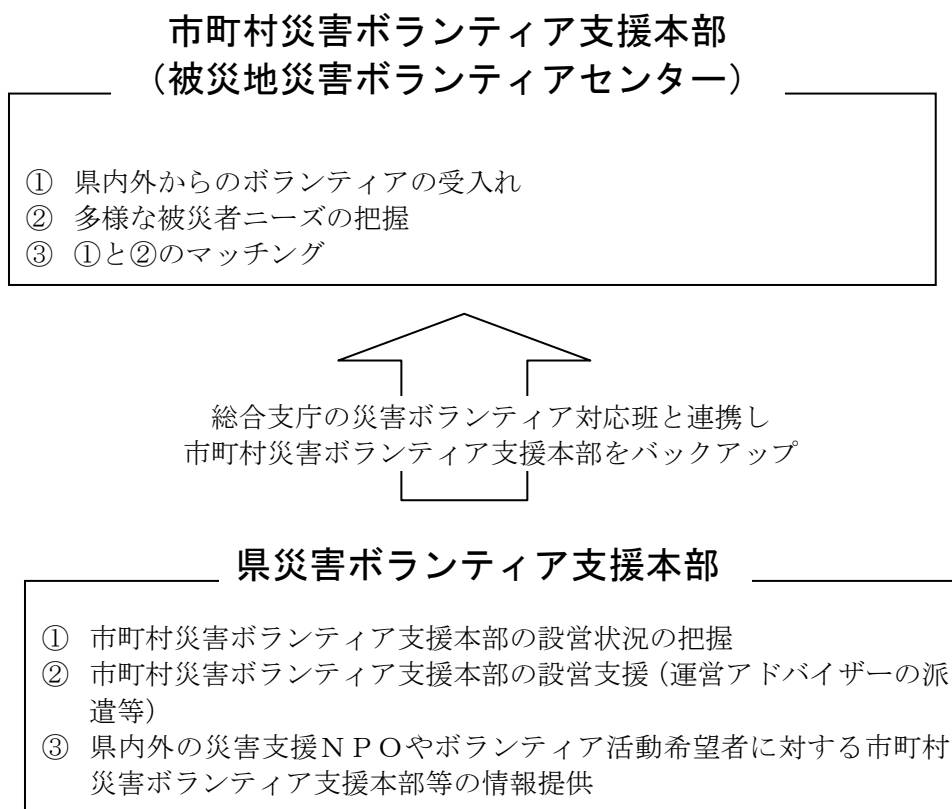
災害派遣の要請先	電話番号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電話 0237-48-1151 内線 5075 (夜間・休日 当直 内線 5207・5019) ファクシミリ 0237-48-1151 内線 5754
海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部 (作戦室)	電話 0773-62-2250 内線 2224 電話 0772-62-2255 (直通) ファクシミリ 0773-64-3609 (直通)
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 (防衛部運用課2班)	電話 04-2953-6131 内線 2233 (夜間・休日当直 内線 2204) ファクシミリ 04-2953-6131 内線 2269

第5節 災害ボランティア活動支援計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害時に、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、県及び沿岸市町等が山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき実施するボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

2 災害ボランティア活動計画フロー



3 県災害ボランティア支援本部

(1) 設置

ア 県は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じて県災害ボランティア支援本部を設置する。

イ また、各総合支庁に設置される本部の支部内に、それぞれの管轄区域をその区域とする災害ボランティア対応班を設置する。

(2) 運営

県災害ボランティア支援本部は、各総合支庁災害ボランティア対応班と連携し、市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の支援を行う。

ア 被災沿岸市町に設置される市町村災害ボランティア支援本部の設置状況を把握するとともに、その設置及び運営が困難な沿岸市町には、運営アドバイザーやボランティアの派遣等の支援策を講じる。

イ 県内外の災害支援NPOやボランティア活動希望者に対し、市町村災害ボランティア支

援本部等の情報を提供する。

ウ 市町村災害ボランティア支援本部から要請があった場合や、必要と判断した場合には、各種広報媒体を通じて、広くボランティアの募集等を行う。

エ 県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

4 市町村災害ボランティア支援本部

(1) 設置

沿岸市町は、大規模な災害が発生した場合、市町社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。

(2) 運営

市町村災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を行う。

ア ボランティアの受入れ

イ 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

ウ ボランティア活動の調整及び派遣要請等

(ア) 把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。

(イ) 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

エ ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。

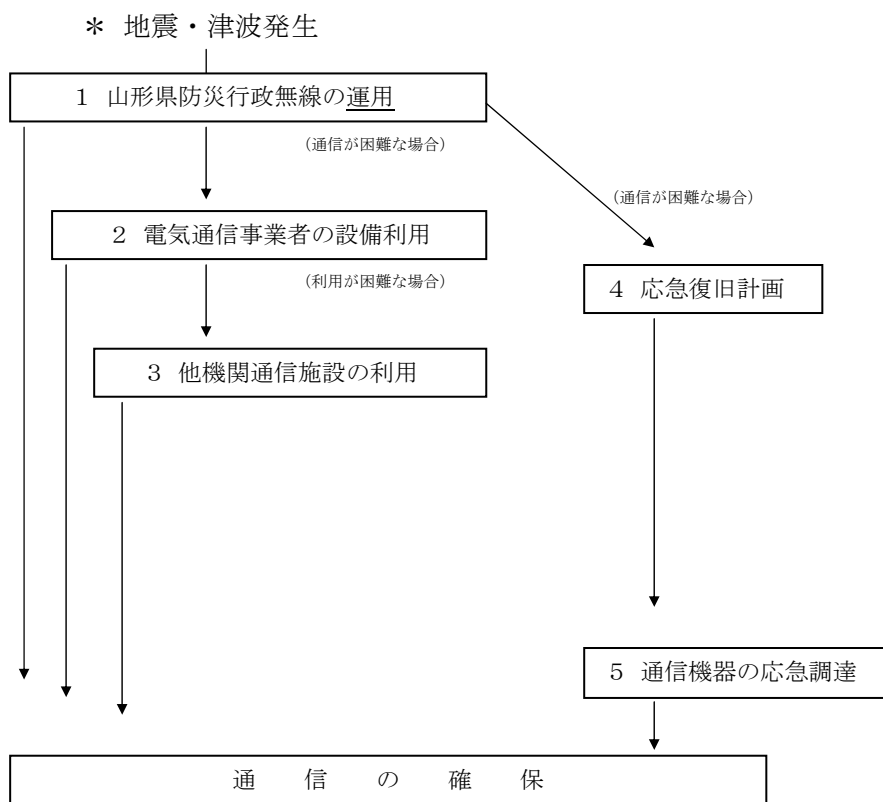
第2章 情報収集伝達関係

第1節 通信計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害時に、応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

2 通信計画フロー



3 防災通信施設の運用体系

(1) 通信手段の概要

- ア 県防災行政無線 県関係機関、沿岸市町・消防及び県内防災関係機関、消防庁及び地域衛星通信ネットワークに加入している都道府県等との連絡
- イ 消防防災無線 消防庁及び都道府県防災担当課との連絡
- ウ 国土交通省多重無線回線 国土交通省関係機関、県土整備部及び総合支庁建設部等との連絡
- エ 中央防災無線 内閣府等中央省庁間の連絡
(緊急連絡用回線)
- オ 電気通信事業者設備 NTT東日本加入電話、災害時優先電話及び衛星携帯電話等

(2) 通信手段の運用順位

- ア 災害発生時には、県防災行政無線を中心に使用し、電気通信事業者の設備が利用可能かどうか確認しながら、確保可能な通信手段の拡大を図る。
- イ 県防災行政無線が使用不能となったときは、応急復旧を図りつつ、電気通信事業者設備及び国土交通省多重無線回線等、他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。
- ウ 県防災行政無線に加え、電気通信事業者設備や国土交通省多重無線も使用不能となった場合は、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用、又は(一社)アマチュア無線連盟山形県支部への応援要請により通信を確保する。

4 災害発生時の通信連絡

(1) 県防災行政無線の運用

県（危機管理課）は、災害発生時に情報の収集、伝達を迅速かつ円滑に行うため、「山形県防災行政無線運用規程」に基づき、必要により通信統制を行う。

ア 回線統制

全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ 通話統制

任意の話中回線に緊急割込み通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

(2) 電気通信事業者の設備利用

ア 災害時優先電話の使用

災害発生時には輻輳等による通信障害が予想されるため、防災関係機関は、あらかじめ東日本電信電話株式会社等に申請を行い承諾を得た災害時優先電話を活用する。

イ 衛星携帯電話の使用

加入電話が使用不能となった場合は、県（危機管理課）及び各総合支庁等に設置した衛星携帯電話を活用する。

(3) 他機関の通信施設の利用

ア 県、沿岸市町、水防機関、山形地方気象台及び日本赤十字社山形県支部は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、消防組織法第23条又は災害救助法第28条に基づき、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、沿岸市町、山形県警各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、酒田海上保安部、山形地方気象台、東日本旅客鉄道株式会社山形支店又は東北電力株式会社山形支店の所有する通信設備を利用することができる。

イ 知事は、沿岸市町からの依頼又は自らの判断により必要と認めた場合、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

ウ 県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

エ 県、沿岸市町及び防災関係機関は、防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は必要な措置を講じる。

オ 県は、必要に応じ、「アマチュア無線による災害時応援協定」に基づき、被災地や避難場所等との連絡について、アマチュア無線連盟山形県支部に対して協力を要請する。その

際、アマチュア無線がボランティアであることに配慮する。

5 通信施設の被害対応

(1) 県防災行政無線の応急復旧計画

県（危機管理課）は、災害発生後直ちに県防災行政無線の疎通状況の監視及び機能確認を行い、災害情報連絡のための通信手段の確保を図るとともに、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配備する。

また、災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努める。

(2) 通信機器の応急調達

県、沿岸市町等の防災関係機関は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。また、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

第2節 津波警報・地震情報等伝達計画

1 計画の概要

地震・津波による被害を最小限にとどめるため、国、県、市町村及び放送機関等の防災関係機関が、「津波警報等」、「地震・津波情報」並びに「津波予報」を、迅速かつ正確に沿岸住民、海水浴客及び漁港・港湾関係者等に伝達するための方法について定める。

2 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報

(1) 津波警報等の発表

山形県に関わる津波警報等は、気象業務法第15条に基づき、気象庁から発表され、山形地方気象台を経由して、山形県、関係機関、市町村及び住民へと伝達されるが、その流れは次のとおりである。

(別図 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の発表の流れを参照のこと)。

ア (3)に挙げる津波警報等が発表された場合、(4)に挙げる津波情報で津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが適宜発表される。

なお、津波警報等は、報道機関によりテレビ等で放送されることにも留意する必要がある。

イ 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、(5)に挙げる内容が津波予報で発表される。

ウ 地震情報は、震度3以上を観測した場合、(6)に挙げる情報のうち「震度速報」が2分以内に発表され、その後「震源に関する情報」等が順次発表される。

(2) 緊急地震速報

気象庁は、地震の発生により最大震度が5弱以上と予想された場合、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、これを報道機関等の協力によりテレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

沿岸市町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努める。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(3) 津波警報等の種類

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時

点ではまだ断層のずれが終了していないことが考えられ、地震の規模をすぐに精度よく求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する予想される津波の高さは「巨大」や「高い」という言葉を用いて、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さを数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m < 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	--	----------------------------	---------	---

※大津波警報は特別警報に位置付けられている。

津波警報等を利用するにあたっての留意事項

- (7) 津波警報等は地震が発生してから約3分(一部の地震※については最速2分以内)を目標に発表するが、沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等が津波の襲来に間に合わない場合がある。このため、沿岸地域など津波災害のリスクのある地域の住民等には、強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的に安全な場所へ避難する等、自らの命は自ら守る行動を求めることが重要である。

(※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震。)

- (イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新される場合がある。
- (ウ) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このとき、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未滿となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- (エ) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(4) 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(5) 津波予報の内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

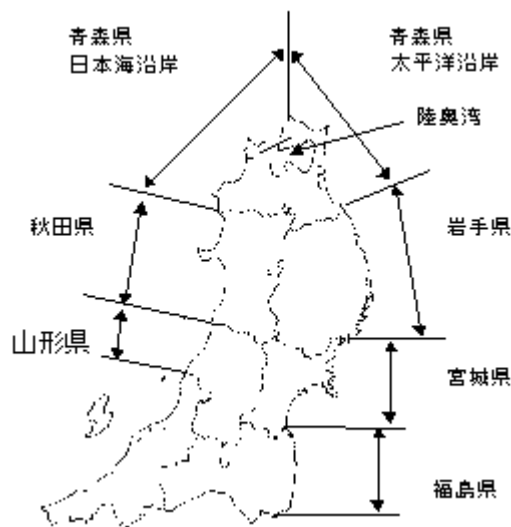
(6) 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(7) 山形県の津波予報区及び地震情報に用いる地域名称

ア 津波予報区図

東北地方における津波予報区は次の図のとおりとなっており、山形県が属する津波予報区の名称は「山形県」である。



イ 地震情報に用いる地域名称

山形県における地震情報に用いる震度の地域名称の区分は図のとおりである。



3 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の伝達

山形地方気象台、県、県警察本部、沿岸市町及び防災関係機関は、津波警報等、地震・津波情報及び津波予報については別図「津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の伝達経路図」により伝達する。

(1) 山形地方気象台

山形地方気象台は、気象庁が発表した「津波警報等」をN T T東日本専用回線を利用した防

災情報提供システム等により県、県警察本部、放送機関、酒田海上保安部及びその他の防災関係機関へ伝達する。

気象庁は、津波警報等の発表・伝達にあたって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。また、津波は第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

なお、全国瞬時警報システム（J－ALERT）を設置している機関は、気象庁から消防庁を経由し、伝達を受けることもできる。

(2) 県

県は伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、県防災行政無線等により速やかに沿岸市町、沿岸消防本部及び庄内総合支庁に伝達する。

特に、特別警報に位置付けられる大津波警報について通報を受けた時は、県防災行政無線等により直ちに沿岸市町に通知する。

また、これらの機関に加え、関係する市町村、消防本部及び総合支庁へも伝達する。

(3) 県警察本部

県警察本部は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、警察用通信回線等により速やかに沿岸の警察署、交番・駐在所及び沿岸市町へ伝達する。

また、これらの機関に加え、関係警察署、関係交番・駐在所及び関係市町村へも伝達する。

(4) 沿岸市町及び消防本部

沿岸市町及び消防本部は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、同報系防災行政無線、緊急速報メール、サイレン吹鳴装置及び巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

なお、沿岸市町は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

また、避難指示（緊急）等の解除にあたって、沿岸市町は、十分に安全性の確認に努める。

(5) 放送機関

放送機関は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、テレビ及びラジオにより速やかに放送し、住民に周知する。

(6) 酒田海上保安部

酒田海上保安部は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、必要に応じ速やかに関係船舶代理店・漁協支所等海事関係者にFネット（NTT東日本公衆回線）で伝達するほか、巡視船艇により周知する。

また、第二管区海上保安本部は、無線電話等により船舶に周知する。

(7) 県庄内総合支庁水産振興課

県庄内総合支庁水産振興課は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、速やかに航海中・入港中の漁船等に周知する。

(8) その他の防災機関

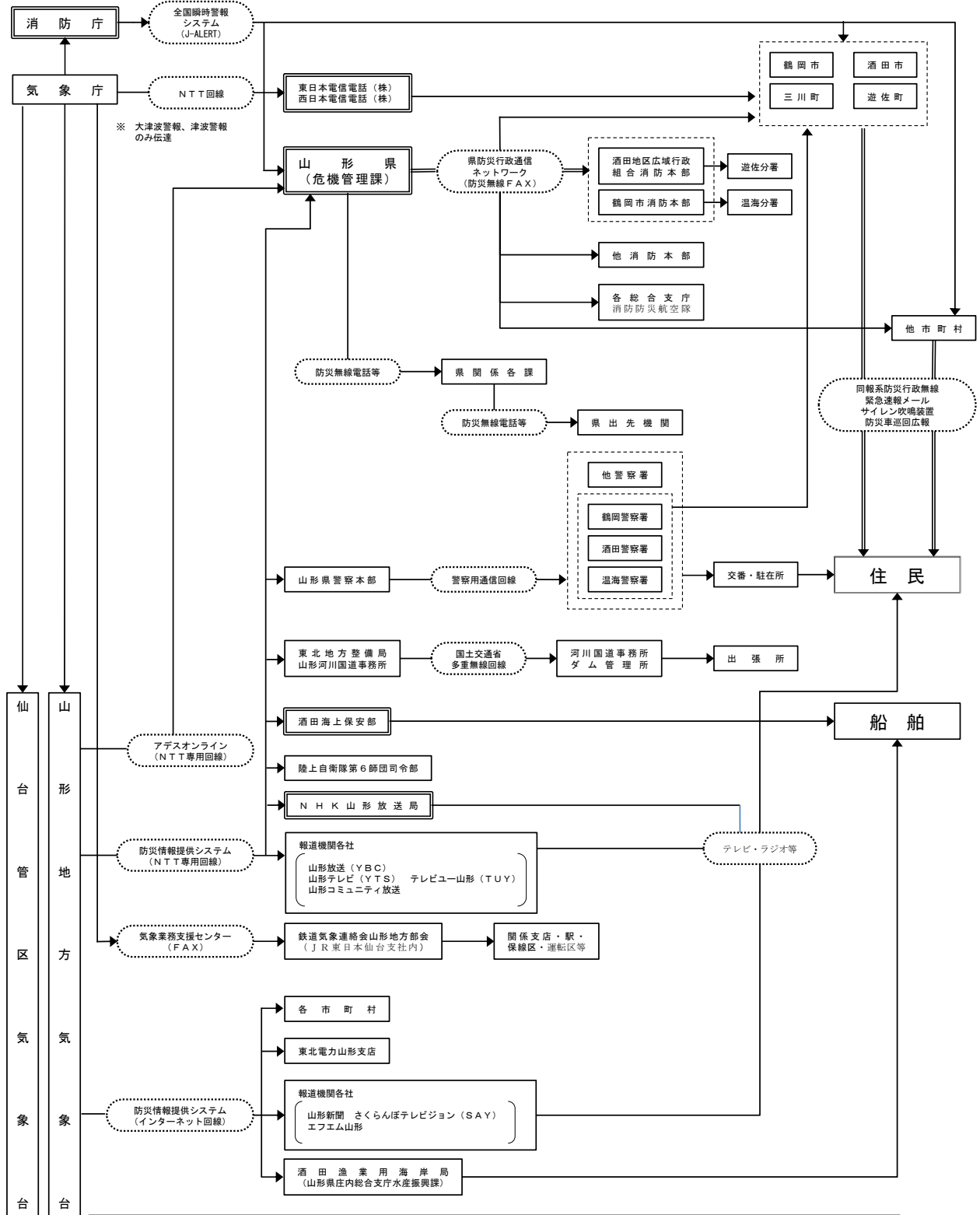
その他の防災機関は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、速やかに関係所属機関へ伝達する。

4 住民等への情報伝達

沿岸市町は、津波警報等、避難指示（緊急）等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

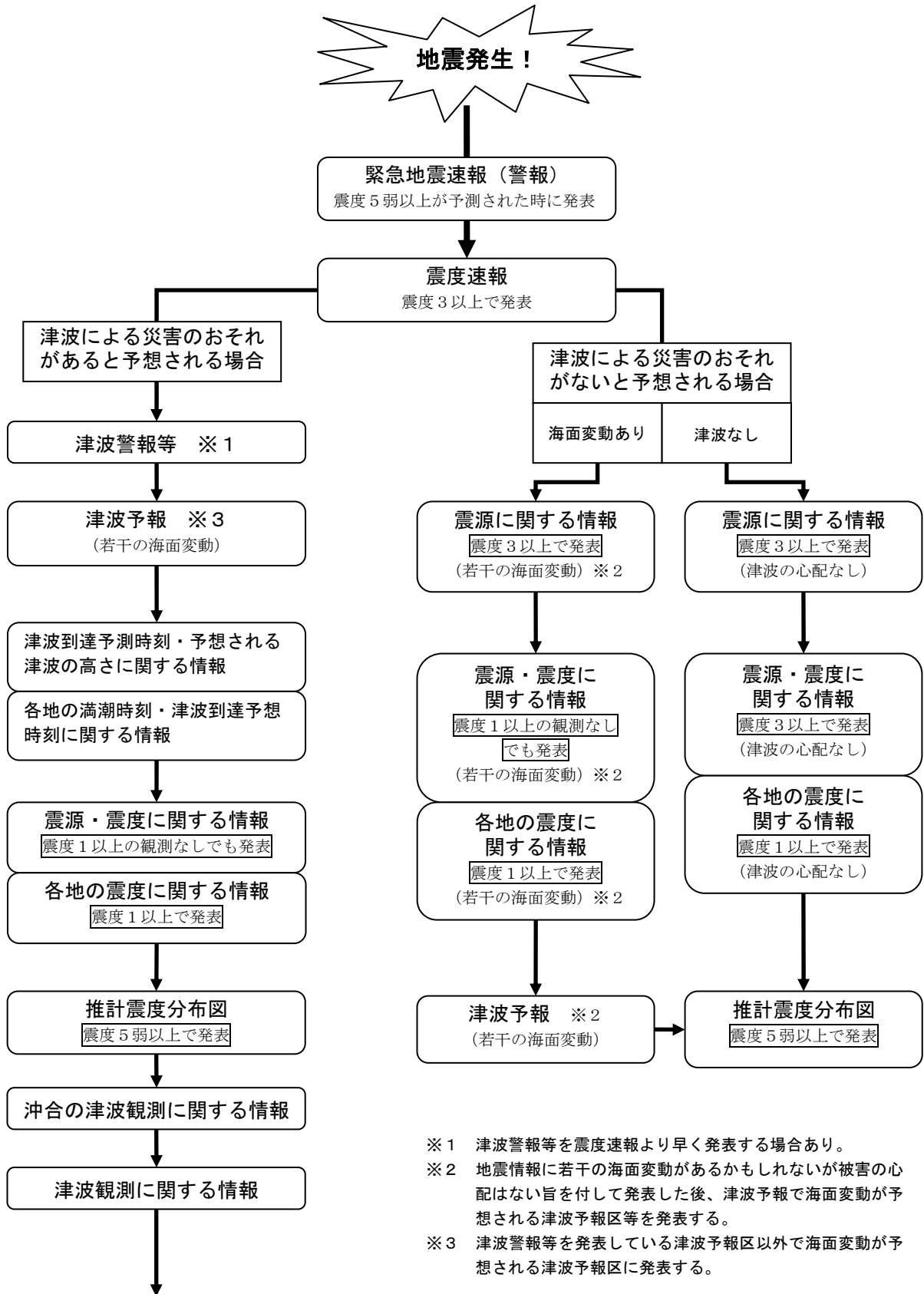
別図

津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の伝達経路図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の発表の流れ

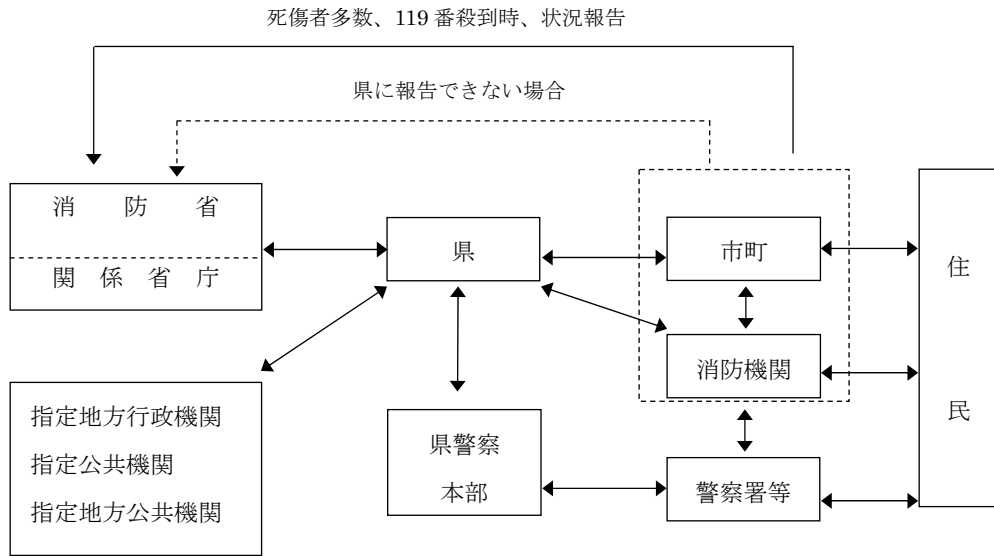


第3節 災害情報の収集・伝達計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

2 災害情報収集・伝達計画フロー



3 被害状況等情報収集活動の概要

防災関係機関は、次により、被害状況等を把握するため情報収集活動を実施する。

なお、ヘリコプターによる情報収集は、県、県警本部、自衛隊及び第二管区海上保安本部が状況に応じ連携して実施する。

(1) 沿岸市町

ア 災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領及び実施方法等を定めるとともに、全体の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたらせる。

イ 消防機関と連携し、地域の自主防災組織の協力を得て、管内における人的被害、建物被害、ライフラインの被災状況及び医療機関の被災状況等に係る情報を収集する。

(2) 県

ア 被災地の市町及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、被害規模等の把握に努める。

区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告がなされないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

イ 国及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

ウ 被災市町から県への被災状況報告ができない場合には、県職員が情報収集にあたる。なお、あらかじめどのような内容をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を作成するよう努める。

エ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

(3) 県警察本部

警察署、交番・駐在所、パトロールカー及び警察ヘリコプター等を通じて被災地の情報を収集する。

(4) 酒田海上保安部

必要に応じ巡視船艇、航空機等により海域部及び沿岸部の被害調査にあたり、関係機関等から情報の収集に努める。

(5) 自衛隊

ア 震度5強以上の大規模な地震が発生した場合、自衛隊は情報収集活動を行う。

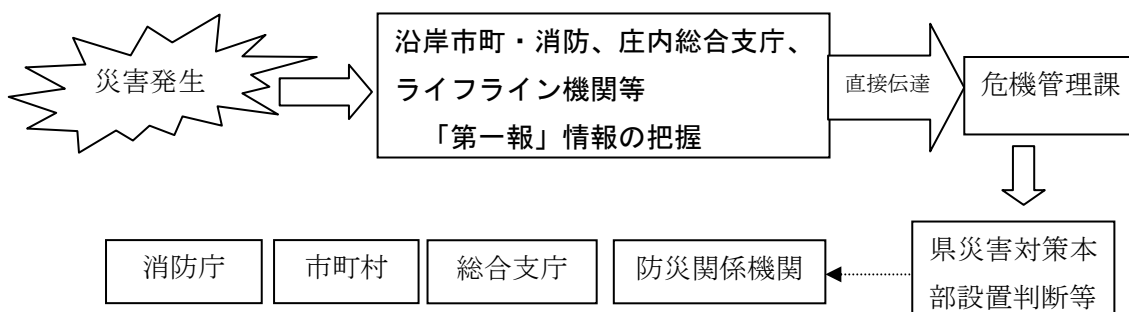
イ 震度5弱以下の地震が発生した場合は、状況による。

4 災害発生直後の情報収集・伝達

(1) 本部（危機管理課）への「第一報」情報等の提供

県内で、大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、各防災関係機関は直ちに本部（危機管理課）へ情報を提供するものとする。（大きな状況変化時も同じ。）

ア 大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合



イ 人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合

ウ 被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

(2) 各機関における情報収集・伝達

ア 沿岸市町

(ア) 沿岸市町は、震度4以上を観測する地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに津波の発生状況等の情報を収集し、庄内総合支庁に報告する。

ただし、緊急を要する場合には、本部（危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

なお、通信途断等により本部（危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接総務省消防庁に報告する。

(イ) 行方不明者数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、沿岸市町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

(ウ) 沿岸市町（消防機関を含む）は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに本部（危機管理課）及び総務省消防庁に報告する。

イ 県

(ア) 支部（総合支庁）及び関係出先機関は、管内の市町及び防災関係機関と緊密に連携して災害情報の収集に努め、その情報をとりまとめて県に報告する。

(イ) 県は、これらの情報及び直接受信した情報を総合的に整理・分析し、その被害状況を取りまとめるとともに、必要に応じ、調査班を派遣し現地調査を行う。

(ウ) 県は、必要に応じ、第3編第1章第4節「自衛隊災害派遣計画」に基づき、自衛隊に対し航空機等による被害状況の把握を要請する。

(エ) 本部（危機管理課）は、とりまとめた被害状況を総務省消防庁に報告するとともに、関係機関に報告又は通報する。

なお、発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

また、各部局は、必要に応じて所管事項に関する災害情報等を関係省庁へ報告する。

(3) 防災関係機関

防災関係機関は、災害情報の収集・報告に係る責任者を定める。災害が発生した場合には、把握した被害情報を、関係機関へ迅速に報告又は通報する。特に医療機関では、被害状況及び急患受け入れの可否等の情報を、最寄りの消防署に迅速に連絡する。

また、日本赤十字社山形県支部は、医療救護班及び心のケアチームの活動について、県（地域医療対策課、障がい福祉課）と連絡調整を行う。

(4) 孤立集落に係る情報収集対策

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び孤立集落が属する市町村に連絡する。また、県及び孤立集落が属する市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

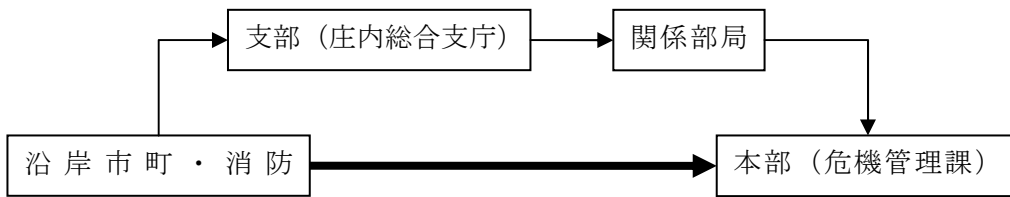
5 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

(1) 本部（危機管理課）への直接の情報伝達等

本部において、迅速に被害状況を把握し応急対策を決定していくため、災害対策本部活動期間を通して、次のとおり情報提供（防災情報システム及び電話またはFAXによる）を行うものとする。なお、図中の太矢印は主要な情報の伝達ルートを示す。

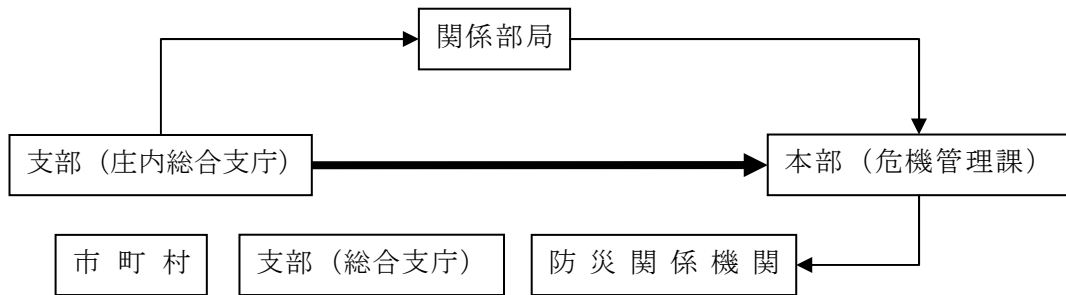
ア 沿岸市町・消防が次の情報を把握した場合

人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家、沿岸市町管理の庁舎、公の施設、沿岸市町立福祉施設・保育所、沿岸市町管理の土木施設、上水道、公共下水道及び農業集落排水に係る被害



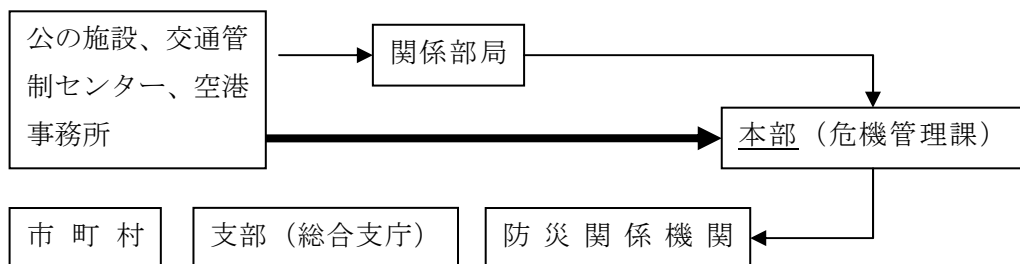
イ 支部（各総合支庁（分庁舎を含む））が次の情報を把握した場合

総合支庁庁舎、病院、県所管の農林水産施設、商工関係機関・施設（マニュアルで総合支庁の役割としている部分）、土木施設及び廃棄物施設等に係る被害、その他支部（総合支庁）に属する施設



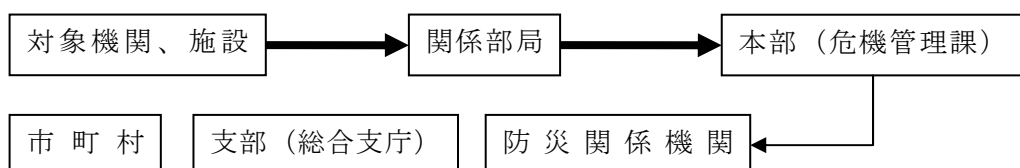
ウ 県の機関（公の施設、空港事務所、交通管制センター）が次の情報を把握した場合

公の施設（県民会館、県郷土館、遊学館等）に係る被害、交通規制（道路、空港）状況

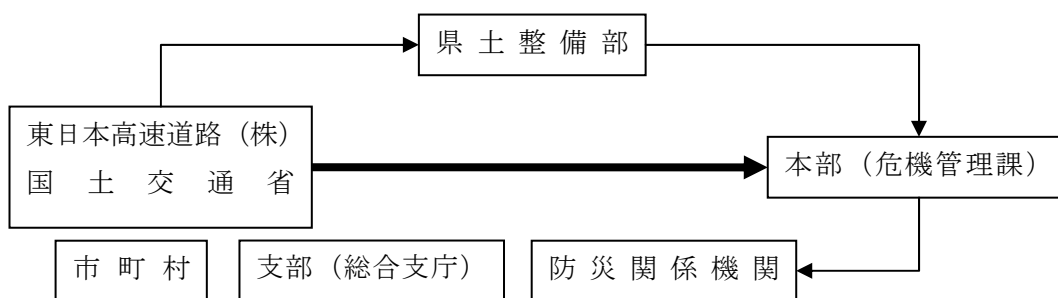


エ 県の関係部局が次の情報を把握した場合

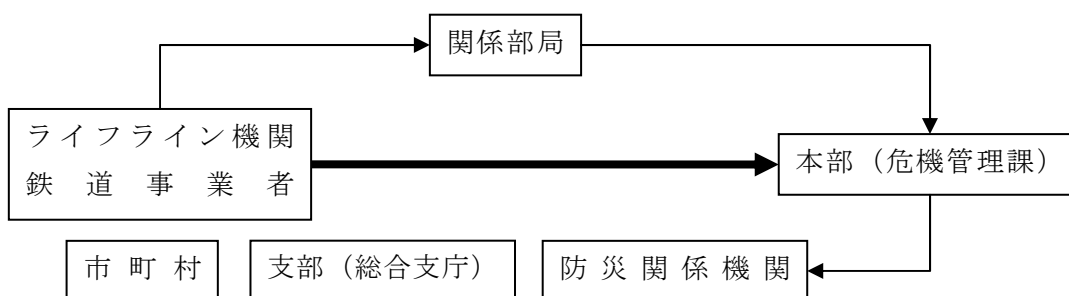
公立・私立教育機関全般、県立病院、県立福祉施設、県企業局が把握した所管施設、商工関係機関・施設、その他県の出先機関に係る被害 等



- オ 国の機関が所管に係る次の情報を把握した場合
 高速道路、国道、国直轄管理土木施設に係る被害



- カ ライフライン機関、鉄道事業者が次の情報を把握した場合
 電話、電力、ガス、鉄道に係る被害



(2) 各機関における活動

ア 沿岸市町

- (ア) 県出先機関及びその他の関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。
- (イ) 把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について支部（総合支庁）を通じて本部（危機管理課）に報告する。
- (ウ) 避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

イ 県

- (ア) 被災地の県出先機関は、管内の市町等と協力して、所管事項に関する被害状況や応急対策の実施状況を各部局所管課へ報告する。
- (イ) 各部局主幹課は、所管事項に関する被災状況及び応急対策実施状況を取りまとめ、本部（危機管理課）へ報告する。
- (ウ) 支部（総合支庁）は、沿岸市町から報告された災害情報を、本部（危機管理課）へ報告する。
- (エ) 中央省庁への報告
 - a 本部（危機管理課）は、とりまとめた被害状況を総務省消防庁に報告する。
 - b 本部（危機管理課）及び各部局は、県が実施する応急対策活動の実施状況等を被災市町等に連絡する。
 - c 各部局は、必要に応じ、所管事項に関する詳細な被害情報及び応急対策活動の

実施状況等を関係省庁へ報告する。

d 国が非常災害対策本部等を設置した場合は、各部局は関係省庁を通じて非常災害対策本部等へ応急対策の実施状況等を随時報告する。

ウ 県警察本部

(ア) 警察署、交番・駐在所、パトロールカー及び県警ヘリコプターからの報告に基づき被害状況を把握する。

(イ) 把握した被害情報や警備、救助に関する活動状況等を本部（危機管理課）及び関係機関に連絡する。

(ウ) 交通規制を実施した場合は、県、沿岸市町及び関係機関へ連絡するとともに、ラジオ、テレビ及び交通情報板等を通じて周知徹底を図る。

エ 酒田海上保安部

海上、沿岸部における被害状況及び応急対策実施状況等について、必要に応じ、本部（危機管理課）及び関係機関へ連絡する。また、海上における警戒区域を設定した場合は、直ちに最寄りの市町にその旨を通知するとともに、船舶等に対し無線電話等及び巡視船艇等により周知する。

オ 医療機関

被災状況及び急患受入れ可否等の情報を、保健所を経由して県（健康福祉企画課）に報告する。

6 防災情報システムの活用

災害情報は防災情報システムを中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。

7 被害関連情報の発信

県は、収集された災害関連情報等を集約し、必要に応じ、沿岸市町、自衛隊、ライフライン・公共交通機関、国（非常災害対策本部を含む）及びその他の災害応急対策に関わる防災関係機関に随時伝達する（報道機関に対する報道要請は、「第4節広報計画」による。）。

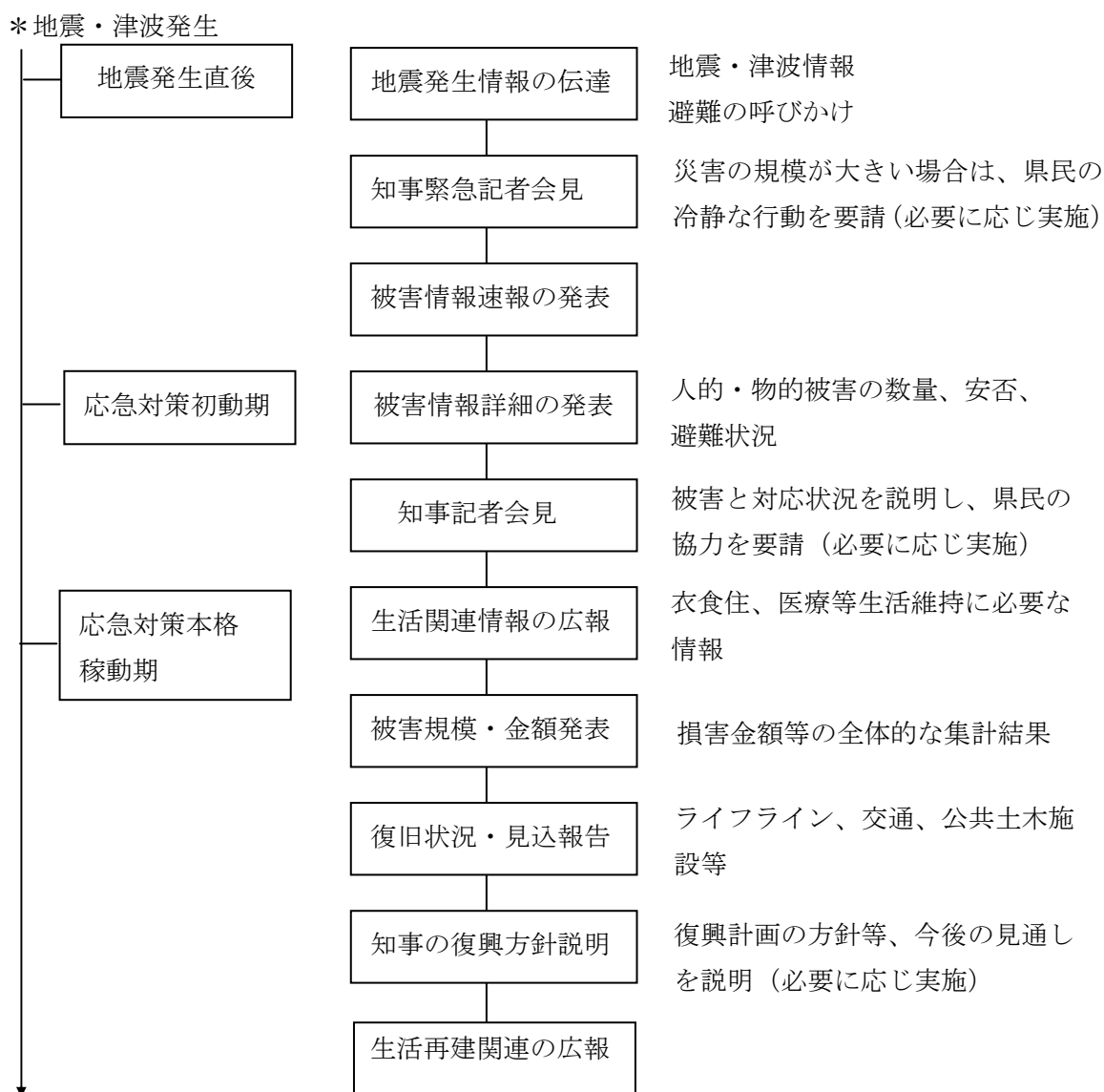
国及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を国を含む防災関係機関と共有を図る。

第4節 広報計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害時に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、県、沿岸市町、防災関係機関及び報道機関等が、協力して行う広報活動について定める。

2 広報計画フロー



3 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

4 広報活動における各機関の役割分担

災害時の情報ニーズに応えるため、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車など多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。活動にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。

(1) 沿岸市町

ア 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (イ) 自治会、町内会等を通じた情報伝達
- (ウ) 住民相談所の開設
- (エ) 県を通じた報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- (オ) 有線放送、地域防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

- (ア) 安否情報
- (イ) 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- (ウ) 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
- (エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- (オ) 被災地支援に関すること（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）
- (カ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) 県

ア 役割

被災地内、被災地外の県域及び県外への情報発信を行う。

イ 手段

(ア) 報道機関への報道依頼

a 記者会見

県は、甚大な被害が発生した場合は、速やかに知事等の緊急記者会見を行い、被害状況、県の対応状況について県民に情報提供し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。

b 情報提供及び取材対応

(a) 県は、記者会見場を設ける。場合によって、報道機関への情報提供の場及び取材等対応の場となるプレスセンターを設ける。

(b) 県は、収集した被害状況の集約結果を定期的に報道機関に発表するが、状況により必要な都度提供する。

- (イ) 災害対策基本法第 57 条」及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づく報道機関への報道要請
- (ウ) 総合的相談窓口の開設
- (エ) 緊急速報メール、ワンセグ及びインターネットの活用（県ホームページ、ツイッター等）
- (オ) 県政広報番組等の活用

ウ 項目

- (ア) 地震津波情報
- (イ) 安否情報
- (ウ) 県の出先機関、沿岸市町及びその他防災関係機関から報告された被害状況
- (エ) 国、県及び沿岸市町等公的機関の災害対応に関する情報
- (オ) その他広域的な把握を必要とする情報

(3) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道及び電気通信事業者）

ア 役割

被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ及び印刷物の配布・掲示
- (イ) 利用者相談窓口の開設
- (ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）
- (エ) 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

- (ア) 被災区域及び被害状況
- (イ) 設備が使用可能な場合は、使用上の注意
- (ウ) 復旧の状況及び見込み

(4) 公共交通機関

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内、車内及び船内等での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）
- (エ) 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

- (ア) 不通区間及び運行状況
- (イ) 復旧の状況及び見込み

(5) 警察

ア 役割

被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。

イ 手段

- (ア) パトロールカーによる広報
- (イ) 安否情報
- (ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）

ウ 項目

- (ア) 被災者に関する情報
 - (イ) 安否情報
 - (ウ) 通行の可否、交通規制及び渋滞等の交通情報
- (6) その他の行政機関
住民等に伝達が必要な事項を、報道機関等を通じて公表する。

5 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

放送機関、通信事業者等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、災害に関する情報を入手したときは、それぞれの計画に基づいて、速やかに災害に関する報道又は通信を行う。

また、県及び沿岸市町は、次により放送機関に放送要請を行う。

- (1) 県は、緊急を要しかつ放送以外に有効な通信、伝達手段が取れない場合は、「災害対策基本法第57条」及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送要請を行う。
- (2) 沿岸市町は、原則として県を通じて放送機関に対して放送要請を行う。
- (3) 要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

<各放送機関の連絡先>

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町 2-50	023-625-915	023-633-2842
山形放送（YBC）	山形市旅籠町 2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
山形テレビ（YTS）	山形市城西町 5-4-1	023-647-1315	023-644-2496
		023-643-2821（夜間電話）	
テレビユー山形（TUY）	山形市白山 1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン（SAY）	山形市落合町 85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山 3-14-69	023-625-0804	023-625-0805

6 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達

県及び沿岸市町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

県及び沿岸市町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかん

がみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 国民への的確な情報伝達

県及び沿岸市町は、国民全体に対し津波の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

7 地震発生後の各段階における広報

(1) 地震・津波発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）

ア 山形地方気象台は、気象庁、県及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の観測した震度の情報を、各放送機関に防災情報提供システム等で速やかに配信する。

イ 放送機関は、配信された地震情報を速やかに放送する。

ウ 県は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。

エ 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。

(2) 災害応急対策初動期（地震・津波発生後概ね2日以内）

ア 沿岸市町の広報事項

(ア) 安否情報

(イ) 住民に対する避難指示（緊急）等

(ウ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報

(エ) 避難所の開設状況

イ 県の広報事項

(ア) 安否情報

(イ) 人身、家屋及び公共施設等の被害並びに住民の避難状況

(ウ) 公共土木施設、農業土木施設の被害状況

(エ) 医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者・人工透析患者等受け入れの可否の情報

(オ) 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報

(カ) 各種相談窓口に関する情報

ウ 県警察の広報事項

(ア) 住民に対する避難指示（緊急）等

(イ) 安否情報

(ウ) 被災者に関する情報

(エ) 交通規制に関する情報

エ ライフライン関係機関

(ア) 被災による使用不能状況

(イ) 使用可能な設備については、使用上の注意

オ 公共交通機関

(ア) 不通区間及び運休状況

(イ) 臨時ダイヤの運行状況

(3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね3日目以降）

ア 沿岸市町の広報事項

- (ア) 消毒、衛生及び医療救護情報
- (イ) 小中学校の授業再開予定
- (ウ) 被害認定・罹災証明の発行
- (エ) 応急仮設住宅等への入居に関する情報

イ 県の広報事項

- (ア) 概算被害額
- (イ) 公共土木施設等の復旧状況及び見込み
- (ウ) 医薬品、生活必需品等の供給見込み
- (エ) 救援物資、ボランティアの受け入れに関する情報

ウ ライフライン関係機関及び公共交通機関の広報事項

- (ア) 復旧見込み
- (イ) 災害発生時の特例措置の実施状況

(4) 復旧対策期

ア 沿岸市町の広報事項

- (ア) 罹災証明の発行
- (イ) 生活再建資金の貸し付け
- (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- (エ) その他生活再建に関する情報

イ 県の広報事項

広域的な復興計画

8 安否情報の提供

県、沿岸市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

県、沿岸市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

(1) 沿岸市町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。

なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。

(2) 県は、市町村と連携して、「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」により安否情報を提供する。

(3) 通信事業者は、地震災害により通信設備が被害を受け電話が輻輳し繋がりにくくなった場合、被災地内外からの安否確認に対応するため、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等を開設する。

9 広報活動実施上の留意点

(1) 沿岸市町は、避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字

放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講ずる。

- (2) 県及び沿岸市町は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語並びに外国語及びやさしい日本語による表示・放送等の措置に努める。
- (3) 県及び沿岸市町は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

10 広聴活動

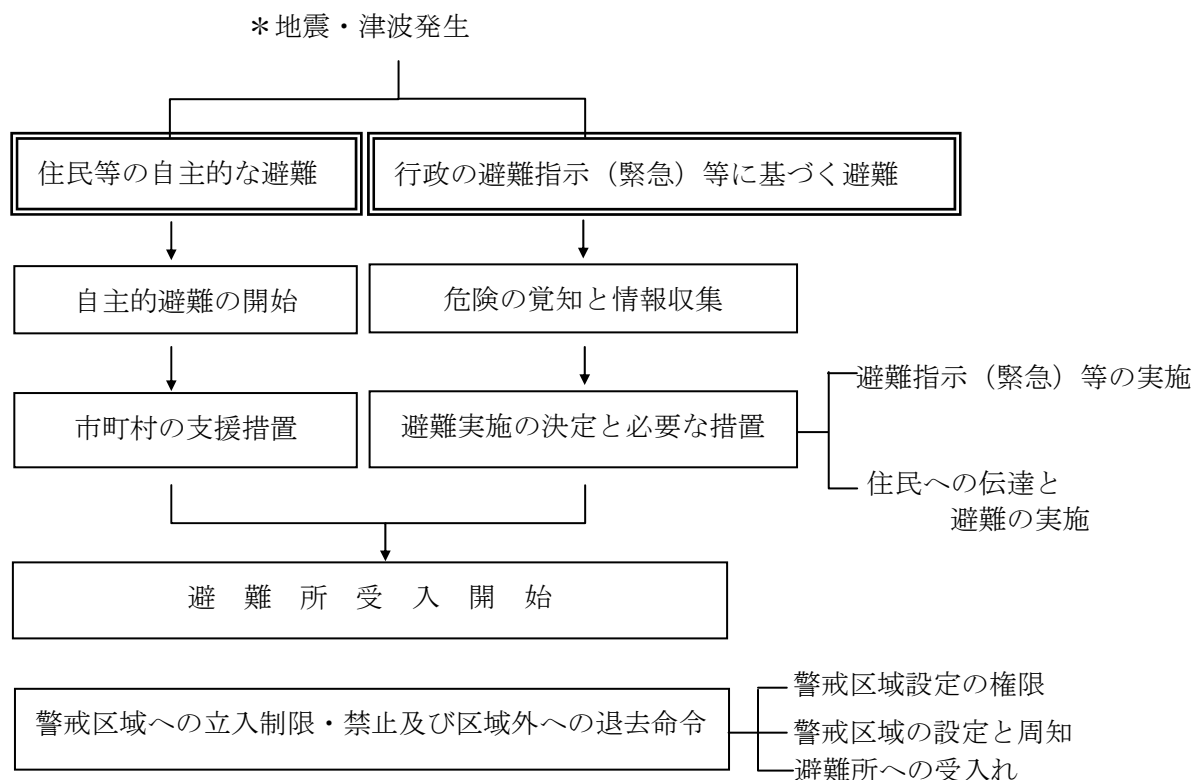
- (1) 沿岸市町は、被災者のための住民相談所を設置するとともに、自主防災組織及び自治組織からの相談等に対応する。
- (2) 県は、通常の県民相談窓口に加えて、災害対応の総合的相談窓口を設置するとともに、沿岸市町の行う広聴活動を支援する。なお、総合的相談窓口には、東日本電信電話株式会社に要請して専用電話を設置し、報道機関を通じてその電話番号を県民に周知する。
- (3) ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置する。

第3章 避難計画

1 計画の概要

大規模地震に伴う津波や二次災害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民等の自主的な避難並びに沿岸市町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2 避難指示（緊急）等応急対策フロー



※避難指示（緊急）等：避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

3 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 沿岸市町の支援措置

沿岸市町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

4 行政の避難指示（緊急）等に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

ア 県、沿岸市町及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して危険箇所の把握に努めることで、避難指示（緊急）等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

国及び県は、沿岸市町から求めがあった場合には、避難指示（緊急）等の対象地域、判断時期等について助言する。

また、県は、時機を失することなく避難指示（緊急）等が発令されるよう、沿岸市町に積極的に助言する。

沿岸市町は、避難指示（緊急）等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

イ 沿岸市町、消防機関は、強い揺れ（震度4程度以上）又は、長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合若しくは津波警報等が発表された場合等において、必要があると認める場合は、速やかに避難指示（緊急）等が発令し、県警察と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

ウ 県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

ア 避難勧告及び避難指示（緊急）の実施者

避難勧告及び避難指示（緊急）は、法第60条に基づき、原則として沿岸市町長が実施する。

沿岸市町は、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

避難勧告及び避難指示（緊急）の発令は、沿岸市町長その他、法令に基づき知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
避難勧告及び避難指示(緊急)	沿岸市町長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退きの勧告 ・ 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生し又は発生する恐れがある場合で、特に必要があると認める場合 → 避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示(法第 60 条) <p>(報告)</p> <p>沿岸市町長 → 知事</p>
	知事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退きの勧告 ・ 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸市町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 → 避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 → 沿岸市町長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示(法第 60 条)
避難の指示等	警察官	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸市町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は沿岸市町長から要求があった場合(法第 61 条) <p>(通知) (報告)</p> <p>警察官 → 沿岸市町長 → 知事</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受ける恐れがある者に対し必要な限度で避難等の措置(警察官職務執行法第 4 条) <p>(報告)</p> <p>警察官 → 公安委員会</p>
	海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸市町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は沿岸市町長から要求があった場合(法第 61 条) <p>(通知) (報告)</p> <p>海上保安官 → 沿岸市町長 → 知事</p>
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第 4 条」による避難等の措置(自衛隊法第 94 条) <p>(報告)</p> <p>自衛官 → 防衛大臣の指定する者(第 6 師団長等)</p>

イ 住民等への伝達と避難の実施

(ア) 避難勧告又は避難指示（緊急）の内容

- a 要避難対象地域
- b 避難理由
- c 避難先
- d 避難経路
- e 避難時の注意事項等

(イ) 避難の広報

- a 関係機関は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して迅速に避難勧告又は避難指示（緊急）を周知・徹底する。
- b 沿岸市町は、避難行動要支援者への避難勧告又は避難指示（緊急）にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- c 沿岸市町は、津波警報等が発表されたときや、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、必要と認める場合、海浜にいる者及び海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示するものとする。
- d 沿岸市町は、危険の切迫性に応じ避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(ウ) 避難誘導

沿岸市町、消防機関及び県警察による誘導にあたっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

- a 沿岸市町は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、地元警察署及び消防機関の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。
また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。
- b 消防機関は、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を沿岸市町及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防職員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。
- c 県警察は避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する
- d 沿岸市町は、海浜にいる者及び海岸付近の住民に避難勧告又は避難指示（緊

急)を発令した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防職団員、水防団員、警察官、自主防災組織など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、速やかに避難誘導を行うものとする。

海岸付近の住民等は、津波警報等が発表されたときや、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、指定緊急避難場所又は高台に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や高齢者の避難を互いに協力して行うものとする。

e 沿岸市町は、職員、消防職団員、水防団員、警察官、自主防災組織など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

(エ) 避難路の安全確保

沿岸市町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

ただし、知事は、沿岸市町長が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	市町長又はその委任を受けて市町長の職権を行う市町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。(法第63条)。
	警察官 海上保安官	市町長又はその委任を受けて市町長の職権を行う市町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(法第63条)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市町長又は市町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る。(法第63条)

(2) 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官、海上保安官又は自衛官が、市町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を沿岸市町長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

沿岸市町長は警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて避難所を開設しこれらの者を受入れる。

6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報の提供等

(1) 帰宅困難者に対する避難情報の提供等

ア 県、沿岸市町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

イ 県、沿岸市町及び公共機関は、必要に応じて、避難場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

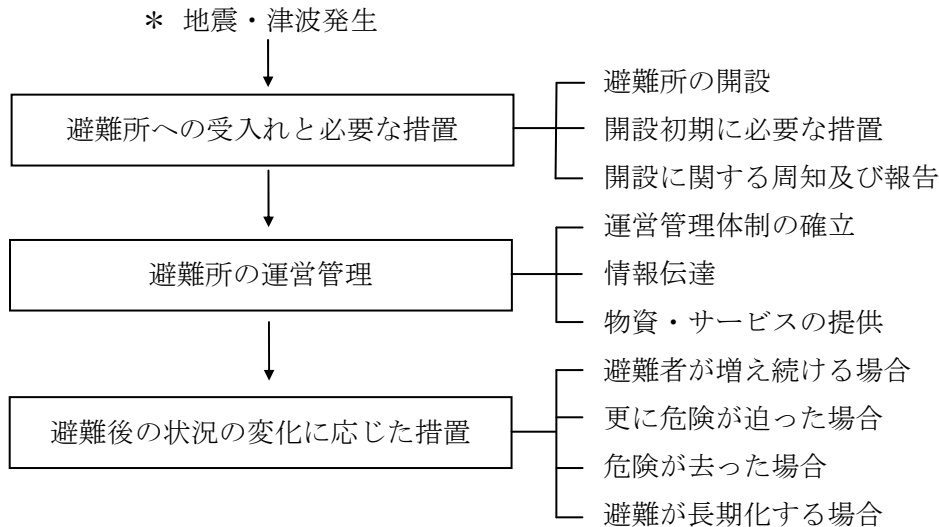
県、沿岸市町及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するよう努める。

第4章 避難所運営計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害時に、沿岸市町が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

2 避難所運営計画フロー



3 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

沿岸市町は、住民に避難指示（緊急）等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民を、家屋の倒壊等により、さらに避難所へ受け入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに沿岸市町職員を指定避難所に派遣し、円滑な運営に努める。

また、必要に応じあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

そして、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所等の確保に努める。

また、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

なお、災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総理大臣の同意を得た上で期間を定める。）をとる必要がある。

(2) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

沿岸市町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

沿岸市町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

沿岸市町は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎に必要な最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

また、避難所以外で生活している被災者に対しても、状況を把握のうえ必要な物資等の確保に努める。

(ア) 食料（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）

(イ) 毛布

(ウ) 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）

(エ) 医薬品

(オ) 生理用品

(カ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

(キ) 簡易トイレ（トイレットペーパー）

(ク) 飲料水

(ケ) 燃料

エ 通信手段の確保

沿岸市町は、避難所と市役所、町役場等との通信手段を確保する。

オ 避難所以外で生活している被災者への配慮

沿岸市町は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(3) 開設に関する周知及び報告

沿岸市町は、速やかに地元警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

4 避難所の運営管理

沿岸市町は、避難所となった施設の管理者等の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう管理する。

(1) 運営管理体制の確立

沿岸市町は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

沿岸市町は、避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。

また、東日本電信電話株式会社に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努める。

(3) 物資・サービス等の提供

沿岸市町は、避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社も、奉仕団を避難所に派遣し、物資・サービスの提供に努める。

5 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

沿岸市町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入れ可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入れ人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、当該沿岸市町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を当該沿岸市町以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地外の沿岸市町に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。

(2) 更に危険が迫った場合

沿岸市町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び県警察等に避難者移動用の車両、舟艇及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難場所等へ再避難させる。また、県は、必要に応じ自衛隊に協力を要請する。

(3) 危険が去った場合

沿岸市町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難指示（緊急）等を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次沿岸市町に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

沿岸市町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

6 避難所運営に係る留意点

(1) 沿岸市町等のとるべき措置

沿岸市町は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。また、県は、沿岸市町を積極的に支援するとともに、必要に応じて自らが避難者の保護・救援を図る。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

ア 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。特に、高温多湿期や寒冷期においては、冷暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

イ 衛生、給食及び給水等対策

- (ア) 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- (イ) 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- (ウ) 配食等にあたっては、管理栄養士の関与に努める。
- (エ) トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

エ 要配慮者に配慮した運営、環境整備

- (ア) 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- (イ) 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- (ウ) 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
- (エ) 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

オ 避難所運営への女性の参画促進

市町村は、避難所の運営において、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

カ 男女のニーズの違いに配慮

沿岸市町は、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営管理に努める。

特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

キ 各機関等への協力要請

沿岸市町は、避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、栄養士会及びボラン

ティア団体等関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ク 自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

(2) 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

- ア 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
- ウ その他避難所の秩序維持に必要な事項への遵守

7 広域的避難収容

沿岸市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて県に広域避難に関する支援を要請する。

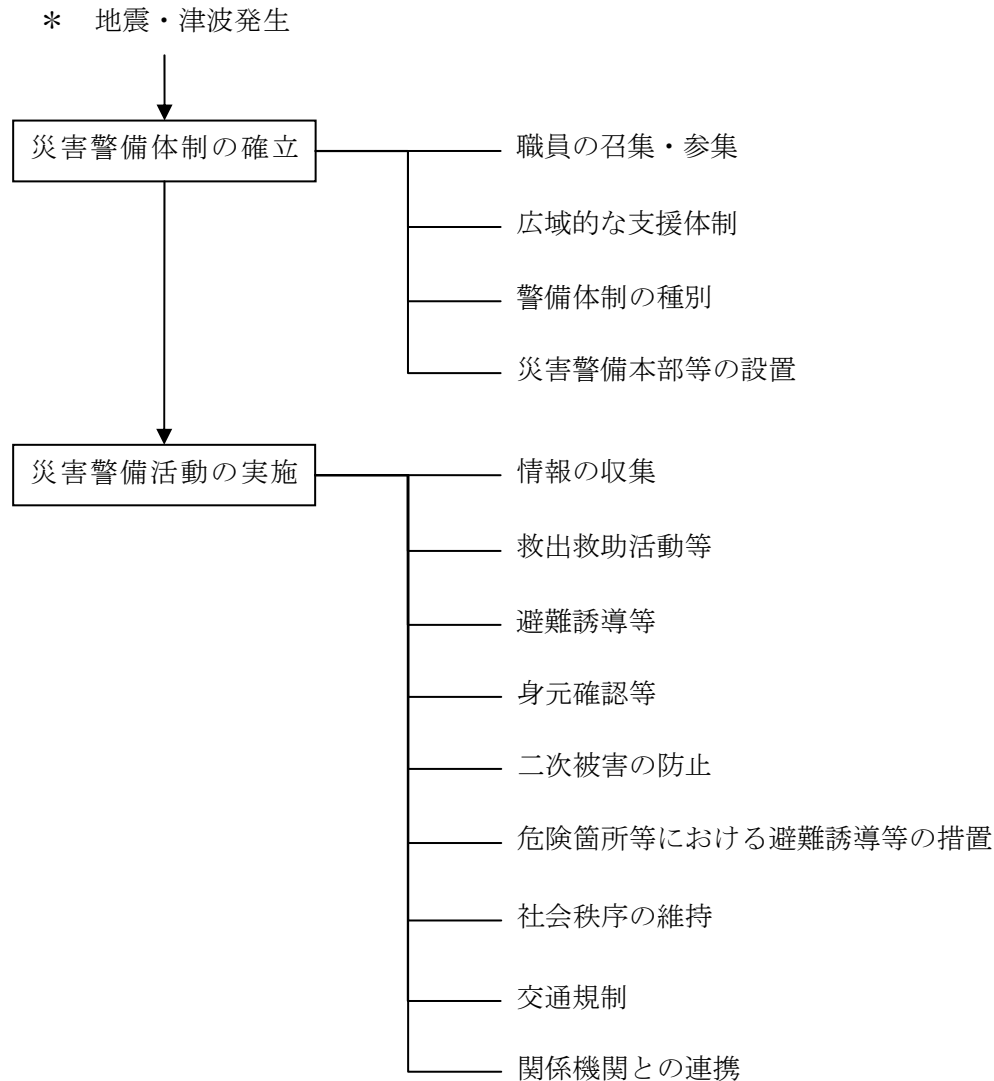
※ 第3編 第1章 第3節の3 広域避難計画 参照

第5章 災害警備計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害時に、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察が行う災害警備活動について定める。

2 災害警備計画フロー



3 災害警備体制の確立

(1) 職員の召集・参集

県警察は、大規模な地震が発生した場合、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を召集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2) 広域的な支援体制

県警察を管理する公安委員会は、被害の規模に応じて、速やかに即応部隊の派遣を求めるとともに、災害への対応が長期にわたり必要となる場合は、一般部隊の派遣を求める。

(3) 警備体制の種別

県警察の災害に対処する警備体制は、次のとおりとする。

ア 準備体制

災害発生のおそれはあるが、発生まで相当の時間的余裕があると考えられる場合

イ 警戒体制

気象警報等が発せられた場合で、災害が発生し、又は発生が予想される場合

ウ 非常体制

大規模な災害が発生し、又は発生しようとする場合

(4) 災害警備本部等の設置

県警察は、警備体制の種別等に応じて、警察本部、警察署に所要の規模の災害警備本部、災害警備準備本部（警察本部に限る）、災害警備連絡室を設置する。

4 災害警備活動の実施

(1) 情報の収集

県警察は、警察通信の機能を確保し、多様な手段により災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握する。

また、夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集にあたる。

(2) 救出救助活動等

ア 県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に警備部隊を被災地を管轄する警察署等に派遣する。その際、災害発生当初の72時間は、救出救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、救出救助活動に人員、装備資機材等を重点的に配分する。

イ 被災地を管轄する警察署の署長は、自署員、応援派遣職員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら当該救出救助活動部隊の担当区域を決定する。

また、消防機関、自衛隊等防災関係機関の現場責任者と、随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

(3) 避難誘導等

県警察は、次の事項に留意して地域住民等の円滑かつ安全な避難誘導等に当たる。

ア 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。

ウ 警察署等に一時的に受け入れた避難住民については、沿岸市町等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

エ 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(4) 身元確認等

県警察は、地方公共団体等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請するなどして、死体見分の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

(5) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等の把握に努め、把握した危険場所等については、沿岸市町災害対策本部に通報して避難指示（緊急）等の発令を促すとともに、被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて、関係者に対し避難等の措置を講じる。

(6) 危険箇所等における避難誘導等の措置

県警察は、大規模災害発生時に、石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏洩、爆発等の発生の有無の調査を行う。

また、当該施設等の管理者等から二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置をとる。

(7) 社会秩序の維持

県警察の社会秩序維持活動は、次のとおりとする。

ア 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

イ 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

ウ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

エ 地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、地域安全情報の提供や相談所の開設等を行い住民等の不安の軽減に努める。

(8) 交通規制

本編第11章第2節「道路交通計画」により、交通規制を実施する。

(9) 関係機関等との連携

ア 県・沿岸市町（災害対策本部）

県警察は、県及び沿岸市町災害対策本部に職員を連絡員として派遣し、被災情報、警備状況等に関する情報の共有を行う。

イ 消防機関

県警察は、火災現場で消防機関が行う消防警戒区域の設定に援助するとともに、相互に連携して被災者の迅速な捜索、救助活動を行う。

ウ 自衛隊

県警察は、必要に応じて、災害派遣に従事する自衛隊車両の先導を行うとともに、被災者の迅速な捜索、救助活動を行うため相互に情報交換を行う。

エ 酒田海上保安部

県警察は、日本海沿岸における被災者の捜索、救助活動について相互に協力する。

オ 関係団体

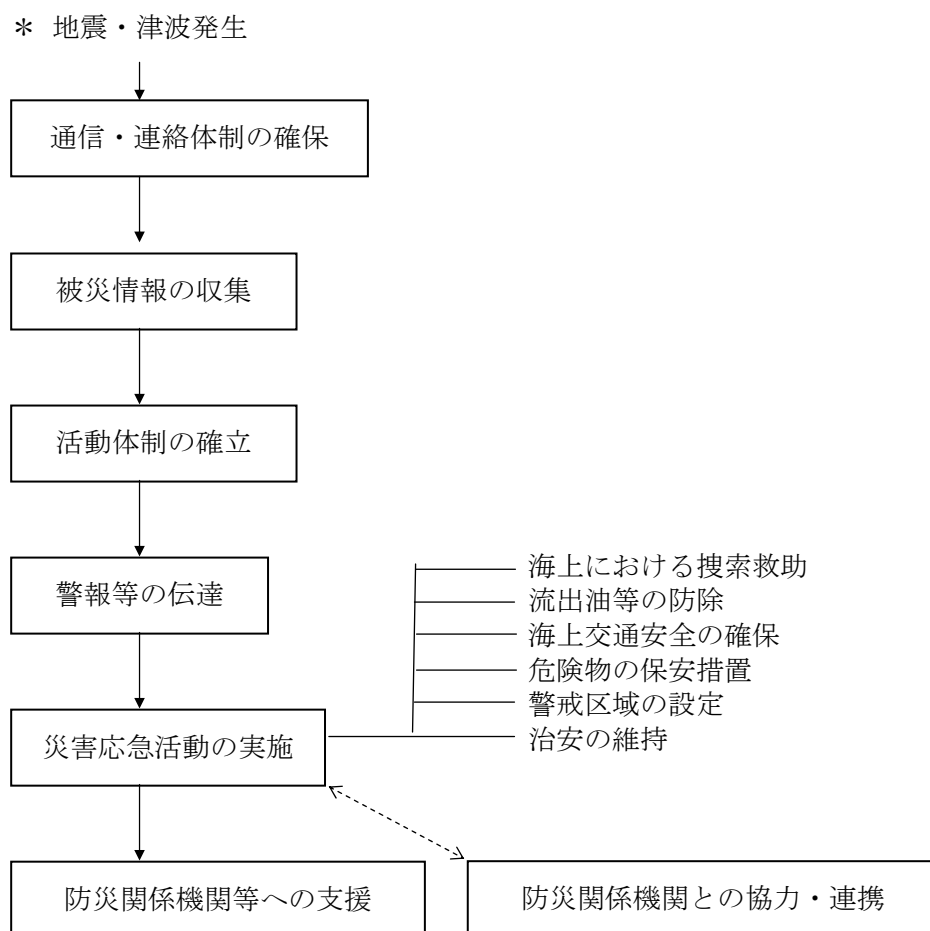
県警察は、大規模な地震による災害が発生した場合に、交通整理誘導等に必要な要員が不足する場合は、社団法人山形県警備業協会に対し、当該業務の実施について協力要請を行う。

第6章 海上災害応急計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波により発生が予想される多数の人身事故及び船舶海難、大量の油又は有害液体物質等の流出並びに沿岸又は海上における火災等の海上災害に、迅速かつ的確に対応するために、酒田海上保安部が防災関係機関と連携・協力して実施する災害応急対策について定める。

2 海上災害応急計画フロー



3 通信・連絡体制の確保

酒田海上保安部は、必要に応じ、巡視船艇を含めた応急通信系設備を確保するとともに、県、沿岸市町、県警察及び消防機関等に職員を派遣し、連絡体制の確保に努める。

4 被災情報の収集

酒田海上保安部は、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき、津波警報等が発表されたとき、その他必要と認めるときは、巡視船艇、航空機等を活用し、関係機関等と密接な連絡をとりながら、次の事項に関し積極的な情報収集活動を実施する。また、収集した情報は、本部（災害対策本部が未設置のときは危機管理課）及び関係機関へ通報する。

- (1) 海上及び沿岸部における被災状況
 - ア 被災地周辺における船舶交通及び漂流物等の状況
 - イ 船舶、海洋施設、港湾施設及び石油コンビナート等の被災状況
 - ウ 流出油等の状況
 - エ 水路及び航路標識の異状の有無
 - オ 港湾等における避難者の状況
- (2) 陸上における被災状況（海上及び沿岸部における情報収集や災害応急対策に支障をきたさない範囲で情報収集活動を行う。）
- (3) 震源地付近海域における海底地形変動等の状況

5 活動体制の確立

酒田海上保安部は、必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等活動体制を確立する。
また、災害応急対策に必要な資機材を確保する。

被害の規模により必要と認められる場合は、第二管区海上保安本部に対して巡視船艇、航空機等の派遣を要請する。

6 警報等の伝達

酒田海上保安部は、必要に応じ、次により津波警報等の伝達を行う。

- (1) 津波警報等の通知を受けたときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により、船舶等に対し周知するとともに、海事関係者にも周知する。
- (2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を覚知したとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、水路通報により船舶等に対し周知する。
- (3) 大量の油の流出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれがある事態の発生を覚知したときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回を行う等により、船舶等に対し周知する。

7 災害応急活動の実施

酒田海上保安部は、次に掲げる災害応急対策活動を行う。

- (1) 海上における捜索救助
 - ア 船舶の海難や人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により捜索救助を行う。
 - イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。
 - ウ 危険物が海上に排出されたときは、その周辺海域を厳重に警戒し、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
 - エ 救助・捜索活動に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。
- (2) 流出油等の防除等
 - ア 大量の油等が流出（沿岸に漂着した油等を含む）したときは、防除措置を講ずべき者が行う作業を効果的なものとするため、巡視船艇や航空機等により、流出油等の状況及び防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業分担や作業方法等防除作業の実施に必要な事項

について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 防除措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講じることを指示し、又は巡視船艇等により応急防除措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ 関係機関及び事業所等が実施すべき流出油等の防除措置は次のとおりである。

(ア) 防除対策推進のための組織体制整備

(イ) オイルフェンス、吸着材及び処理剤等の油防除資材の調達

(ウ) 防除作業の実施、援助及び協力

(3) 海上交通安全の確保

ア 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理及び指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう配慮する。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況及び関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要な情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異状が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識を設置する。

(4) 危険物の保安措置

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(5) 警戒区域の設定

人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、法第63条第1項及び第2項に基づいて警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。また、警戒区域を設定したときは、最寄りの市町長にその旨通知を行う。

(6) 治安の維持

ア 情報収集に努めるとともに、必要に応じ、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う

イ 巡視船艇等により、警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒を行う。

8 防災関係機関等への支援

(1) 防災関係機関への支援

酒田海上保安部は、負傷者、避難者、救急・救助要員及び医師等の人員並びに必要な資機材、飲料水、食料、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について、防災関係機関等から要請があったとき、又は必要と認めたときは、巡視船艇又は航空機等により緊急輸送を行う。

また、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲で、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等を支援するほか、医療活動の場所又は災害応急対策従事者に対する宿泊場所として、巡視船の提供等を行う。

(2) 被災者への物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、被災者に対して、次の海上災害救助用物品を無償で貸付け又は譲与する。

ア 無償貸付物品

被服、寝具、修理工具、曳航器具及び海上災害救助のため特に必要なその他の生活必需品並びに機械器具

イ 譲与物品

食料、飲料水、ちゅう暖房用及び灯火用燃料、医薬品、衛生材料並びにその他の救じゅつ品（消耗品に限る。）

9 防災関係機関との協力・連携

酒田海上保安部、県・市町、県警察、消防機関及び自衛隊等は連携を密にして相互に協力し、災害応急対策を効果的に実施する。

(1) 県・沿岸市町

ア 被災状況、避難の必要性及び避難者の動向等について、情報交換を密接に行う。

イ 港湾及び漁港の管理者は、酒田海上保安部等関係機関と協力し、港湾区及び漁港区域内での流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。

ウ 緊急海上輸送等の支援を必要とする場合は、速かに酒田海上保安部に要請する。

エ 港湾管理者は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

オ 港湾管理者は、航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識を設置する。

(2) 県警察

ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導又は救助にあたる。

イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。

ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告又は避難指示（緊急）及び避難誘導にあたる。

(3) 消防機関

ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導又は救助にあたる。

イ 初期消火及び延焼の防止にあたっては、相互に情報を交換し、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」等に基づいて担当区域を調整し、迅速な活動を行

う。

ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送及び負傷者の救急措置を行う。

エ 流出油及び流出有害液体物質等の警戒、拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。

オ 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し火気管理等の指導を行う。

(4) 自衛隊

ア 第二管区海上保安本部長又は、知事からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。

イ 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

(5) 東北地方整備局酒田港湾事務所

関係機関と連絡をとり、流出油の防除等災害応急対策に協力する。

(6) 日本赤十字社山形県支部

関係機関と連絡をとり、負傷者の救護にあたる。

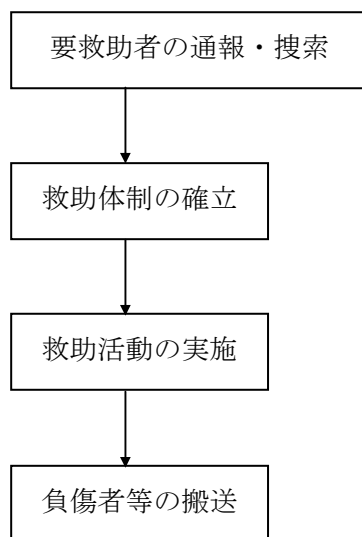
第7章 救助・救急計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、沿岸市町、消防機関、県、県警察、酒田海上保安部及び医療機関等が連携して行う救急・救助活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

2 救急・救助計画フロー



3 要救助者の通報・搜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手及び船舶による航行者は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防機関、県警察又は酒田海上保安部等関係機関に通報するよう努めなければならない。特に生理め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

防災関係機関の職員は、災害対策本部等の担当部署に参集する等の場合は、できる限り被災者の発生状況を把握し、消防機関及び県警察に連絡する。

(2) 要救助者の搜索

消防機関、県警察等は、必要に応じ、自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生理め者を搜索する。

酒田海上保安部は、船舶の海難や要救助者等が発生した場合は、巡視船艇、航空機により搜索を行う。この際、行方不明者が多数の場合は、必要に応じて県災害対策本部（本部が未設置のときは県危機管理課）と調整する。

4 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

消防機関は、消防計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

沿岸市町は、直ちに地元医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。

必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼するものとする。

(2) 医療機関の状況の確認

県（保健所）は、医療機関の被災状況や負傷者の受入れ可否等の状況を確認し、消防等関係機関に連絡する。また、消防署は、最寄の救急病院等の重傷者等受入の可否を直接確認する。

(3) 応援要請

沿岸市町及び県は、災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断する場合は、関係機関に応援を要請する。

ア 消防機関への要請

沿岸市町長及び消防関係の一部事務組合の長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、近隣又は他ブロック地域の消防本部へ応援を要請する。

要請を受けた消防本部は、可能な限り直ちに出動する。また、大規模な災害発生時には、自主的に出動を準備し、必要と判断する場合は、要請を待つことなく出動する。

イ 警察への要請

山形県公安委員会は、必要な場合は、警察庁又は他の都道府県警察に応援派遣を要請する。

ウ 酒田海上保安部への要請

知事、市町村長、消防関係の一部事務組合の長は、海上で救助・救急活動等の必要があるときは、酒田海上保安部に対して、負傷者、救助・救急要員、医師等の人員及び緊急に必要な物資等の緊急輸送や救助・救急活動等の支援を要請する。

エ 自衛隊への要請

知事は、大規模かつ迅速な救急・救助活動の展開を要すると判断する場合は、自衛隊法第 83 条第 1 項に基づき、陸上自衛隊第 6 師団長に部隊の派遣を要請する。

オ 他県への要請

知事は、県内防災関係機関のみでは十分に救急・救助活動を実施できず、被災市町に対する応援が必要と認める場合は、消防組織法第 44 条に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援派遣を要請する。

カ 民間組織への要請

沿岸市町長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

(4) 総合調整等

県は、被災市町の被害状況及び救急・救助活動状況を把握するとともに、関係機関との総合調整を積極的に行い、迅速な救急・救助活動の実施体制を確立する。

(5) 合同調整所の設置

警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

5 救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

県警察は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

被災地の消防機関及び県警察は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

ア 県は、沿岸市町又は消防本部等からの要請を受け、又は自らの判断により必要と認めた場合は、消防防災航空隊を派遣する。この際、消防防災航空隊は、派遣先の消防本部の指揮下に入って救助活動にあたる。

イ 酒田海上保安部は、関係機関等と協力し、船艇や航空機等により速やかに捜索・救助を行う。また、関係機関及び地方公共団体から、陸上における救助・救急活動等について支援要請があった場合は、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において支援するとともに、船舶による負傷者の搬送や医療活動場所の提供を行う。

ウ 消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

エ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

オ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

(4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーターが負傷者の搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

※ トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を定めること。

(2) 搬送における留意点

消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害

対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

また、酒田海上保安部の巡視船艇等が海上で収容した負傷者については、原則として収容した沿岸市町の消防機関に港湾で引き継ぐ。

第8章 医療救護計画

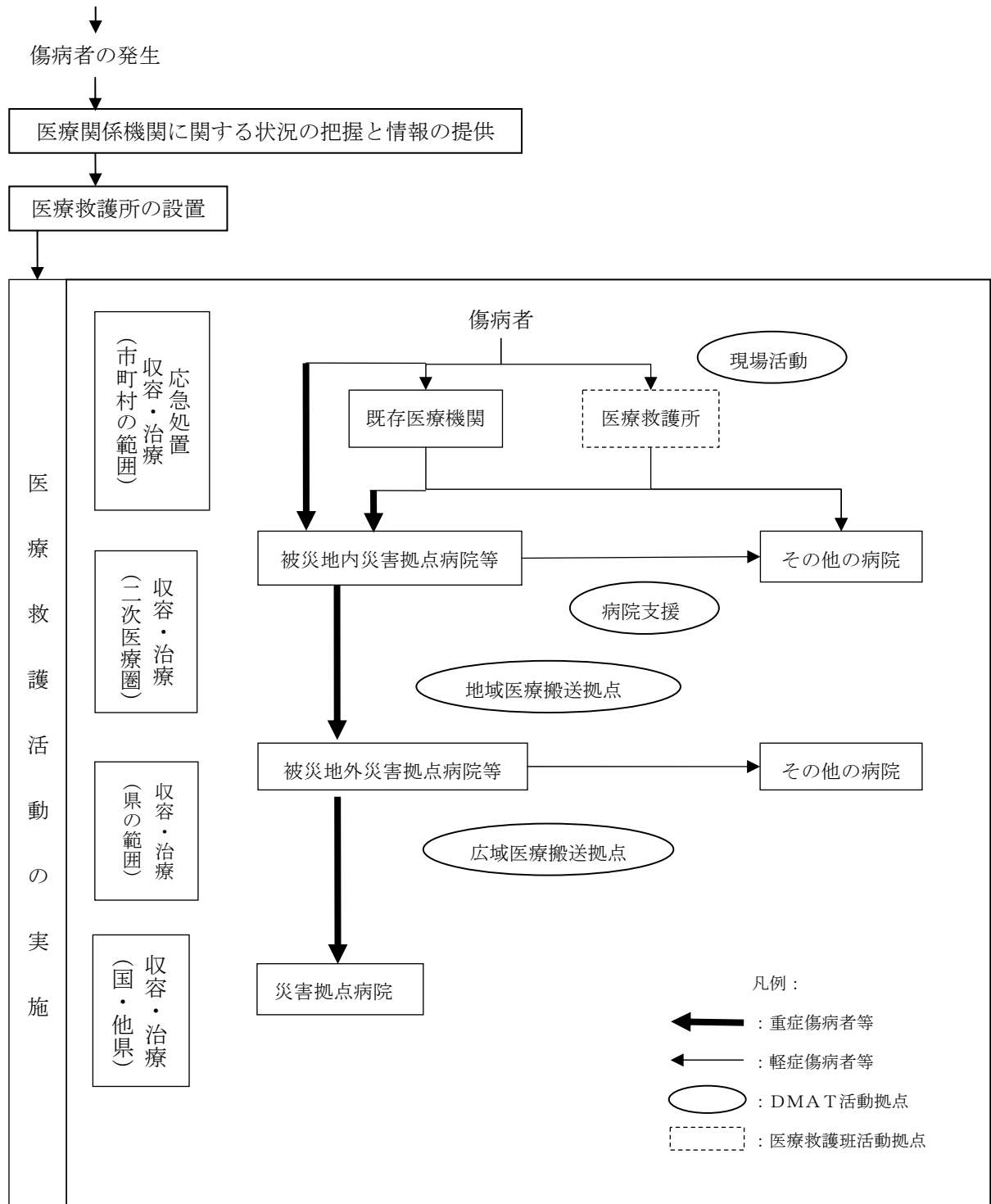
1 計画の概要

大規模な地震・津波が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命及び治療することを最優先の目的とし、多数の傷病者等にその時々状況下における最大限の医療を提供するために、県、沿岸市町及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

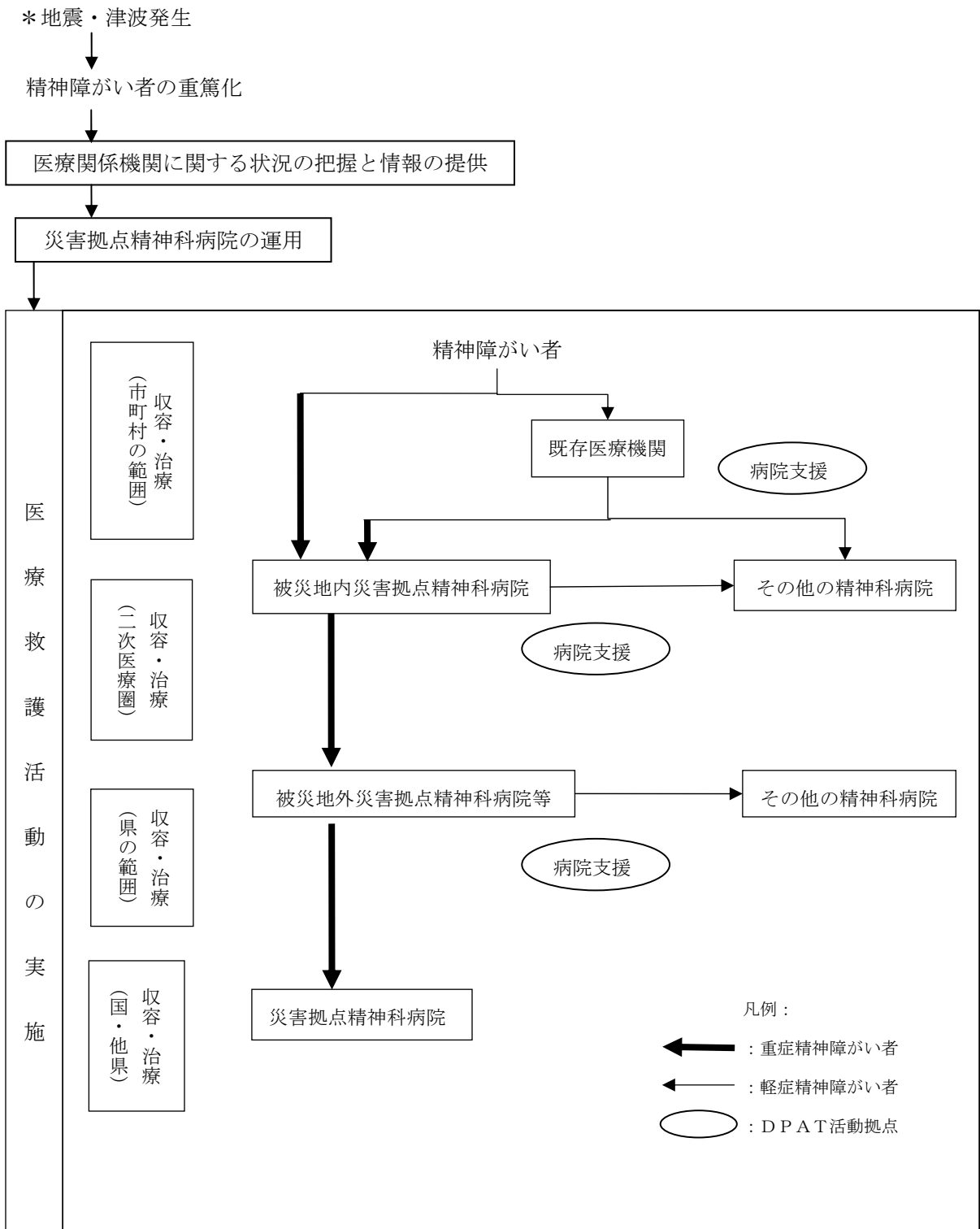
2 医療救護計画フロー

(1) 傷病者への対応

*地震・津波発生



(2) 精神障がい者への対応



3 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

(1) 県は、沿岸市町及び医療関係機関・団体と協力し、国の広域災害救急医療情報システム及び災害精神保健医療情報支援システムや山形県医療機関情報ネットワークを活用するなどして、次の事項について速やかに情報を収集する。

ア 医療機関及び薬事関係業種の被害状況

イ 被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送・医療スタッフ派遣の需給状況及び他県の医療機関の診療状況

ウ 医療救護所の設置状況

- (2) 県は、収集した情報を適宜県民、県内の医療機関・医療救護所・搬送機関、他の都道府県とその災害拠点病院等に対し提供する。

4 医療救護所の設置

沿岸市町は、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、当該沿岸市町の適当な場所に医療救護所を設置する。また、医療救護所に必要な医療従事者については、沿岸市町自らの協定等に基づき確保するほか、必要に応じ、県に対して、日本赤十字社や自衛隊による医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設の派遣要請を行うものとする。

5 医療救護活動の実施及び調整

医療機関等は、県、沿岸市町、医師会等関係団体・機関等と連携し、住民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

県は県全体を俯瞰し、沿岸市町、医療機関並びにDMAT、DPAT及び医療救護班等の行う医療救護活動の調整にあたりとともに、沿岸市町の担当能力を超えた場合の応援・補完を行う。

県は、DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。

県は、その区域内又は近隣都道府県からのDMAT等やドクターヘリの派遣に係る調整を行う。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図る。

- (1) 各医療関係施設等における活動

ア 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災から概ね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降においては、避難所等における内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、沿岸市町は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

イ 被災地内の一般の医療機関

- (ア) 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止した上で、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの病院等への収容等の対応を図る。

また、後方支援病院となる場合は、傷病者の受入れ、手術・処置等の治療、入院措置等について可能な限り対応する。

- (イ) 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、地区医師会等を通じて沿岸市町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

- (ウ) 精神科診療所及び精神科病院の自らの施設が被災し、診療不能等となった場合は、被災地内の災害拠点精神科病院への搬送を実施する。また、被災地内で機能が維持している精神科診療所及び精神科病院に精神障がい者が集中し、診療体制の確保に支障

が生じる場合は、D P A Tの派遣を県に要請する。

- (エ) 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

ウ 被災地内の災害拠点病院

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

- (ア) 24時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること
- (イ) 傷病者等の二次医療圏内での受入れの拠点となること
- (ウ) 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること
- (エ) 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと
- (オ) 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること

エ 被災地内の災害拠点精神科病院

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における精神科医療の中核を担う病院として、次により精神障がい者に対する精神科医療を提供する。

- (ア) 24時間応急対応し、重篤又は発病した精神障がい者に精神科医療を提供すること
- (イ) 急性期の精神障がい者の優先受入れ及び診療を実施すること
- (ウ) 精神障がい者の広域搬送の調整を図ること
- (エ) D P A T活動を指揮・総括する活動拠点本部を設置すること
- (オ) 他関係機関との調整を図ること

オ 被災地外の災害拠点病院

被災地外の災害拠点病院は、次により傷病者の広域搬送の受入れ拠点として活動する。

- (ア) 搬送された重篤傷病者に対して24時間緊急対応し、救命医療を行うこと
- (イ) 搬送された重症傷病者等に対し、必要によりトリアージを実施して応急手当・治療を行うとともに、二次医療圏内の他の医療機関、他の災害拠点病院、更に後方の医療機関等への搬送手続きを行うこと
- (ウ) 被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣すること

カ 被災地外の災害拠点精神科病院

被災地外の災害拠点精神科病院は、精神障がい者の広域搬送に係る受入れ拠点として、24時間応急対応し、受入れた精神障がい者に対し精神科医療を提供する。

キ D M A T（災害派遣医療チーム）指定病院

D M A T指定病院は、県の要請により、D M A Tを被災地内外に派遣する。

派遣されたD M A Tは、県の要請等により県外から派遣されたD M A Tとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

ク D P A T（災害派遣精神医療チーム）指定病院

D P A T指定病院は、県の要請により、D P A Tを被災地内の災害拠点精神科病院に派遣する。

派遣されたD P A Tは、県の要請等により県外から派遣されるD P A Tとともに、山形

県災害医療コーディネーターの調整の下、精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を行う。

ケ 被災地外の一般医療機関

(ア) 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受入れ、治療を行う。

(イ) 協定等に基づき又は自らの判断により、被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。

(2) 要配慮者への対応の調整

県は、関係医療機関及び患者団体と連携し、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療を受けられるよう調整を行う。

(3) 医薬品・医療資器材等の確保

ア 沿岸市町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。

イ 県は、沿岸市町又は医療機関等から医薬品・医療資器材等の供給要請を受けた場合は、あらかじめ締結された協定に基づき、薬業関係団体に供給を要請し確保する。また供給にあたっては、一時集積配分所を決定し、医薬品・医療資器材等の供給拠点とする。ただし、輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部に要請して確保する。

ウ 県は、被災した医療機関の医療機器の損傷について、必要な修理が速やかに行われるよう、関係団体に要請する。

(4) 傷病者等の受入れ及び搬送の調整

ア 傷病者等の緊急度に応じた後方支援病院への搬送については、山形県災害医療コーディネーターが一元的に搬送先を調整した上で、原則、消防機関に傷病者の搬送を依頼する。

ただし、搬送する傷病者が精神障がい者の場合は、県が手配したバスやジャンボタクシーなどの搬送手段により、精神科医療従事者の同乗を条件に搬送を行う。

イ 沿岸市町は、消防機関の救急隊等による傷病者の搬送が円滑に行われるよう努める。

ウ 県は、医療救護班及びDMAT、DPATの派遣、物資の輸送等に関し必要な場合は、通行可能な道路等の情報を関係機関に提供する。

また、重症傷病者等の搬送、被災地への医療救護班、DMAT、DPAT並びに医療資器材の搬送等を行うため、ヘリコプターを利用する必要があるときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

エ 県は傷病者等の医療搬送を行うため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を整備する。

(5) 医療救護班の派遣

ア 被災地への医療救護班の派遣要請及び調整は、被災市町の要請を受けて、原則として県の災害医療コーディネーターが一元的に行う。

県は、あらかじめ締結された協定等に基づき、派遣元となる医療機関、関係団体・機関に医師、歯科医師及び看護師等の派遣を要請する。この際、必要に応じて保健師及び精神科医の派遣を要請する。なお、医療救護班は、原則として沿岸市町が設置する医療救護所で活動するものとする。

イ 医師会等関係団体及び関係機関は、協定等又は県の要請に基づき、若しくは自らの

判断により医療救護活動等を実施する。

ウ 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMATの活動終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等から派遣される医療チーム等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。

なお、その際、県の災害医療コーディネーターを中心に調整を行い、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することなく、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

(6) DMAT及びDPATの出動要請

県は、あらかじめ締結された協定等に基づき、DMAT指定病院に対して、DMATの出動を要請するとともに、DPAT指定病院にDPATの出動を要請する。

なお、DMAT及びDPATは、原則として被災地内において、山形県災害医療コーディネーターの調整のもと活動を行うこととし、DMATは、現場活動、病院支援、地域医療搬送を行うとともに、必要に応じて重症傷病者の広域医療搬送を実施し、また、DPATは、精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を実施する。

(7) 医療ボランティア等の受入れ調整

県は、医療ボランティア等の受入れ窓口を設置するとともに、必要とする沿岸市町又は医療機関等と調整を行い、当該ボランティアに対して活動を要請する。

6 国等への支援要請

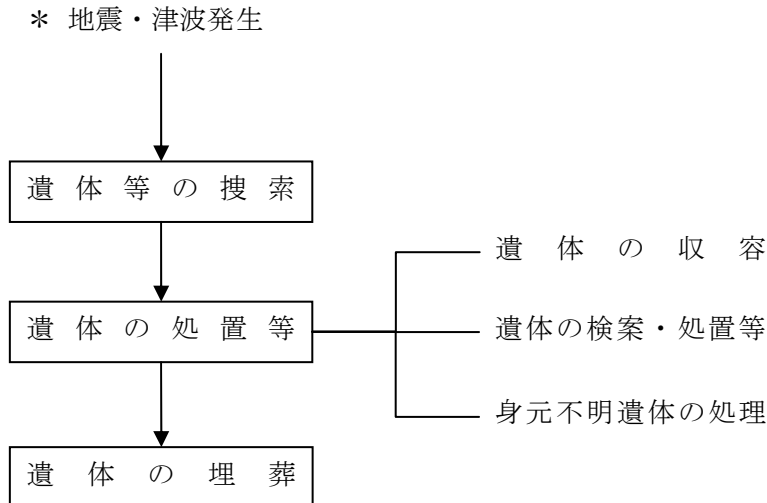
県は、傷病者の医療搬送や被災地における医療スタッフ及び医療資器材等を確保するため、必要な場合は、国（厚生労働省）又は他の都道府県等に対し協力要請を行う。

第9章 遺体対策計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波に伴う建造物の倒壊等により発生する多数の遺体について、主として沿岸市町が実施する災害応急対策について定める。

2 遺体対策計画フロー



3 遺体等の搜索

- (1) 沿岸市町は、県警察、酒田海上保安部及び関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行うとともに、県に対して搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊に対する搜索活動への応援要請を行うよう依頼する。
- (2) 県は、県内の被害状況の把握を行うとともに、沿岸市町からの依頼がある場合は自衛隊に派遣要請を行う。
- (3) 県警察は、行方不明者の届出を受理するとともに、関係情報の収集を行う。

4 遺体の処置等

- (1) 遺体の安置
 - ア 沿岸市町は、遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・収容するとともに、県及び県警察と連携の上、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行える体制を整備する。この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報等を収集し確保するよう努める。
 - イ 遺体安置所の設置にあたり、以下の事項に考慮する。
 - (ア) 避難所、医療救護所とは別の場所
 - (イ) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所
 - (ウ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体安置所、身元確認のためのDNA型鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所

なお、膨大な数になる可能性を考慮し選定

(エ) 遺体安置所として適当な建物が無い場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

ウ 沿岸市町は、県及び県警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について報道機関等を通じ住民に対する広報に努める。

(2) 遺体の検案・処置等

ア 警察官又は海上保安官は、関係法令等に基づき遺体の検視を行う。

イ 沿岸市町は、医師会等の協力を得て、遺体の検案を行うとともに、検視及び検案を終した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

ウ 県は、沿岸市町から応援要請を受け必要と認める場合は、協定に基づき山形県医師会、山形県歯科医師会等に遺体の検案及び処置を要請する。

エ 県警察は、山形県医師会及び山形県歯科医師会の協力を得て遺体の検視及び身元確認等を行う。

(3) 身元不明遺体の処理

ア 沿岸市町は、県警察その他関係機関に連絡しその取扱いについて協議する。

イ 県警察又は酒田海上保安部は、DNA型鑑定資料や指紋等の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力してその身元確認を行う。

ウ 沿岸市町は、身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うものとし、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の沿岸市町に漂着したような場合）で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取り扱う。

5 遺体の埋葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て速やかに遺体の埋葬を行う。

(2) 県は、犠牲者の多い被災市町及びその近隣の市町村における火葬場の被災状況及び稼働状況を確認・把握し、必要に応じ対応する。

(3) 沿岸市町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、沿岸市町が埋葬を行うものとする

(4) 沿岸市町は、死亡者が多数のため、通常の手続きでは、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬許可手続きを簡略化について、県を通じて厚生労働省に協議する。

(5) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つば等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

6 広域応援体制

(1) 沿岸市町は、自らのみによる遺体の捜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

(2) 県は、沿岸市町から応援要請を受け必要と認める場合、県内市町村又は近隣県に対して応援要請を行う。

(3) 県警察は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊刑事部隊及び身元確認支援部隊）の応援派遣要請を行う。

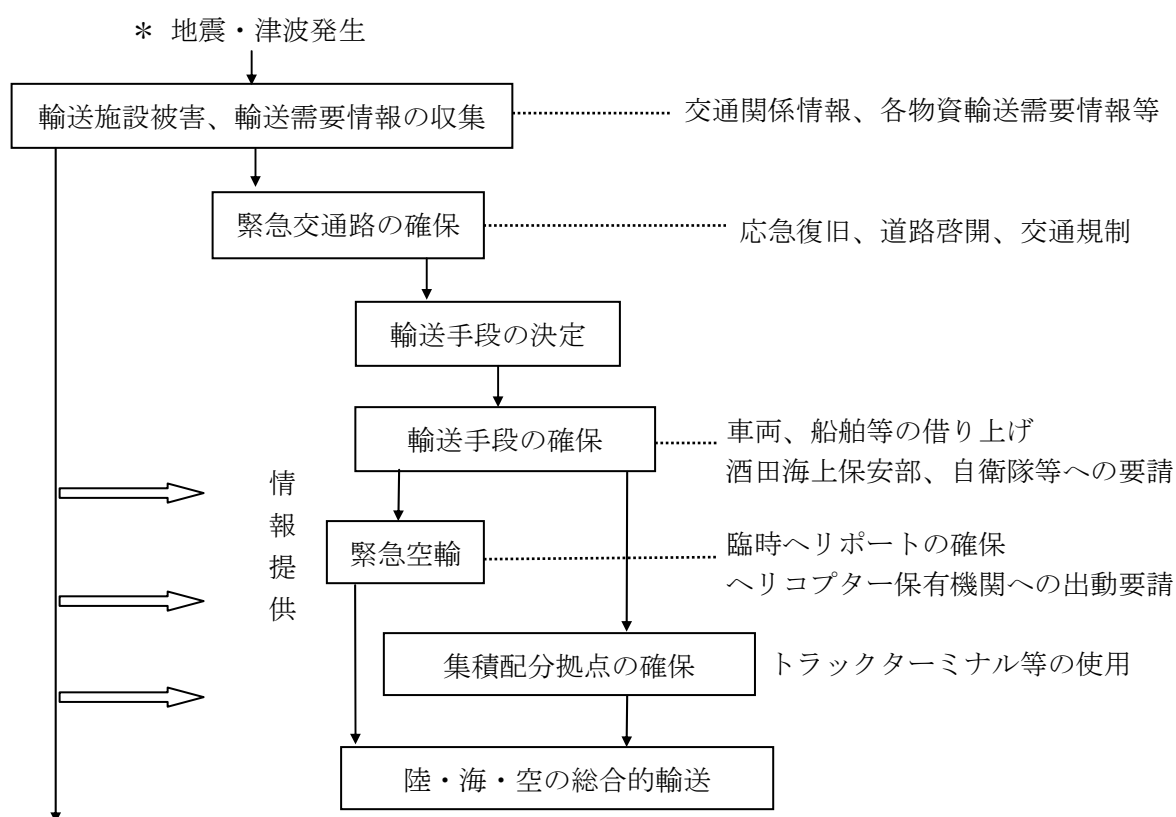
第 10 章 交通輸送関係

第 1 節 輸送計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、県及び沿岸市町等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

2 輸送計画フロー



3 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

- (1) 緊急・救急・避難所支援・応急復旧初動期
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
 - イ 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員物資
 - ウ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
 - エ 食料、水等避難生活に必要な物資
 - オ 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
 - カ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等及び関連物資

- キ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資
- (2) 復旧活動期
 - ア 上記(1)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員・物資
 - ウ 生活用品
 - エ 郵便物
 - オ 廃棄物の搬出

4 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集

県は、被災地等の輸送施設の被害情報を施設管理者等から収集する。

- (1) 利用可能な緊急輸送施設（道路、空港、港湾及び鉄道路）の情報
- (2) 被災市町等の応急活動に係る応援要員及び物資等の輸送需要に関する情報（緊急消防援助隊の派遣要請、自衛隊の派遣要請）
- (3) 被災した輸送施設の啓開及び復旧に関する情報
- (4) 渋滞等の状況及び交通規制に関する情報

5 輸送手段及び緊急交通路の決定

県は、被災地の輸送施設被害情報等に基づき、緊急輸送手段及び緊急交通路を決定し、必要に応じて、当該緊急交通路の管理者に対し応急復旧又は道路啓開を依頼するとともに、県警察による緊急交通路の交通規制等を行い、早期に交通路を確保する。

また、交通路の復旧状況により随時見直しを行い、効率的な輸送手段及び交通路を確保するよう努める。

6 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施

県、沿岸市町及び防災関係機関は、人員及び物資等の緊急輸送に必要な車両、船舶又は航空機を調達し、緊急輸送を実施する。

- (1) 県
 - ア 陸路による緊急輸送が不能の場合などヘリコプターによる空輸を行う必要があるときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づいて設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。
 - イ 知事は、輸送車両等が不足し災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、山形運輸支局及び東北運輸局に協力を求め、法第71条又は災害救助法24条の規定に基づく従事命令を発して緊急輸送に必要な車両等を確保する。
 - ウ 沿岸市町から輸送手段の確保について要請があった場合又は知事が必要と認めた場合は、関係機関に対し協力を要請する。
- (2) 沿岸市町
 - 沿岸市町は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達のあつせんを依頼する。
 - ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数

- エ 集積場所及び日時
- オ その他必要事項
- (3) 東北運輸局及び山形運輸支局
東北運輸局及び山形運輸支局は、緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車運送事業者、鉄道事業者、船舶運航事業者及び港湾運送事業者等の関係機関に対し、輸送力確保に関する措置をとるよう指導するとともに、県の要請により車両等の調達のあっせんを行う。
- (4) 酒田海上保安部
 - ア 酒田海上保安部は、必要に応じ又は県等からの要請に基づき、巡視船艇による海上緊急輸送を行う。
 - イ 酒田海上保安部は、第二管区海上保安本部に対し、巡視船艇又は航空機等の派遣要請を行い、広域応援体制による輸送力の確保に努める。
- (5) 自衛隊
県は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊による緊急輸送が必要と認める場合は、要請事項を明らかにして関係自衛隊に派遣要請を行う。
- (6) 消防庁
県は、他都道府県等のヘリコプターによる輸送が必要と認める場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁に必要な措置を要請する。
- (7) 東京航空局山形空港出張所・仙台空港事務所
県は、民間航空機による輸送を必要と認める場合は、山形空港は東京航空局山形空港出張所、庄内空港は東京航空局仙台空港事務所に民間航空機のあっせんを要請する。
- (8) 輸送関係機関
 - ア 一般社団法人山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会、一般社団法人山形県バス協会
一般社団法人山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会及び一般社団法人山形県バス協会は、加入会社の車両台数の実態を把握しておき、県の要請があった場合は、被災者移送等のため、乗用及び乗合自動車等の供給に協力する。
 - イ 社団法人山形県トラック協会、赤帽山形県軽自動車運送協同組合
社団法人山形県トラック協会及び赤帽山形県軽自動車運送協同組合は、加入会社の車両台数を把握しておき、県の要請があった場合は、物資等を輸送するため、貨物自動車等の供給に協力する
- (9) 鉄道事業者
鉄道事業者は、県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資材等の輸送に協力する。

7 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

被害規模が甚大で、道路が輸送路として機能しない地域への輸送は、緊急輸送手段として防災関係機関が保有するヘリコプターを集中的に投入し、緊急交通路啓開までの緊急輸送を空輸により実施する。

- (1) 県の役割
 - ア 沿岸市町からの要請又は地震発生後に収集した情報に基づく判断により、ヘリコプターを運用し、緊急輸送等を行う。

イ 知事は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊による緊急輸送が必要と認める場合は、要請事項を明らかにして関係自衛隊に派遣要請を行う。

ウ ヘリコプターを保有する都道府県に対し、「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援協定」等に基づきヘリコプターの出動を要請する。

エ 県は応援ヘリコプターを受け入れるため早期に体制を整える。

(ア) 基地となるヘリポートの確保

(イ) 燃料の確保

(ウ) 搭乗員の宿舎等の確保

(エ) 応援ヘリコプターの活動体制の調整

(2) 沿岸市町の役割

県と連携して臨時ヘリポートを早期に確保し、受け入れ体制を整える。

8 一時集積配分拠点の確保

県は、必要に応じ、被災地内の道路の混乱を避けるため、あらかじめ指定された緊急輸送道路ネットワークの集積拠点又はこれらと同等の機能を有すると認められる公的施設のうちから、物資の一時集積配分拠点を確保し、被災市町へ搬入する食料、及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点とする。

一時集積配分拠点の選定にあたっては、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該集積拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を確保する。

第2節 道路交通計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、道路交通機能の確保を図るため、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）及び県警察が実施する道路交通の応急対策について定める。

2 道路交通計画フロー

別図のとおり

3 災害の未然防止

道路管理者等は、災害等により被災するおそれがあると認めるときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

4 発災直後の被災地の交通路確保

(1) 道路の啓開

ア 道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、県警察、消防機関及び道路啓開に関する協定締結業者の協力を得て、通行上の障害となる道路上の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

イ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 交通規制の実施

ア 警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

イ 県警察は、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資する。

ウ 県警察は、交通規制が実施された場合は、直ちに住民等に周知徹底を図る。

エ 県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行う。

オ 県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行う。

カ 交通規制に当たって、警察機関、道路管理者等、県及び沿岸市町等は、相互に密接な連絡をとる。

5 情報の収集・伝達

県、各道路管理者等、県警察は次により道路情報を収集し、本部に伝達する。この際、緊急輸送道路の情報については、その応急対策業務を実施する関係機関にも伝達する。

- (1) 県は、防災関係機関が応急対策を円滑に実施できるよう、道路の被害状況、規制状況及び復旧見込み等と関係する防災関係機関（救助・救急活動及び消火活動・緊急応急対策活動等を行う機関）に伝達する。

このため、必要に応じて消防防災ヘリコプターにより緊急輸送道路の被害状況を把握する。

- (2) 道路管理者等は、管理する道路について緊急輸送道路を優先に点検して被災実態を把握する。この際、CCTV（監視カメラ）等を活用して幅広く情報を収集するとともに応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、連携を図りながら点検を実施する。
- (3) 県警察は、在署勤務員や交番・駐在署員による管内の巡回、交通監視カメラや車両感知器の活用等により道路情報を収集する。

6 道路法に基づく緊急措置

道路管理者等は、管理する道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路法第46条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

7 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

- (1) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 国又は県は、道路管理者等である県又は市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

8 緊急輸送道路等の啓開

- (1) 道路管理者等は、あらかじめ定められた緊急輸送道路等について、県警察及び消防機関の協力を得て、次により2車線（やむを得ない場合は1車線）を啓開する。

ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去

イ 通行の障害となる車両の移動

ウ 仮設橋の架橋

- (2) 高速道路、国道、県道、市町道及び臨港道路の各管理者は、あらかじめ定めた「災害発生時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。
- (3) 国は、迅速な救急救命活動や救急支援助物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開を代行できる制度を活用し支援を行う。
- (4) 知事は、大規模かつ迅速な道路啓開活動の展開を要すると判断する場合は、自衛隊法第83

条第1項に基づき、自衛隊に派遣を要請する。

9 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の設定

県公安委員会は県（災害対策本部）との調整の下、緊急輸送道路やその他の道路の被害状況に応じ、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路を設定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制（禁止又は制限）する。この際、災害応急対策の進捗状況や道路交通の復旧状況等に応じ、随時規制内容を見直す。

(2) 緊急通行車両の確認事務

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認申請が集中することによる混雑を防止し、円滑な処理を図るため、次により標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行う。

ア 事務区分

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県知事	○ 県有車両 ○ 災害応急対策を実施するため県が調達、借上等した車両	○ 県危機管理課 ○ 各総合支庁
県公安委員会	上記以外の車両	○ 県警察本部交通規制課 ○ 高速道路交通警察隊 ○ 各警察署 ○ 交通検問所

イ 事前届出車両

確認申請に際し、当該車両に係る事前届出済証等の提示をもって、審査を省略し、優先的に手続きを行う。

ウ 当日確認申請される車両

確認申請に際し、緊急通行車両として通行しようとする者から、緊急通行車両確認申請書、指定行政機関等が地域防災計画等に基づいて当該車両を使用して行う災害応急対策の業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証の写しを提出させ、審査を行う。

(3) 交通規制の要領

ア 警察官は、交通の規制に係る標示の設置をもって規制する。ただし、急を要するため標示を設置する暇がない場合又は標示の設置による規制が困難な場合は、現場における指示をもって規制をする。

イ 警察官は、規制の対象となる車両の運転者に対し、車両を規制区域外等に速やかに移動するよう指導する。

ウ 警察官は、緊急交通路に駐車車両その他の物件がある場合は、対象物件の所有者等に移動等の措置を命ずる。ただし、対象物件の所有者等が不在等の場合は、自ら当該措置を行う。また、警察官がその場にはいない場合は、自衛官又は消防吏員が、本項の処置を実施する。

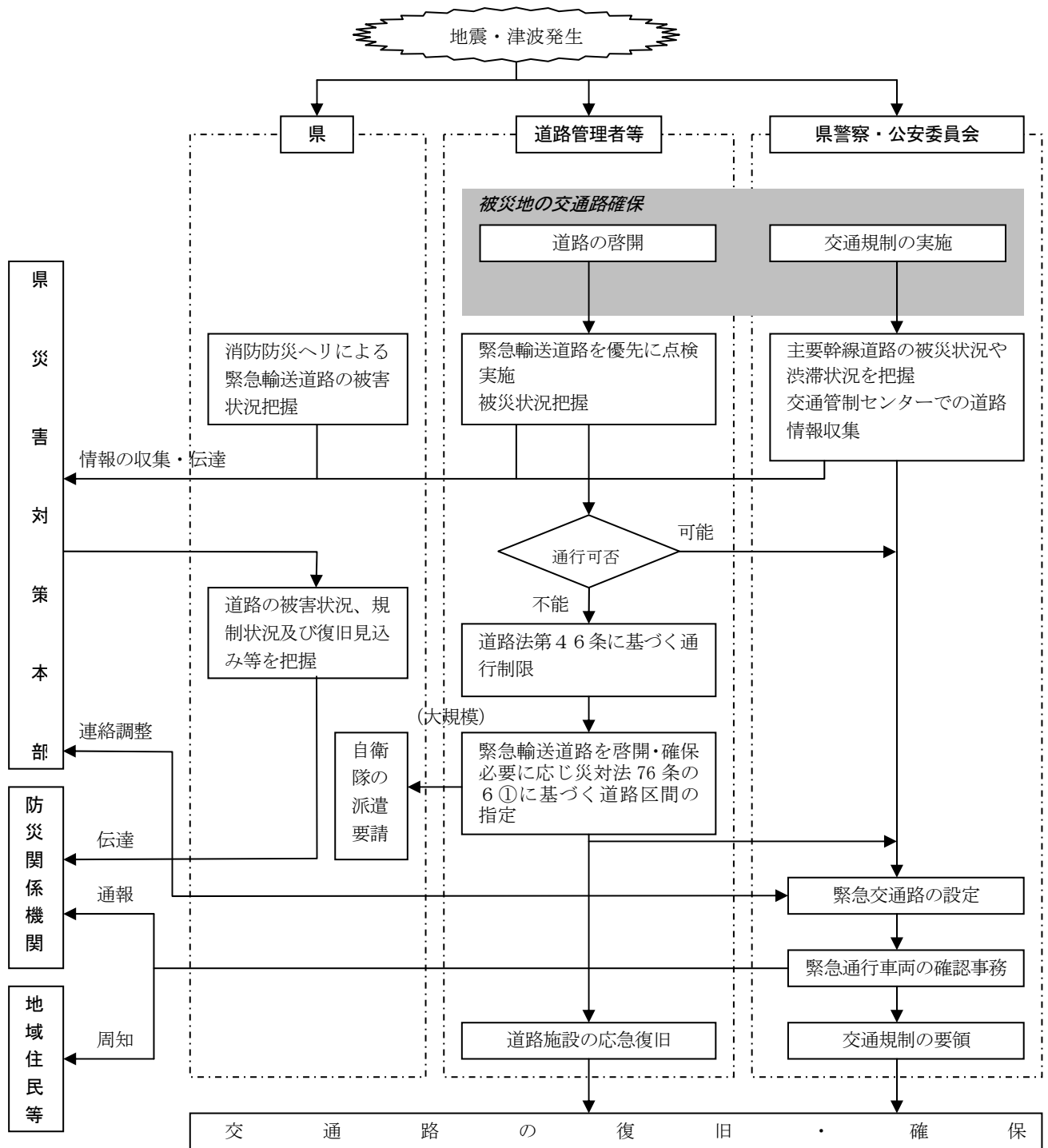
エ 交通規制の実施者は、規制に先立ち防災関係機関に通報するとともに、地域住民等に規制内容を周知する。

10 道路施設の応急復旧

道路を啓開した後に、施設の重要性や被災状況等を勘案して順次実施する。

別 図

2 道路交通計画フロー

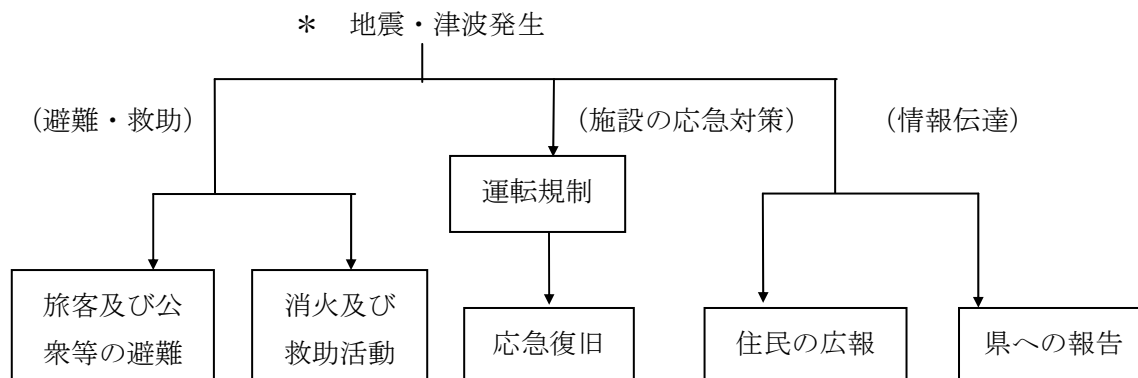


第3節 鉄道路災害応急計画

1 計画の概要

大規模地震・津波発生時に、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために、鉄道事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 鉄道路災害応急計画フロー



3 災害対策本部の設置

災害が発生し又は発生が予想される場合は、鉄道事業者は、その状況に応じて、次により応急対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

ア 仙台支社対策本部

(ア) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は総務部長及び運輸車両部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ウ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

イ 秋田支社対策本部

(ア) 本部長は秋田支社長とし、秋田支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は総務部長及び運輸部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ウ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

ウ 新潟支社対策本部

(ア) 本部長は新潟支社長とし、新潟支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は総務部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

エ 現地対策本部

現地対策本部長は、地区駅長又は地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。

本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

4 情報の伝達

- (1) 施設指令は、気象台等から地震・津波発生に関する情報の伝達を受けたときは、速かに関係箇所へ伝達する。
- (2) 輸送指令は、S I 値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

5 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、地震・津波の発生に伴い、建物の倒壊、火災その他二次災害が発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内する。

また、沿岸市町長等から避難指示（緊急）等があった場合又は自駅の避難場所も危険な状態になる場合は、駅長等は沿岸市町長等と協議、調整のうえ、最寄の適切な避難地へ旅客及び公衆等を誘導案内する。

6 消火及び救助活動

- (1) 地震その他の原因により火災が発生した場合、鉄道事業者は通報及び避難誘導を行うとともに、延焼拡大を防止するため消火体制を整える。
- (2) 災害等により負傷者が発生した場合、鉄道事業者は消防機関、警察、県、沿岸市町及びその他防災関係機関に連絡するとともに、負傷者の救出・救護に努める。
- (3) 大規模地震・津波により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、鉄道事業者は県、沿岸市町及びその他防災関係機関に対し応援要請を行う。

7 運転規制の実施

鉄道事業者は、地震・津波が発生した場合の運転規制を「運転規制等取扱い」に基づき実施する。

8 応急復旧

鉄道事業者は、災害の復旧にあたっては、応急工事を実施して早期に運転を再開させるとともに、その終了後速やかに本復旧計画を確立し、復旧工事を推進する。

9 住民に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況及び復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て住民への周知を図る。

10 県への報告

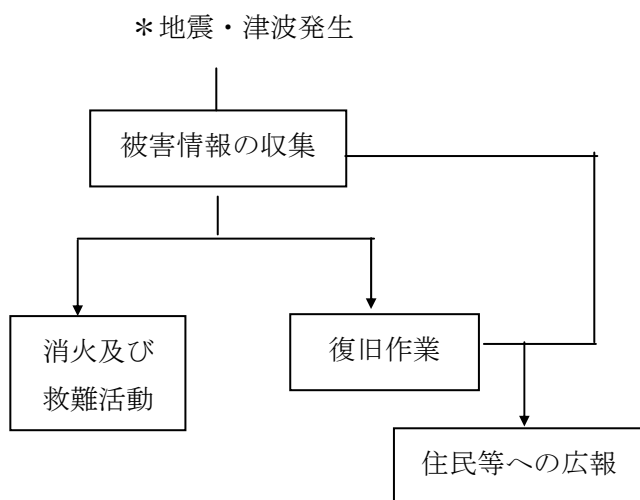
鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況及び復旧見込み等を速やかに県へ報告する。

第4節 空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、応急物資の輸送を確保するために、県が実施する空港及び公共ヘリポート施設の災害応急対策について定める。

2 空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画フロー



3 被害情報の収集・伝達

県は、県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアルに基づき、空港及び公共ヘリポート内の土木及び電気施設について、異常の有無や被害状況等を緊急点検するとともに、空港緊急計画、保安管理規程等に基づき、被害情報の収集並びに関係機関への伝達を行う。

4 消火救難活動の実施

空港又は公共ヘリポート内において緊急事態が発生し、消火救難活動等を実施する必要がある場合は、県は、空港緊急計画、保安管理規程等に基づき、消火救難活動等を実施するとともに、状況に応じて、東根市、酒田地区広域行政組合消防本部、鶴岡市及び米沢市と締結した協定に基づき、各消防本部に対して消防隊及び救急隊の出動を要請する。

5 復旧作業の実施

県は、空港施設の被害状況を把握し、空港使用の可否を判断する。被害を受けた施設がある場合は、施設の機能回復のため迅速に応急復旧を行う。特に緊急物資等の輸送機能の維持及び確保に留意して必要な措置をとる。

6 住民等への広報

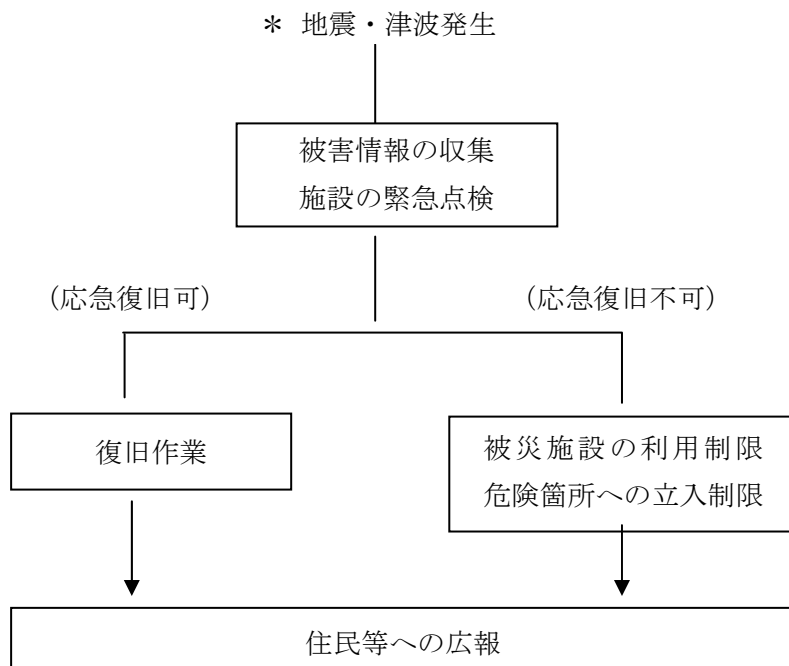
県は、災害による被害拡大の防止、交通の混乱防止、並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施できるよう、施設の被災状況や復旧状況並びに運行状況等について、報道機関の協力を得て適切な広報活動を行う。

第5節 港湾・漁港施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、応急物資の輸送を確保するために、港湾及び漁港施設の管理者が実施する災害応急対策について定める。

2 港湾・漁港施設災害応急計画フロー



3 被害情報の収集・伝達

県（港湾事務所、庄内総合支庁産業経済部水産振興課）及び民間業務協定業者は、緊急点検・応急復旧マニュアルに基づき、港湾及び漁港を巡回し、調査点検対象施設の被害箇所の位置、延長、被害程度及び被害状況等の概略を把握し、関係機関へ伝達する。

4 復旧作業の実施

- (1) 各施設の設置者及び管理者は、被害を受けた施設がある場合、緊急物資等の輸送機能の維持及び確保を図るため、迅速に応急復旧措置を行う。緊急に応急工事を行う必要が認められた場合には、応急工事を担当業者に指示し行わせる。
- (2) 施設の被害の程度により応急復旧が不可能又は困難な場合には、施設の利用制限、危険箇所への立入り制限を行う。
- (3) 応急復旧等は臨港道路や緑地帯等の災害対策上重要な施設を優先して実施する。

5 航路啓開等

- (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県等に報告するとともに、酒田海上保安部や酒田港湾事務所等の関係機関の協力を得て、県民生活と大きく関わる物流やエネ

ルギー供給の拠点等施設を優先して障害物除去による航路啓開等に努めるものとする。

- (2) 酒田海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

6 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

- (1) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、港湾管理者及び漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 国は、港湾管理者及び漁港管理者である県及び市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

7 住民等への広報

県は、災害による被害拡大の防止、交通の混乱防止並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施できるよう、施設の被害状況や復旧状況等に関し報道機関の協力を得て、適切な広報活動を行う。

8 海上交通の整理等

- (1) 酒田海上保安部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 酒田海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。
- (3) 酒田海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

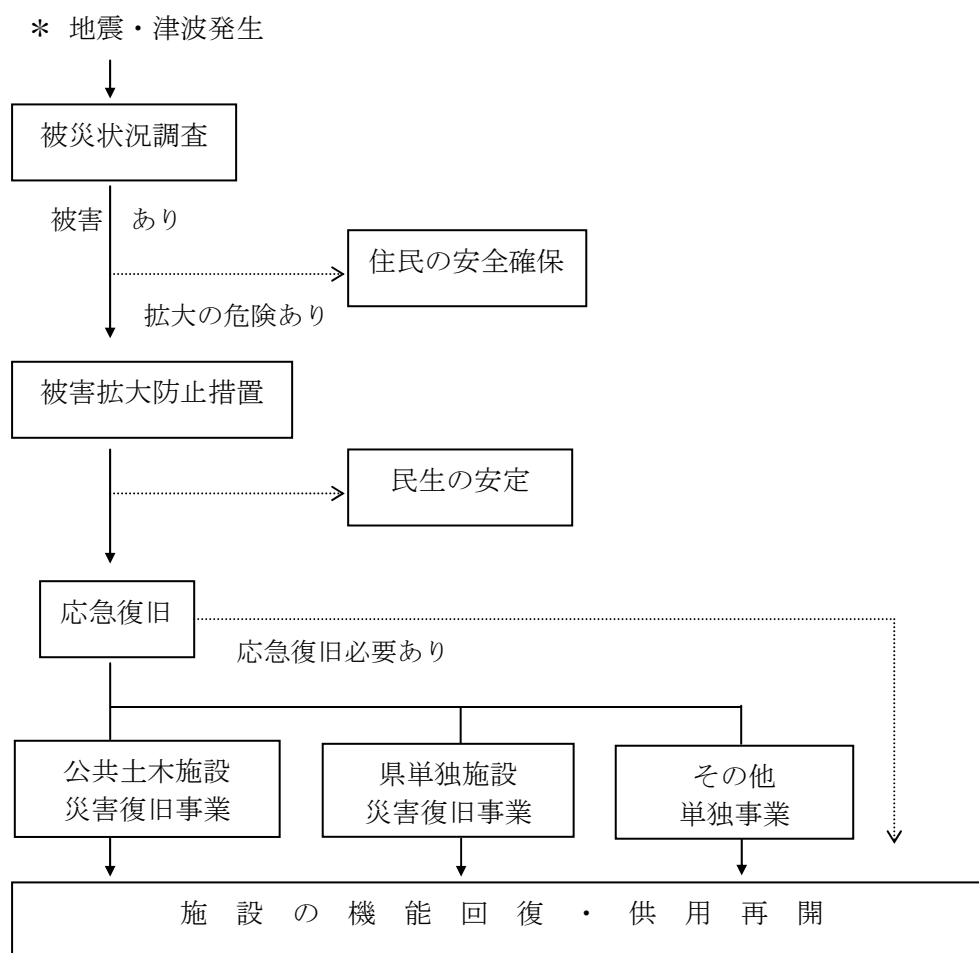
第 11 章 各種施設災害応急対策関係

第 1 節 土砂災害防止施設等災害応急計画

1 計画の概要

津波により被災した土砂災害防止施設の機能を回復するとともに、地盤の緩み等により二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、住民への被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、県が実施する災害応急対策について次に定める。

2 地盤災害防止施設災害応急計画フロー



※ 震災対策編第 3 編第 12 章第 1 節「2 地盤災害防止施設災害応急計画フロー」と同じ。

3 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、津波による施設の被災のおそれがある場合は、防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況、構造上の安全性及び機能性、津波に伴う地盤の緩み等により二次的な土砂災害の危険が高まっている崖地等の危険箇所を緊急点検し状況を把握する。

4 住民の安全確保

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また、知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和 33 年法第 30 号）第 25 条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

※ 震災対策編第 3 編第 12 章第 1 節「4 住民の安全確保」と同じ。

5 被害拡大防止措置

被災状況調査により施設の異常や被災、土砂災害の危険性が高まっている箇所等が確認された場合には、その危険度を調査して適切な土砂災害防止対策を講じ、二次災害を防止する。

(1) 危険箇所の応急対策

土砂災害の危険性を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急対策工事、警戒避難に資する情報提供を行うなど、速やかに適切な避難対策を実施する。

(2) 監視の継続

県は、沿岸市町と連携して、地震発生の直後のみならず、一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、沿岸市町は、避難場所・避難経路等を周知徹底する。

(3) 施設の応急対策

土砂災害防止施設が被災した場合には、巡回パトロール等による監視を強化し、施設の補強など必要な対策を講じる。

6 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

また、地盤の緩み等により土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、計画的に土砂災害防止施設対策を実施する。

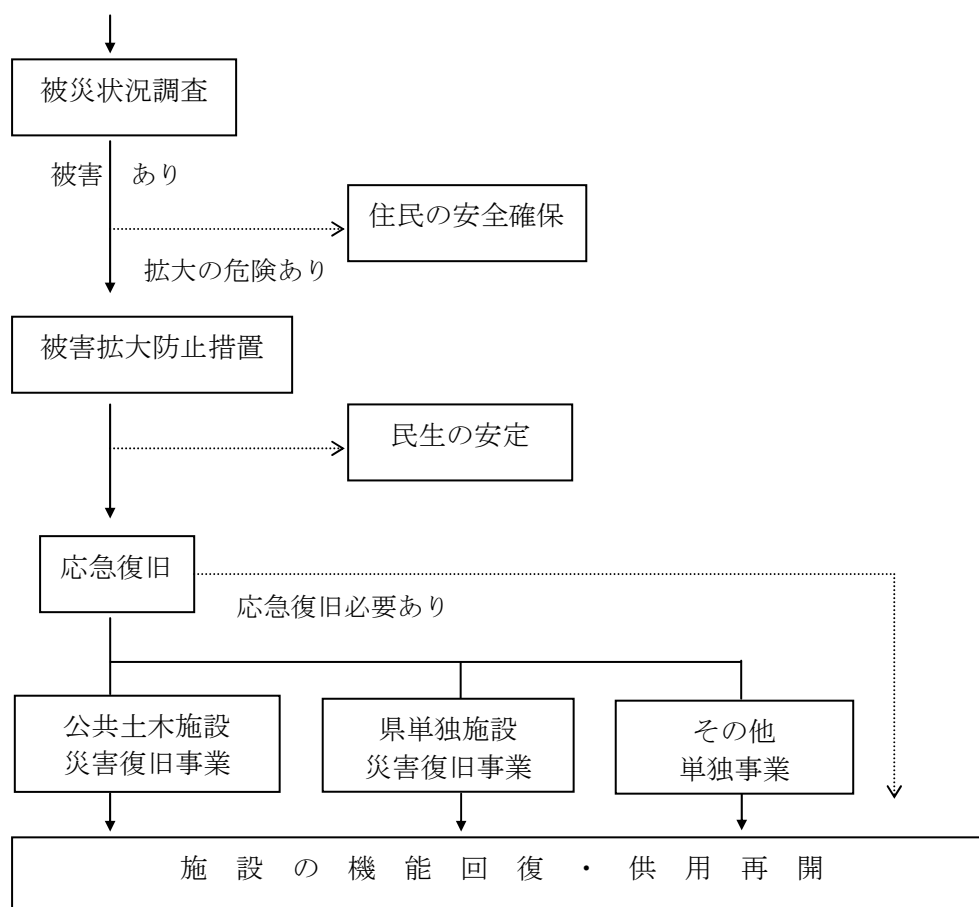
第2節 河川・海岸施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波により被災した河川・海岸施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 河川・海岸施設災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



3 被災状況調査

施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、民間協定業者と連携し直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

4 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

5 被害拡大防止措置

施設管理者は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域を重視して浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

オ 危険物、油等流出事故対策

地震により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) ダム施設

地震発生後の点検等によりダム施設に異常が認められた場合は、次の措置を実施する。

ア 貯水位制限等の対策

異常の程度に応じて貯水位制限を行う等、ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

イ 止水処理等の応急的措置

異常の程度に応じて対策を実施するとともに、臨機に止水処理等の応急的措置を講じる。

ウ 関係機関及び一般住民への連絡、通報

ダム施設に漏水、変形又は挙動異常が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、ダムの操作規則に基づき、関係機関及び下流住民へ連絡、通報を行う。

エ その他ダム施設の管理に関する調整

上記のほか、関係機関や利水権者間の調整等、ダムの機能を最小限維持するための調整を行う。

(3) 海岸保全施設

施設管理者は、次により陸地での被害拡大防止及び二次災害防止のための応急措置をとった後、海上が安定した段階で応急資材を用いた対策を講じる。

ア 人的被害防止対策の実施

被災箇所については、施設そのものの損傷拡大や予想外の被害等による人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。

イ 被災箇所の監視

地震により被災した箇所やその兆候が見られる場合は、パトロールを行い時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ その他海岸保全施設の管理に関する調整

県は、海難事故や漂流物等の処理に関する問題等の発生を考慮し、海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

6 応急復旧

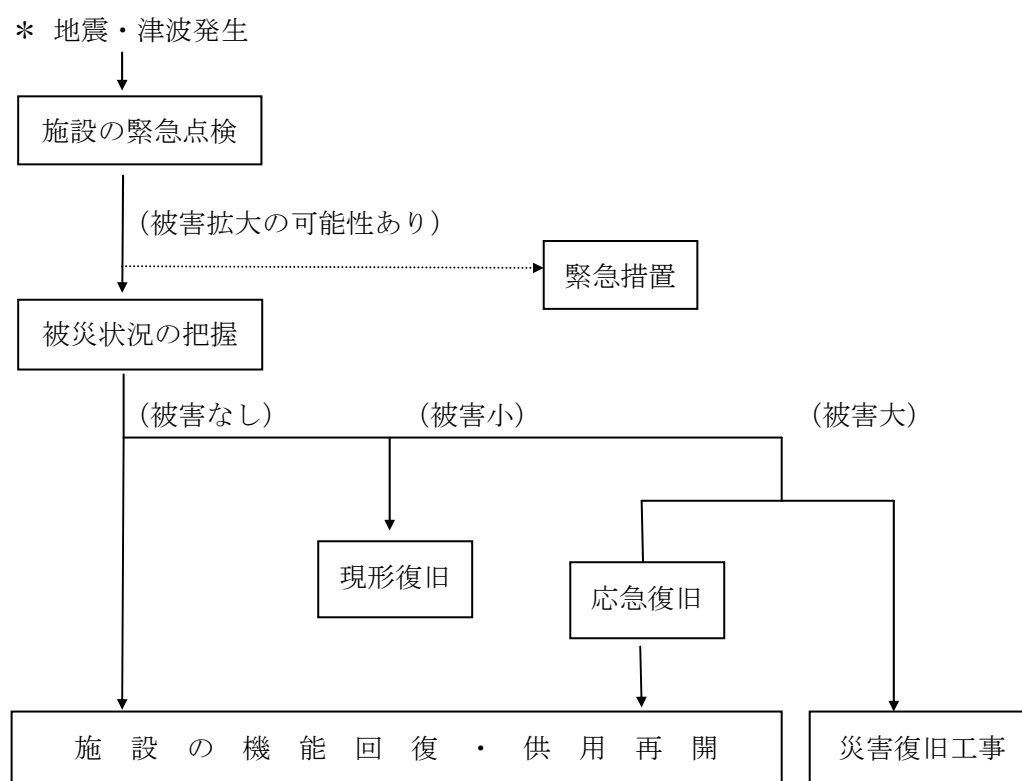
施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第3節 農地・農業用施設災害応急計画

1 計画の概要

大規模地震・津波により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、県、沿岸市町及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 農地・農業用施設災害応急計画フロー



3 施設の緊急点検

施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、沿岸市町、警察及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

4 被災状況の把握

沿岸市町は、関係土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告する。

5 応急対策及び応急復旧対策の実施

- (1) 県は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがあると認められる場合は、沿岸市町、土地改良区等に対し応急措置の指導を行う。

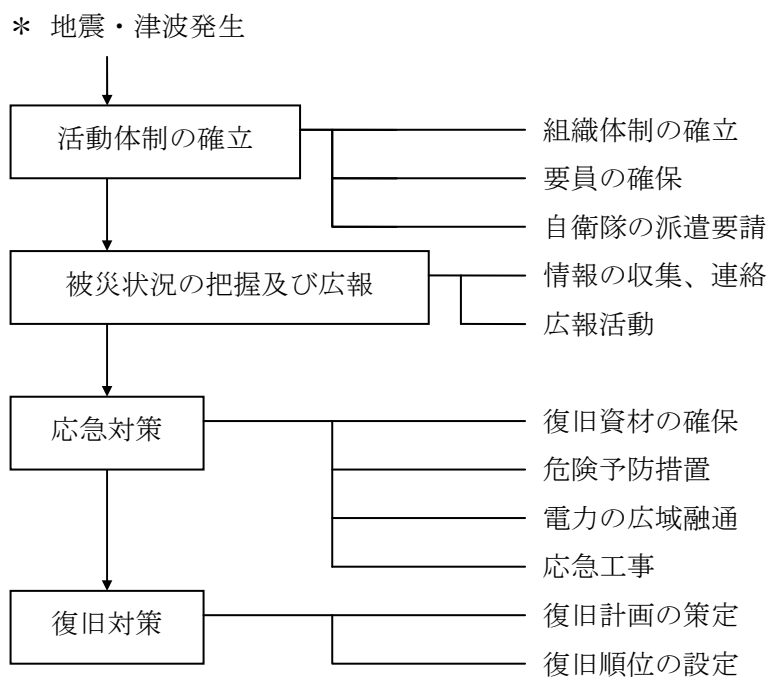
- (2) 施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。
- ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、県、沿岸市町及び警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。
 - イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。
 - ウ 施設管理者は、必要に応じ、地震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策をとる。
 - エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。
 - オ 応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。
- (3) 沿岸市町は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手段をとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第4節 電力供給施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、電力供給施設の被害を早期に復旧するため、東北電力株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 電力供給施設災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

(1) 組織体制の確立

東北電力株式会社は、大規模な地震・津波が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

ア 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

イ 震度6弱以上の地震が発生し、自動的に防災体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。

ウ 山形支店のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、自衛隊法第83条第1項に基づき、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

4 被災状況の把握及び広報

(1) 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、県又は沿岸市町の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

5 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 災害対策組織相互の融通

(ウ) 他電力会社からの融通

イ 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、県又は沿岸市町の災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。

(2) 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、沿岸市町、県警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を使用して、早期に送電を行う。

6 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

各電力設備ごとに被害状況を把握し、次の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧の完了見込み

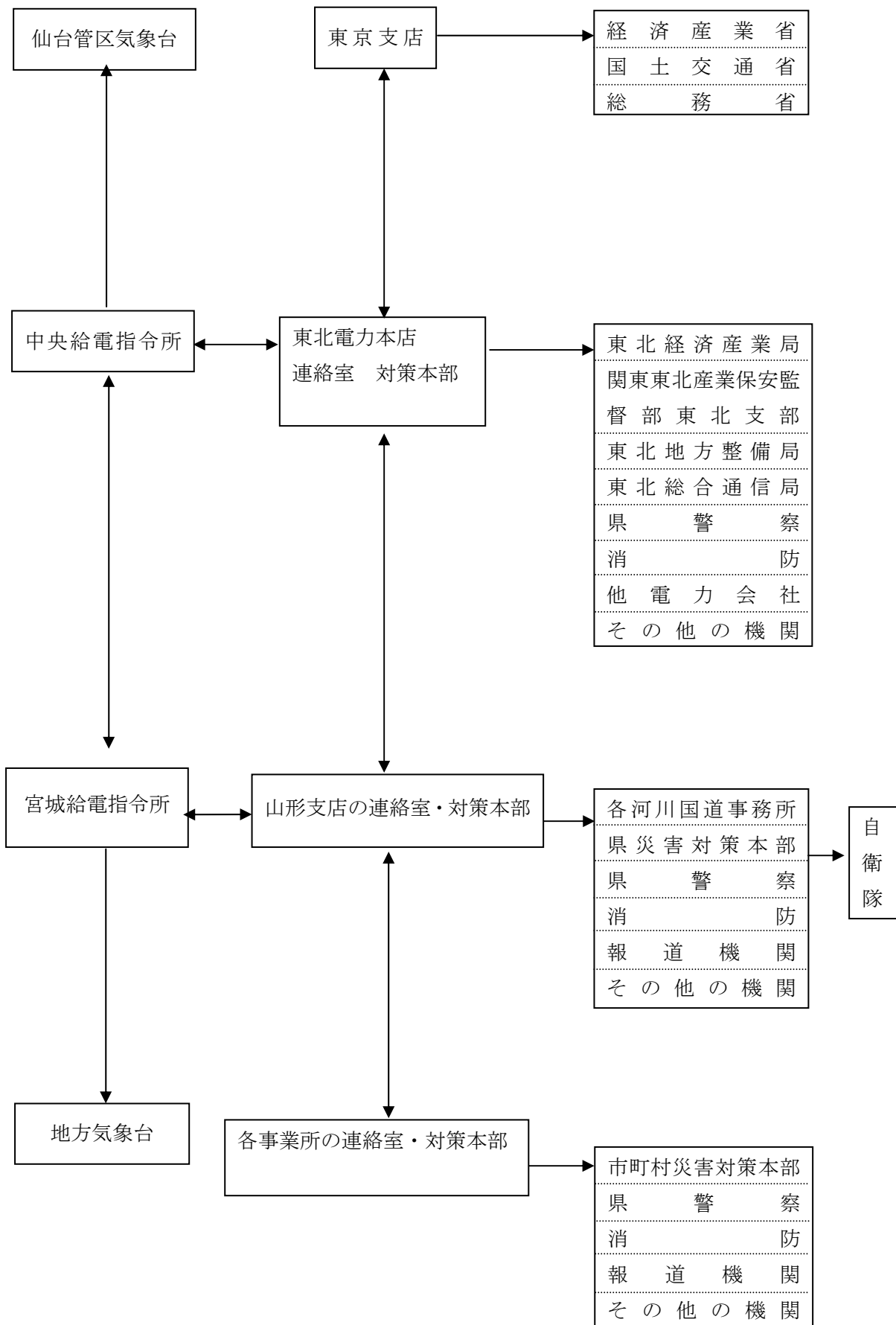
カ 宿泊施設、食料等の手配

キ その他必要な対策

(2) 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、病院、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

<東北電力株式会社と関係機関の情報連絡経路>

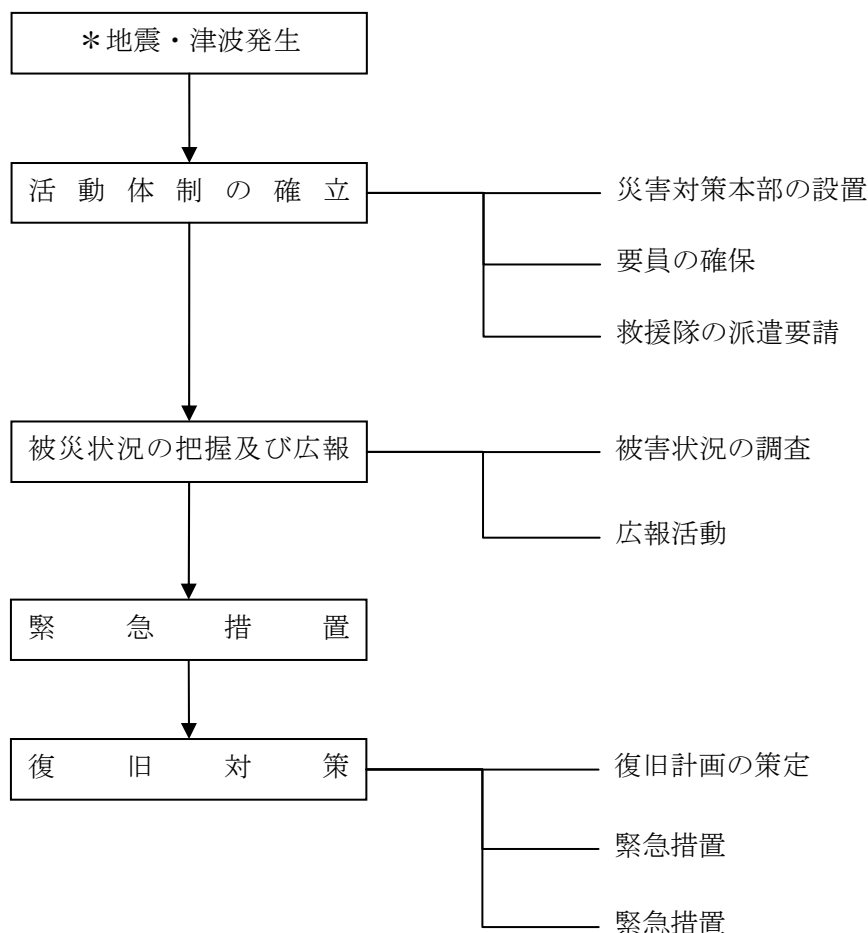


第5節 ガス供給施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、ガスの漏えいによる二次災害を防止し、ガス供給施設を早期復旧するため、ガス供給事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 都市ガス等供給施設災害応急計画フロー



3 都市ガス等供給施設における災害応急計画

(1) 活動体制の確立

ア 災害対策本部の設置

ガス事業者は、震度5弱以上の地震が発生した場合又は大規模な地震・津波により被害の発生が予想される場合は災害対策本部を設置する。

イ 要員の確保

ガス事業者は、震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4以下の場合でも、マイコンメーターの作動等に備えて、あらかじめ定めた社員・職員を出動させる。社員・職員は、出動する際、被害状況等の情報収集を行う。

交通手段の制約等により通常の勤務地へ出動できない場合は、徒歩又は自転車により最寄の事業所に出動する。

ウ 救援隊の派遣要請

緊急措置及び復旧作業に必要な人員、機材等が不足する場合は、近隣のガス事業者や日本ガス協会の機関に救援隊の派遣を要請する。また、必要に応じ関連工事会社にも動員を要請する。

(2) 被災状況の把握及び広報

ア 被害状況の調査

地震計のS I値又は最大加速度値及びガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、次により速やかに施設の巡視・点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。また、ガス漏えい通報を受け付け、適切に整理しておく。

(ア) 製造所・供給所

ガス発生設備、受入設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計装設備及び電気・水道設備等について、目視又は計測器、ガス漏えい検知器等による調査・点検を行う。

(イ) 導管

重要な導管・架管部、整圧器等を車両または徒歩により巡回し、目視、臭気又はガス検知器等による調査・点検を行う。

イ 広報活動

ガス事業者は、災害発生直後のガス漏えいによる二次災害の防止について、報道機関に依頼し又は広報車等により、速やかに広報活動を行う。併せて消防機関、県警察、県及び沿岸市町への連絡と広報活動への協力を依頼する。

ガスの供給停止措置を行った場合は、需要家の不安を解消するため、被害状況や復旧の見とおし等について適切な広報活動を行う。なお、ガスの供給が継続されている地区にも、ガスの安全使用について引き続き周知を図る。

(3) 緊急措置

ガス事業者は、被害状況調査の結果、ガスの漏えいによる二次災害のおそれがある場合は、製造所におけるガスの製造を停止し、又は対象地域ブロックを定めてガスの供給を停止する。また、製造所の施設が被災し負傷者が生じた場合は、速やかに応急手当を施し、必要に応じ医療機関に搬送する。

(4) 復旧対策

ガス事業者は、次によりガス供給施設の復旧対策を実施する。

ア 復旧計画の策定

復旧を安全かつ効率的に行うため、要員や資機材を確保するとともに、復旧ブロックの設定や復旧するブロックの優先順位付けを行う等、復旧計画を策定する。その際、救急指定病院や廃棄物焼却処理場等社会的優先度の高い施設の復旧について配慮する。

イ 復旧措置

(ア) 製造所・供給所

ガス発生設備、受入設備及びガスホルダー等のガス漏えい、沈下及び変形等の損傷部分の修理を行う。

(イ) 導管

あらかじめ定めた復旧計画に沿って、被害の比較的少ない地区から次の手順で復旧を進める。

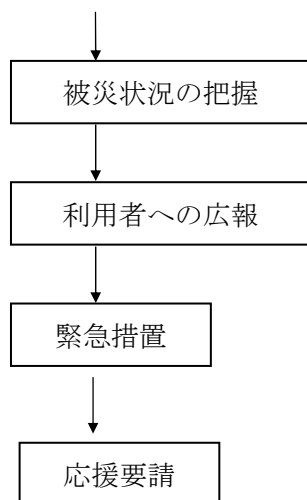
- a 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓やメーターコックの閉栓を行う。
- b 高中圧導管に試験ガスを流し、漏えい調査を行う。漏えいがある場合は損傷箇所の修理完了後ガスを通し、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。
- c ブロック内の低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRを徹底するとともに、さらに安全を確保するため、作業員を巡回させる。漏えい箇所を発見できない場合は、ブロックを細分割し再調査を行う。
- d ブロック内低圧導管網が復旧した後にエアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。
- e 需要家へのガス供給を再開する場合は、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し安全を確認したうえで開栓する。

ウ 代替燃料の供給

ガス供給施設復旧までの間、需要家を支援するため、一般需要家にはカセットコンロを提供するとともに、救急指定病院等社会的重要度の高い需要家には、可能な限り移動式ガス発生設備又はLPガス等による臨時供給の実施に努める。

4 液化石油ガス供給施設災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



5 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

(1) 被災状況の把握

液化石油ガス販売事業者（以下「事業者」という。）及び液化石油ガス認定保安機関は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏洩検知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、一般社団法人山形県LPガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、消防機関、県警察及び各総合支庁へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するように警告する。

(2) 利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、沿岸市町、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 緊急措置の実施

被災状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流失等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

(4) 応援要請

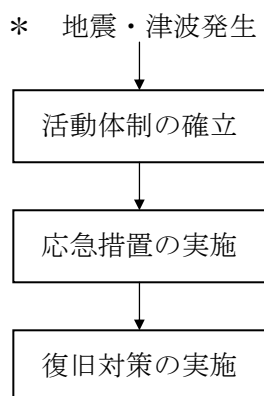
事業者は、自らによっては緊急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請する。県は、応援の要請があった場合、緊急措置に関し指導するとともに、他の事業者に対し緊急応援を要請する。

第6節 放送施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、放送事業者が、ラジオ・テレビによる放送を確保するため実施する災害応急対策について定める。

2 放送施設災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

放送事業者は、災害が発生した場合は、社員の安全を確保しながら速やかに初動態勢を確立するとともに、状況により災害対策本部を設置し、災害状況取材して中継を行う等、放送の確保に努める。

4 応急措置の実施

- (1) 放送事業者は、災害が発生した場合は、電源設備、送信所設備及び中継局設備等の被害状況を確認し、放送施設に支障が生じた場合は、その応急復旧措置に努めるとともに、所定の計画に基づき、臨時放送所、臨時放送施設等を開設し、放送の確保に努める。
- (2) 県、市町村及び防災関係機関から災害情報についての放送要請があった場合は、放送事業者は、状況に応じて臨時ニュースを挿入し又は通常番組を中断して特別番組へ切り替える等により対処する。

5 応急復旧対策の実施

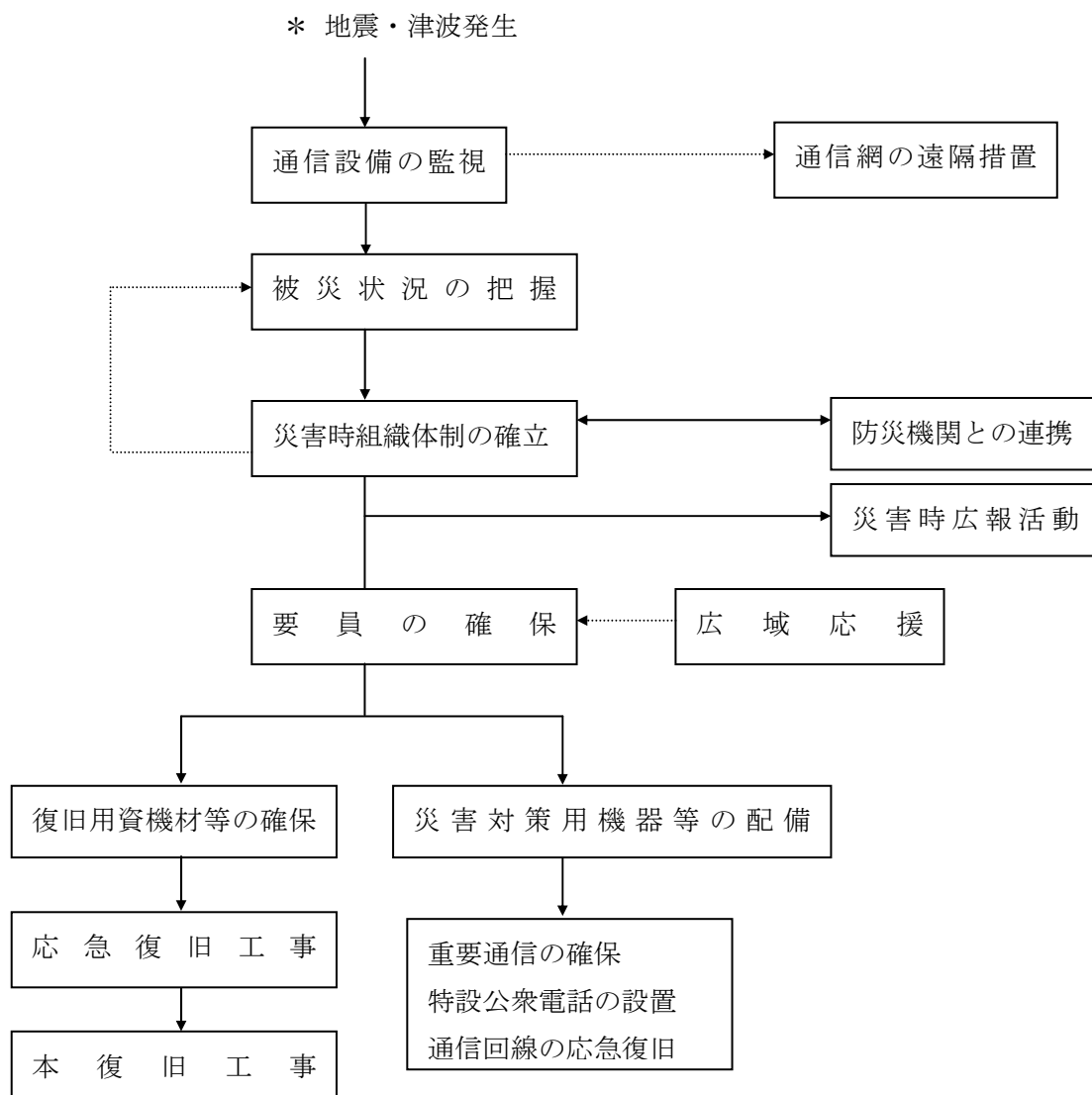
被災した施設や設備については、応急仮設又は設備変更等の応急対策により現状回復を図りながら、復旧工事を進める。

第7節 電気通信施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために電気通信事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 電気通信施設災害応急計画フロー



3 応急対策

(1) 被災通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う。

(2) 災害時組織体制の確立

大規模な地震・津波により災害発生又は発生するおそれのある場合、災害対策本部等を設置し、災害対応にあたる。

(3) 要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を確保するため、次の措置をとる。

- ア 全社体制による応急復旧要員等の非常招集
- イ 関連会社等による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被災状況の把握

被災状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により情報を迅速に収集する。

(5) 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(6) 災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

- ア 非常用衛星通信装置
- イ 非常用無線通信装置
- ウ 非常用電源装置
- エ 応急ケーブル
- オ その他応急復旧用諸装置

(7) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、予め定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材等を設置し行う。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、県を通じて地方公共団体に協力を要請する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

(3) 本復旧工事

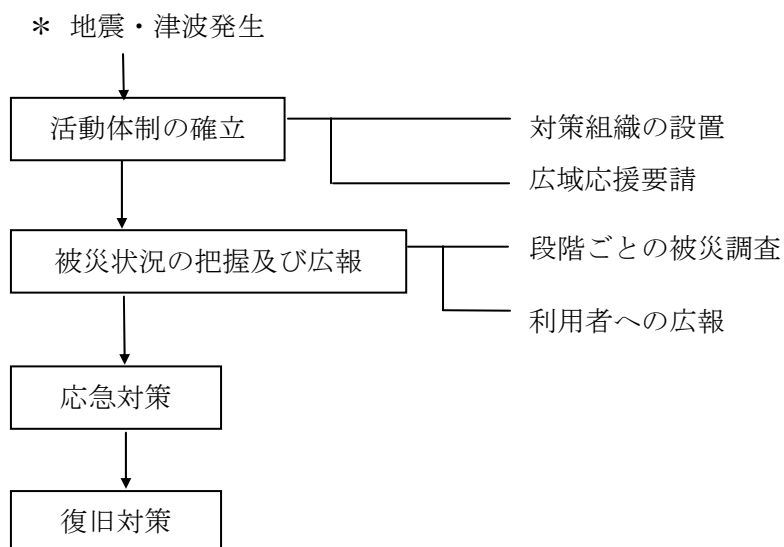
災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計、実施する。

第8節 下水道施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、被災した下水道施設の社会活動への影響を軽減するため、下水道管理者が実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

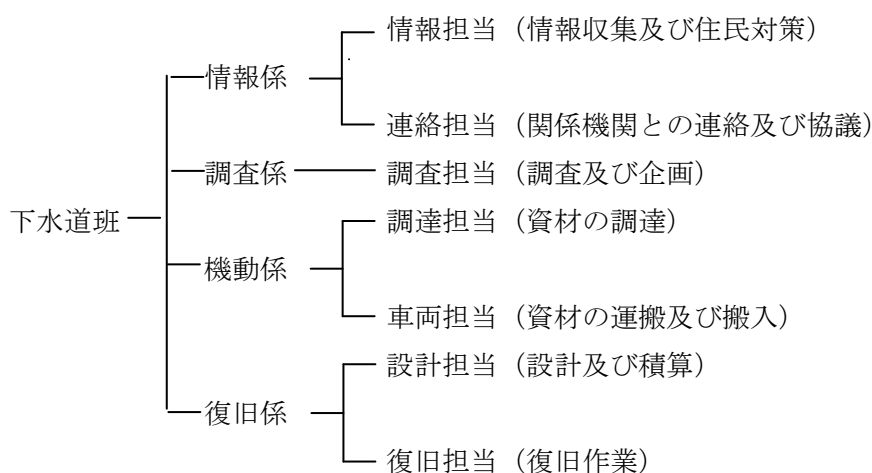
2 下水道施設災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

(1) 対策組織の設置

下水道管理者は、県又は沿岸市町災害対策本部の中に、次の組織構成例を参考として、下水道対策組織を設ける。



(2) 広域応援要請

地震・津波による被害の規模が大きく、県内の下水道管理者のみでは対応ができない場合は、「北海道・東北ブロック災害時支援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。

4 被災状況の把握及び広報

(1) 段階ごとの被災調査

下水道管理者は、地震・津波による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

ア 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

ウ 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

(2) 利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、市民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が下水道施設の異常を発見した場合は下水道関係機関へ通報するよう、併せて呼びかけを行う。

5 応急対策

上記4の調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂浚渫及び仮設配管の布設等を行う。

6 復旧対策

処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路施設の本復旧も原形に回復することを目的として行う。

復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、地震被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度並びに余命等を検討のうえ実施する。

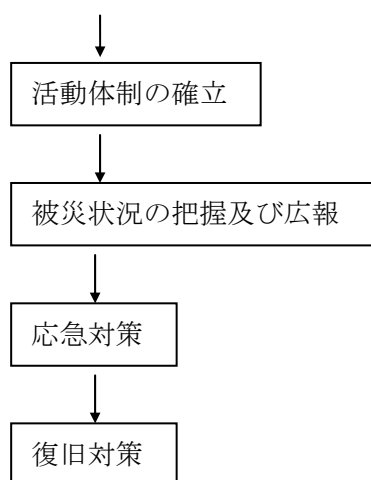
第9節 工業用水道施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、被災した工業用水道施設の漏水等による二次災害を防止するとともに、生産活動等への影響を軽減するために、工業用水道事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 工業用水道施設災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



3 活動体制の確立

工業用水道事業者（以下この節において「事業者」という。）は、災害が発生した場合、速やかに災害対策組織を設置するとともに、あらかじめ定める対策要員を参集させる。

また、被害が甚大で自らのみによっては対応が困難と判断される場合には、他事業者等に要員の派遣を要請する。

4 被災状況の把握及び広報

(1) 被災状況の把握

事業者は、地震発生後速やかに情報収集を行い、取水場、浄水場、配水池等の主要施設及び送・配水管路の被害状況を把握する。また、受水企業の被害状況及び操業状況についても把握する。

(2) 周辺住民等への広報

事業者は、管路等が破壊され、その流出水により一般住民にも被害が及ぶことが予想されるときは、市町村及び県警察等の関係機関に通報又は連絡するとともに、広報車等により付近住民に周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 受水企業への連絡

事業者は、工業用水道施設が被災した場合、受水企業に被害の種類及び程度、復旧の見込み及び送水継続の可否等を速やかに連絡する。

5 応急対策

事業者は、把握した被災状況に基づき速やかに応急対策を講ずる。管路等の被災が予想される箇所については、あらかじめ定めた対応策に基づき速やかに応急対策を実施する。

6 復旧対策

復旧は、本復旧を原則とするが、橋梁添架管、水管橋、伏越部及びその他の構造物との関連等により本復旧に長時間を要する場合は、急を要するものから仮復旧を行うものとする。復旧にあたっては、二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水を確保するために、順次施設を復旧する。

また、埋設管路等が電気、ガス又は上水道関係の配管と一緒に敷設されている場合は、これら施設を管理する関係機関と連携をとりながら復旧計画を策定する。

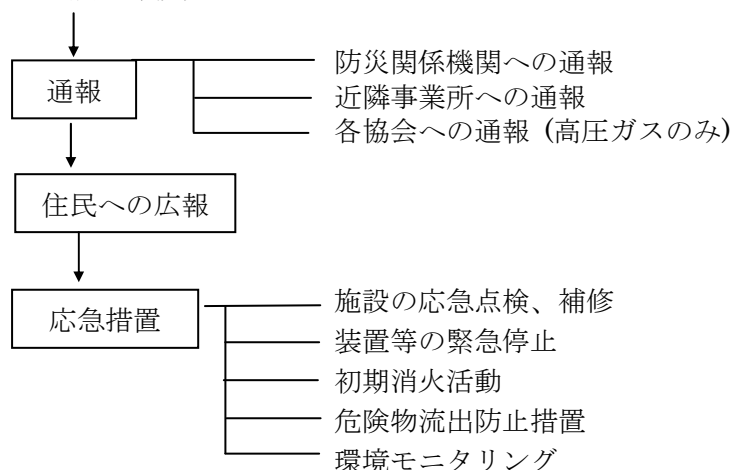
第 10 節 危険物等施設災害応急計画

1 計画の概要

大規模地震・津波に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

2 危険物等施設災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



3 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設に共通する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防機関、県警察、沿岸市町及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取り扱い規制担当省庁に報告する。

- | | | |
|---|----------|---------------|
| ア | 火薬類・高圧ガス | 経済産業省 |
| イ | 放射線使用施設 | 文部科学省、原子力規制庁等 |
| ウ | 毒劇物施設 | 厚生労働省 |

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要な場合は沿岸市町、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

ア 施設所有者等

- (ア) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の

緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(ウ) 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び県警察等に連絡する。

イ 沿岸市町等

(ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難のための立ち退きの指示又は勧告を行う。

(イ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

(5) 爆発等及び有害物質による二次災害対策

ア 原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

イ 県及び沿岸市町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

4 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 火薬類

ア 販売所等における応急措置

販売事業者は、大規模地震・津波による火災等が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずるとともに、その措置内容について防災関係機関に速やかに報告する。

また、火薬庫については、入口、窓等を目張りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告を行い、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

イ 消費場所における応急措置

消費事業者は、津波により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄する。

ウ 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に大規模地震・津波による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損

傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

エ 火薬庫における応急措置

火薬庫は構造的に大規模地震・津波に強く、一般住宅からも保安距離が確保されているため延焼等の二次災害は少ないと考えられるが、非常時の場合は、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ県警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

エ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 放射線使用施設等

地震・津波の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命への危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防、県警察並びに沿岸市町及び県等関係機関や文部科学省に通報する。

イ 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。

ウ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨を表示するとともに、見張りを置いて関係者以外の立入りを禁止する。

5 危険物等流出応急対策

河川、海域、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

- (1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに沿岸市町、消防機関、県警察、酒田海上保安部、河川管理者、海岸管理者及び港湾管理者等関係機関に通報又は連絡する。
- (2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
 - ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
 - イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。
 - ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。
- (3) 酒田海上保安部は、被害の拡大防止を図るため、危険物積載船舶に対する移動命令や航行の制限又は禁止を行うとともに、危険物荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並びに付近船舶等に対する火気使用の制限、避難指示（緊急）等を行う。また沿岸市町及び県警察等は、付近住民等に対する火気使用の制限及び避難指示（緊急）等の措置を講ずる。
- (4) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道取水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。
- (5) 水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質等（石綿を含む。）が河川や海域等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそれのある場合は、河川管理者、海岸管理者、港湾管理者、県総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

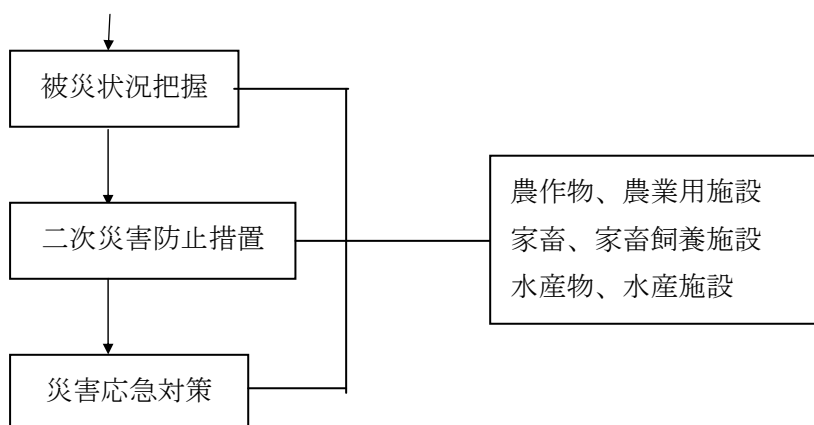
第12章 農林水産業災害応急計画

1 計画の概要

大規模地震・津波による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、県、沿岸市町及び農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

2 農林水産業災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



3 被害状況の把握

県及び沿岸市町は、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の農林水産業関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

4 二次災害防止措置

沿岸市町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 水産物及び水産施設

漁業協同組合等及び漁家に対し、次の指導又は指示を行うとともに、必要な場合は、県、酒田海上保安部、県警察及び消防機関と連携し、必要な措置を講ずる。

ア 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置並びに関係機関への協力要請

イ 流失した船舶、漁具、養殖施設等の早期回収措置並びに関係機関への協力要請

ウ 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置

エ 津波による漂流物等の早期回収措置

5 災害応急対策

県及び沿岸市町は、農林水産業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

(1) 農作物及び農業用施設

県及び沿岸市町は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ア 農作物の病虫害発生予防措置
- イ 病虫害発生予防等用薬剤の円滑な供給
- ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- オ 種苗の供給体制の確保

また、県は、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬及び種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

県及び沿岸市町は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - (ア) 家畜死体の受け入れ体制の確保
 - (イ) 家畜死体の埋却許可
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
 - (エ) 家畜廃用認定（山形県農業共済組合）
 - (オ) 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商業協同組合）
- イ 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - (ア) 家畜飼養農家に対する指導（県家畜保健衛生所）
 - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（県家畜保健衛生所）
 - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）
- ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）
- エ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）

(3) 水産物及び水産施設

ア 県及び沿岸市町は、漁業協同組合等と連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するとともに、関係機関に対して協力要請を行う。

- (ア) 漁業活動支援施設（給油、給水、保管活動）の応急修繕
- (イ) 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供
- (ウ) 冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先の確保及び移送
- (エ) 応急対策用資機材の円滑な供給
- (オ) 養殖水産物の移送
- (カ) 水産物の廃棄処分

イ 県は、施設被害の復旧に急を要する場合は、沿岸市町又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。

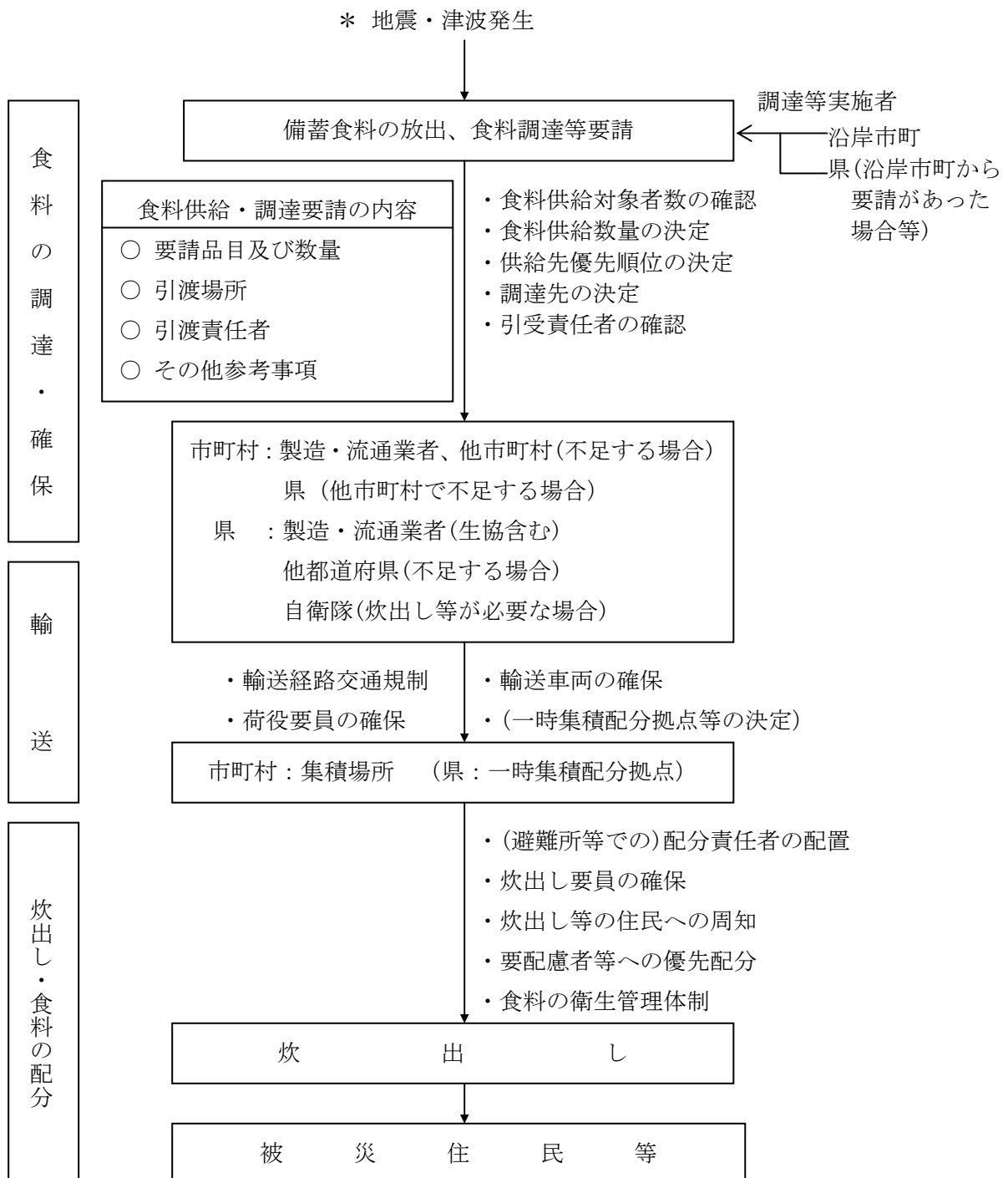
第 13 章 生活支援関係

第 1 節 食料供給計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時において、住民等が食料を確保することが困難となった場合に、沿岸市町及び県が食料を供給するための対策について定める。

2 食料供給計画フロー



3 沿岸市町が行う食料の調達及び配分

(1) 調達

沿岸市町は、市町地域防災計画に基づき、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者（以下「協定締結業者」という。）等からの調達を実施する。

被災市町のみで対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

ア 山形縣市町村広域応援協定に基づき、被災市町応援調整市町村を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(イ) 炊出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

ウ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、被災市町村は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(2) 調達食料品目例

沿岸市町は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

ア 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

(3) 炊出し

沿岸市町は、炊出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

ア 炊出しは、原則として避難所内又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。

イ 大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

(4) 配分

被災住民への食料配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

エ 避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

4 県が行う食料の調達等

県は、被災市町の食料調達状況等を常に把握するとともに、被災市町から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、食料が円滑に供給されるよう次の措置を講じる。

(1) 備蓄食料の供与

県は、被災市町からの要請に基づき、必要と認める場合、備蓄している食料を供与する。

(2) 調達

ア 県は、備蓄食料の供与によっても不足する場合は、協定締結業者に食料の供給を要請し、なお不足する場合はその他の製造・流通業者に要請する。

イ 県は、本県のみでの対応が困難な場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請するとともに、必要に応じて農林水産省に応急用食料を要請する。

(3) 輸送及び集積

ア 食料の調達先に車両配送を依頼する。ただし、調達先が輸送できない場合は、県有車両又は民間借上車両で輸送する。

イ 交通事情等により陸路輸送が困難な場合は、消防防災ヘリコプターを活用し又は自衛隊に対して要請を行い空路輸送を行う。

また、海上における緊急輸送が必要な場合は、酒田海上保安部に対し緊急輸送を要請する。

ウ 県が供給する食料は、原則として調達先の配送により、避難所又は沿岸市町が設置する集積場所へ直接輸送する。沿岸市町が集積場所を設置できない場合は、県が設置する一時集積配分拠点に集積することとし、一時集積配分拠点から避難所への輸送は沿岸市町において対応する。

災害の規模が大規模であり、沿岸市町による避難所への輸送ができない場合には、県は、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の輸送を行うものとする。

エ 県は、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。

オ 県は、緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

5 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本章第4節「保健衛生計画」の食品衛生対策及び栄養指導対策による。

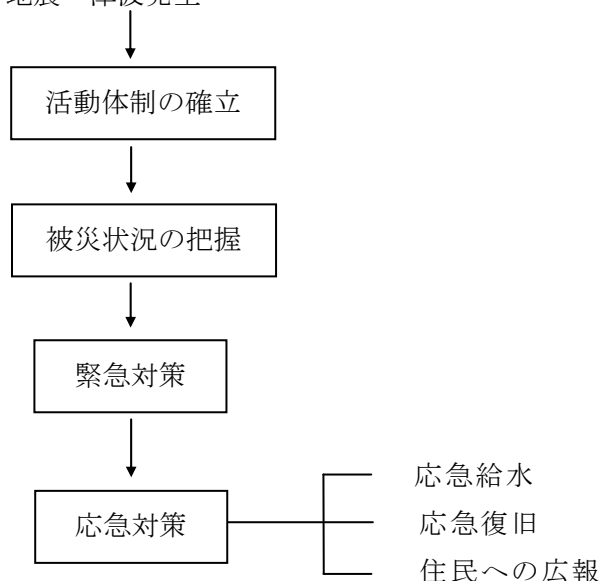
第2節 給水・上水道施設応急対策計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、県、沿岸市町及び水道事業者（簡易水道事業者及び水道用水供給事業者を含む）（以下「水道事業者」という。）が実施する災害応急対策について定める。

2 給水・上水道施設応急対策フロー

* 地震・津波発生



3 活動体制の確立

県、沿岸市町及び水道事業者は相互に、連絡調整を図りながら、必要に応じて関係機関に応援協力を要請し、応急体制を確立する。

(1) 水道事業者

水道事業者は関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて公益社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。

ア 動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。

イ 水道事業者のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。

ウ 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

エ 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。

オ 必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。

(2) 県

県は、主に情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行う。また必

要に応じ、水道法第 40 条第 1 項に基づき、水道用水の緊急応援命令を発する等適切な措置を講ずる。

ア 水道事業者相互間の応援、協力について、必要な斡旋、指導及び要請を行う。応急給水等に必要の場合は、自衛隊の派遣を要請する。

イ 水道事業者の要請に応じ、近隣県さらには厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に応援を要請し、十分な応急体制の確立を図る。

ウ 小規模な水道事業者への応援部隊は、応急対策全般について計画立案、技術支援できるよう部隊編成に配慮する。

エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び滅菌を実施する。

4 被災状況の把握

水道事業者は、次により迅速かつ的確に上水道施設等の被災状況を把握する。

- (1) 遠隔監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

5 緊急対策

水道事業者は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

- (1) 二次災害の防止対策

ア 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。

イ 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。

ウ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

- (2) 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

6 応急対策

県、沿岸市町及び水道事業者は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

- (1) 応急給水

県、沿岸市町及び水道事業者は、衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

ア 応急給水の準備

- (ア) 既存水源及び緊急代替水源の確保
- (イ) 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- (ウ) 配水池及び耐震貯水槽等の貯水施設の確保
- (エ) 給水車等による応援給水の確保
- (オ) 水質の衛生確保
- (カ) 備蓄飲料水の量の確認

イ 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水及び備蓄飲料水の供与を効率的に組み合わせ給水する。

(ア) 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び指定避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水装置等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

(イ) 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

(ウ) 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

(エ) 備蓄飲料水の供与

沿岸市町は、備蓄飲料水を避難所等において配布する。

県は、被災市町からの要請に基づき、必要と認められた場合、備蓄している飲料水を供与する。

ウ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

エ 飲料水及び応急給水用資材の確保

(ア) 飲料水の確保

被災直後は配水池や耐震性貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

(イ) 応急給水用資材の確保

水道事業者が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

オ 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加したうえで飲用に供する。

カ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

キ 生活水の確保

水道事業者は、区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活水に利用する。

ク 地域性への配慮

離島へは、必要により、飲料水の空輸又は海輸、浄水装置による給水等を行う。

ケ 要配慮者等に対する配慮

要配慮者への給水にあたっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。また、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

(2) 応急復旧

水道事業者は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策の対応等に十分配慮して、関係機

関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

ア 応急復旧計画の準備

(ア) 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

(イ) 復旧用資機材の調達

イ 応急復旧範囲の設定

沿岸市町による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

ウ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

エ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

オ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう滅菌を徹底する。

カ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。特に、ガスの復旧に伴い水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定にあたってはガスの復旧状況に十分配慮する。

(3) 住民への広報

県、沿岸市町及び水道事業者は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

ア 被災直後の広報

(ア) 沿岸市町が主体となり、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

(イ) ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

イ 長期的復旧計画の広報

県及び沿岸市町は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報誌、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

ウ 情報連絡体制の確立

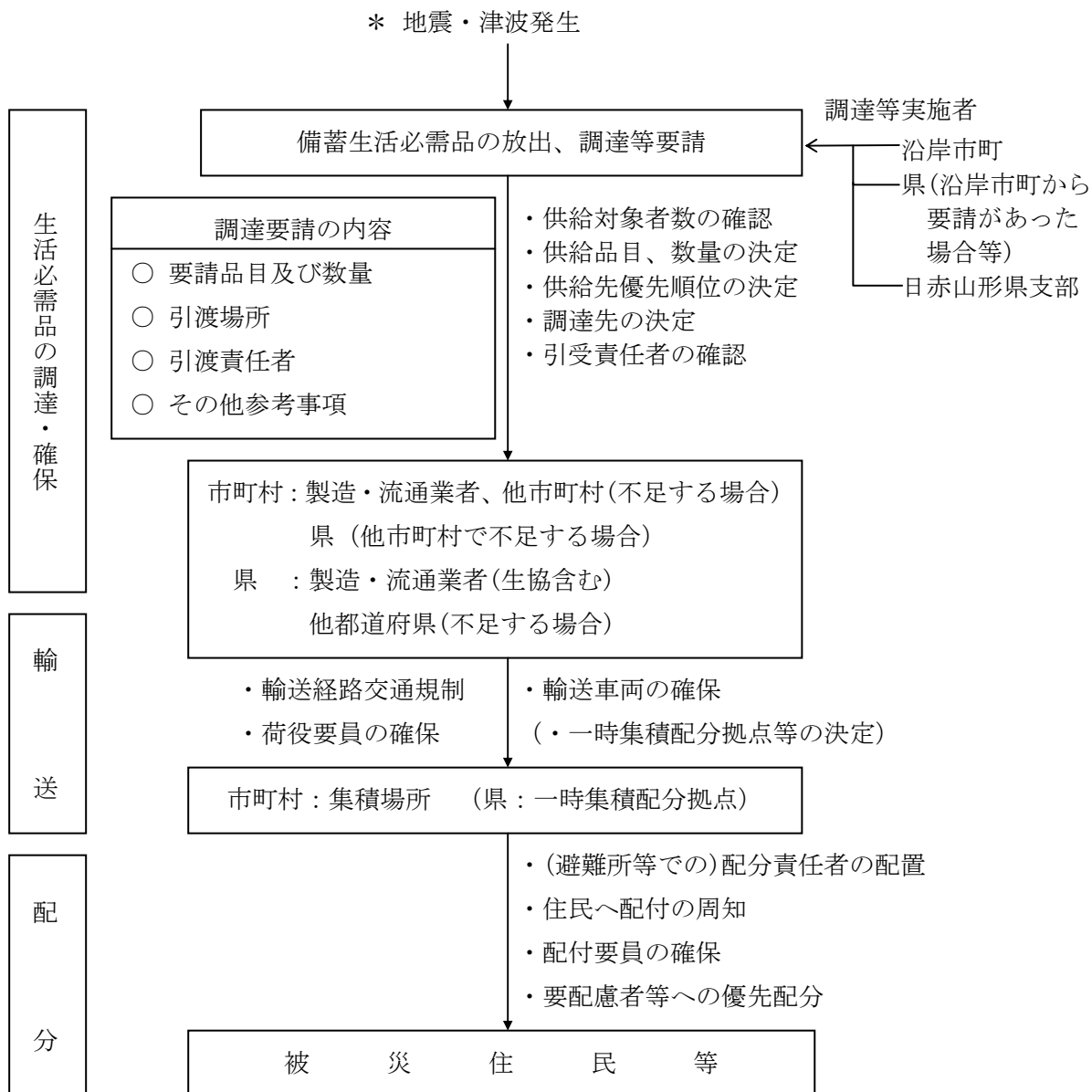
県、沿岸市町及び水道事業者は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

第3節 生活必需品等物資供給計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、沿岸市町及び県が、生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

2 生活必需品等物資供給計画フロー



3 沿岸市町が行う調達及び配分

(1) 調達

沿岸市町は、市町地域防災計画に基づき、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定締結等している製造・流通業者（以下「協定締結業者」という。）等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

被災市町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町応援調整市町村を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

ウ 被害が広範囲におよび市町村間の応援が困難な場合又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。

(2) 調達生活必需品等物資品目例

沿岸市町は、避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 被服（肌着等）

ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

エ 食器（茶碗、皿、はし等）

オ 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

カ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）

キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ク 生理用品

ケ 暖房器具

(3) 配分

被災住民への生活必需品等物資の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における生活必需品等物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

エ 避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

4 県が行う生活必需品等物資の調達等

県は、被災市町の生活必需品等物資調達状況等を常に把握するとともに、被災市町から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、生活必需品等物資が円滑に供給されるよう次の措置を講じる。

(1) 調達

ア 県は、沿岸市町の要請に基づき又は必要と認める場合、備蓄している生活必需品等物資を供与する。

イ 県の備蓄物資の供与によっても不足する場合は、業者に対し生活必需品等物資の供給を要請し、なおも不足する場合はその他の製造・流通業者等に要請する。

ウ 県は、本県のみでの対応が困難な場合は、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づき近隣県又は、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して広域応援要請を行うとともに、必要に応じて東北経済産業局に対しあっせんを要請する。

(2) 輸送及び集積

物資の調達先に車両配送を依頼する。ただし、調達先が輸送できない場合は、県有車両又は民間借上車両で輸送する。

ア 交通事情等により陸路輸送が困難な場合は、消防防災ヘリコプターを活用し、又は自衛隊に対して要請を行い空路輸送を行う。

イ 県が供給する物資は、原則として調達先の配送により、避難所又は沿岸市町が設置する集積場所へ直接輸送する。沿岸市町が集積場所を設置できない場合は、県が設置する一時集積配分拠点に集積することとし、一時集積配分拠点から避難所への輸送は沿岸市町において対応する。

ウ 災害の規模が大規模であり、沿岸市町による避難所への輸送ができない場合には、県は、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の輸送を行うものとする。

エ 県は、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。

オ 県は、緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

5 日本赤十字社山形県支部の交付

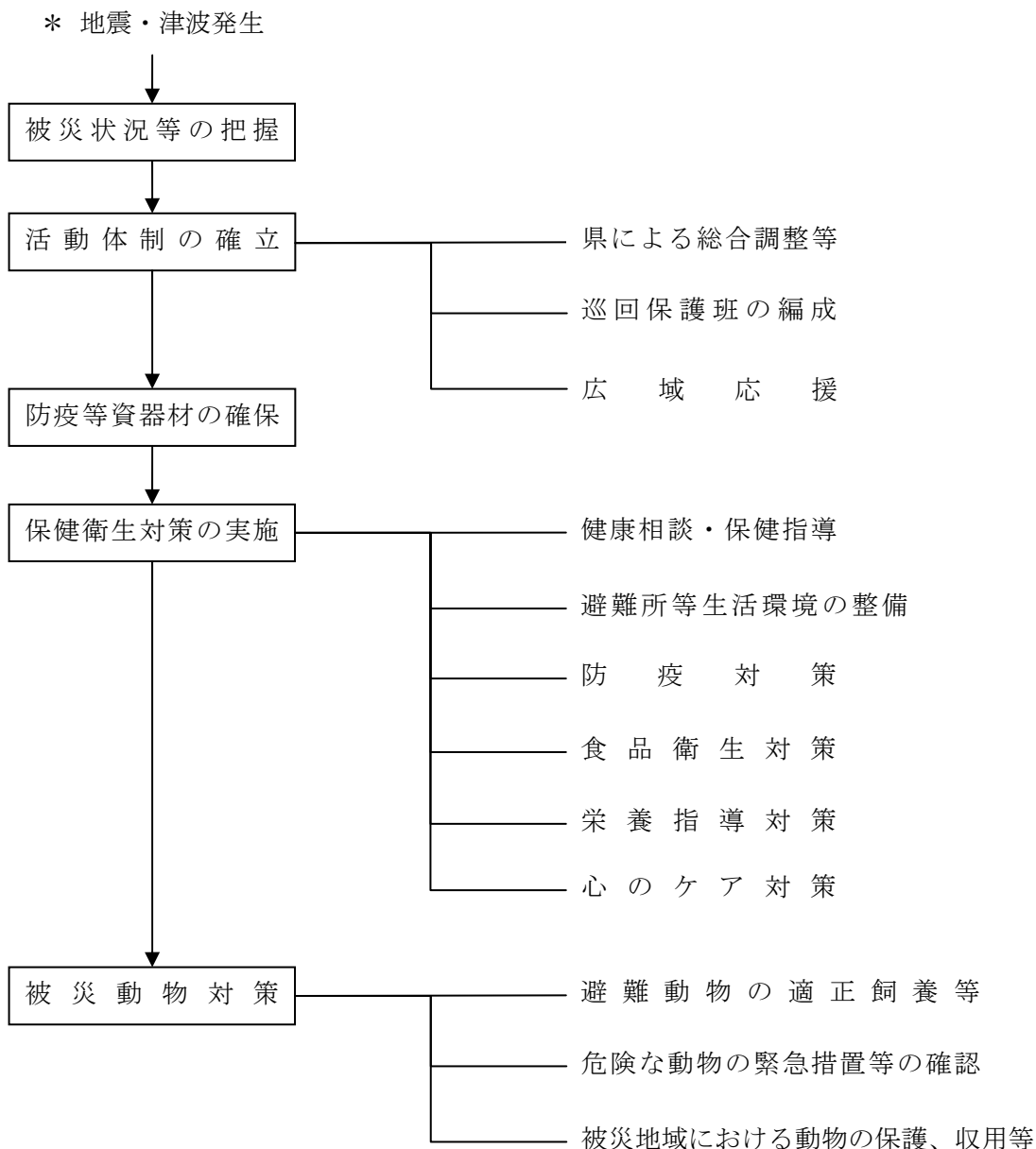
日本赤十字社は、被災市町の日本赤十字社山形県支部地区長又は分区長が実施する必要量調査の結果に基づく要請により、毛布及び緊急セット等の救援物資する必要量調査の結果に基づく要請によりを当該地区・分区へ交付する。

第4節 保健衛生計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、被災地住民の心身の健康を保つため県及び沿岸市町が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

2 保健衛生計画フロー



3 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、県及び沿岸市町は、以下の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び受入れ状況

- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

4 活動体制の確立

- (1) 県による総合調整

県は、必要に応じ、被災地における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

- (2) 巡回保健班の編成

沿岸市町及び保健所は連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、栄養士、精神保健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

- (3) 広域応援

県は、必要に応じ被災地の巡回保健班へ他保健所から応援要員を派遣するとともに、被害が著しい場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して応援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して応援を要請する。

5 防疫等資器材の確保

沿岸市町は、防疫及び保健衛生資器材（以下「防疫等資器材」という。）が不足する場合は、保健所に確保を要請する。

保健所は、管内市町で防疫等資器材を賄うことができない場合は、県に確保を要請し、県は県医薬品卸業協会に防疫等資器材の供給を要請する。

6 保健衛生対策の実施

県及び沿岸市町は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、計画的に実施する。

- (1) 健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応
- カ 口腔保健指導
- キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、沿岸市町担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

- ア 食生活の状況（食中毒の予防）
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所（仮設トイレを含む）等の清潔
- キ プライバシーの保護

(3) 防疫対策

津波による被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じる可能性があることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

ア 感染症発生予防対策

沿岸市町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

- (ア) パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒を指導する。
- (イ) 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。
なお、消毒の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

イ 疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症を早期に発見しまん延を防止するため、必要に応じ、疫学調査及び健康診断を実施する。

ウ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、次の対策を実施する。

(ア) 感染症患者等の入院

保健所は、一類感染症の患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者並びに二類感染症の患者又は一部疑似症患者が発生した時は、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行う。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、病院又は診療所で適当と認められる施設への入院勧告又は入院措置を行う。

(イ) 濃厚接触者の疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症患者等の接触者に対し、疫学調査や検便等の健康診断を実施するとともに、病気に対する正しい知識や消毒方法等についての保健指導を行う。

(ウ) 病原体に汚染された物件等への消毒の実施

県は沿岸市町に指示し、又は県自ら感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

エ 結核定期外健康診断の実施

保健所は、結核のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して、結核定期外健康診断を実施する。

(4) 食品衛生対策

保健所は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、食品衛生班を編成して次の活動を行う。なお、食品安全衛生課は、必要に応じて、食品衛生班への他保健所等からの要員応援体制を確保する。

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

沿岸市町の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、沿岸市町及び食品調製施設に対して監視指導を実施する。

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

沿岸市町と連携し、被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

炊き出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

エ 食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備等の監視指導を実施する。

(ア) 包装が壊れ土砂等に汚染した食品等の廃棄等の指導

(イ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取り扱い状況の監視

(ウ) 施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

オ 食品衛生協会との連携

地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

(5) 栄養指導対策

保健所は沿岸市町と連携し、次により被災者の栄養指導を行う。災害の状況により必要な場合は、県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回指導する。

ア 炊き出しの栄養管理指導

沿岸市町が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の要配慮者の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

ウ 食生活相談者への相談・指導の実施

被災生活の中で、健康維持のための食品や低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分

食等の特別用途食品の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

エ 特定給食施設への指導

状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導する。

(6) 心のケア対策

県は、被災者に対する心のケアとして、次の対策を講じる。

ア 被災者を対象とした相談

(ア) 不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談を保健所・精神保健センターで実施する。

(イ) 避難所や応急仮設住宅等で生活している被災者に対して、保健所の精神保健福祉相談員等による巡回相談を実施する。

イ 被災地への心のケアチームの派遣

(ア) 県は、被災市町村の要請に基づき、県内外のD P A T及び心のケアチームを被災地に派遣し、避難所又は在宅で避難している精神障がい者の精神科医療を確保するとともに、急性ストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民及び地域の医療従事者、消防・警察・保健・行政職員等の災害時の支援者に対して、精神保健活動を実施する。

(イ) 日本赤十字社山形県支部は、日本赤十字社本社及び他県支部から派遣された心のケアチームの活動について、県（障がい福祉課）と連絡調整を行う。

ウ 被災者への普及啓発

(ア) 被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法・心のケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。

(イ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し支援者自身の心のケアに関する情報を提供する。

(ウ) 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者のこころのケアに関する情報を提供する。

エ 援助者への教育研修

(ア) 保育士・学校教師・ケアマネージャー等関係者に対して、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施する。

(イ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対して支援者自身の心のケアに関する研修を実施する。

7 被災動物対策

県は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、沿岸市町等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

(1) 避難動物の適正飼養等

保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、沿岸市町や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分

等に関する必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

(3) 被災地域における動物の保護、収容等

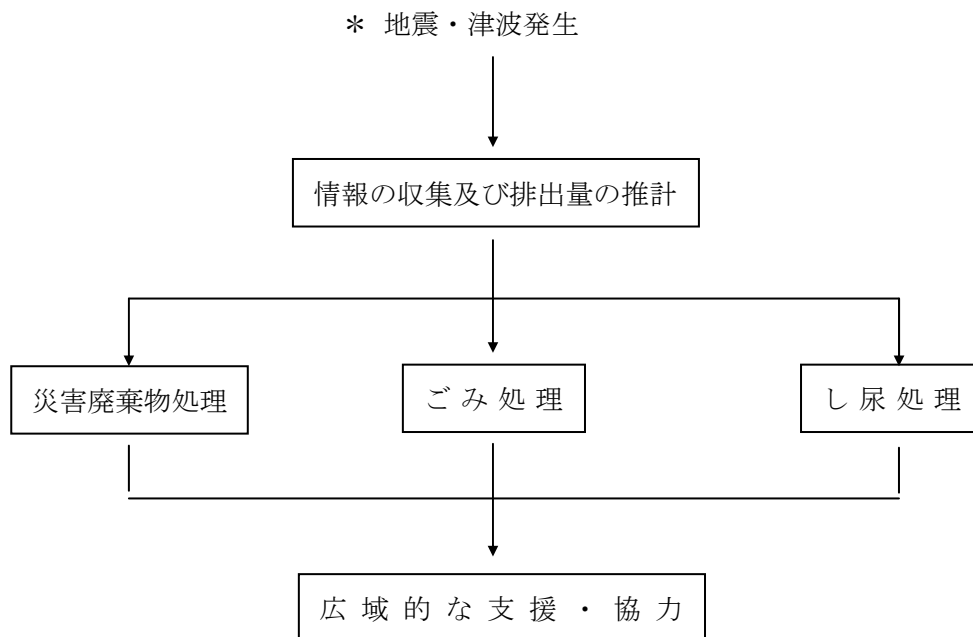
保健所は、沿岸市町等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

第5節 廃棄物処理計画

1 計画の概要

大規模地震・津波に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として沿岸市町が実施する廃棄物処理対策について定める。

2 廃棄物処理計画フロー



3 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理計画

沿岸市町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

また、県は、指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等を「山形県災害廃棄物処理計画」に示すとともに、沿岸市町の災害廃棄物処理計画の策定を支援するなど、沿岸市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。

(2) 災害廃棄物の処理

県及び市町村は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 県及び市町村は、国とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び市町村は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の

余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

イ 県及び市町村は、国とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

(3) 沿岸市町の措置

沿岸市町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 沿岸市町は、発生した災害廃棄物（特に沿岸市町においては津波堆積物）の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物の処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

イ 沿岸市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

ウ 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

エ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が沿岸市町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、沿岸市町がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

オ 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

カ 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会及び産業廃棄物協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

キ ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行うものとする。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

ク 特定の大規模災害が発生した場合、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域内の沿岸市町長は、当該市町における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町に代わって国が行うよう要請する。

ケ 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を

図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(4) 県の措置

県は、災害廃棄物の処理が円滑に実施されるよう、次により広域的な支援・協力体制を確保する。

ア 県は、発生した災害廃棄物の量等を「山形県廃棄物処理計画」に基づき把握し、被災した沿岸市町等に対して災害廃棄物の処理等について助言する。

イ 沿岸市町から支援の要請があった場合、他の市町村等による相互の応援の状況を踏まえつつ、県内各市町村、一部事務組合、自衛隊、山形県産業廃棄物協会及び山形県解体工事業協会等に対して広域的な応援要請を行うとともに、これらの応援活動について全体調整を行う。

ウ 被災状況から判断して、県内での広域応援による処理が困難と見込まれる場合は、より広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ、「災害廃棄物対策東北ブロック行動計画」や「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請する。

エ 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

4 ごみ処理

(1) 沿岸市町の措置

沿岸市町は、次によりごみ処理を実施する。

ア 避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。

イ 廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

ウ 避難者の生活に支障を生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

エ 生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。

オ 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びごみ焼却施設又は最終処分場の処理能力を超える場合には、他の市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

(2) 県の措置

県は、ごみの処理が円滑に実施されるよう、次により広域的な支援・協力体制を確保する。

ア 沿岸市町から支援の要請があった場合、他の市町村等による相互の応援の状況を踏まえつつ、「山形県災害廃棄物処理計画」に基づき、県内各市町村、一部事務組合等に対して広

域的な応援要請を行うとともに、これらの応援活動について全体調整を行う。

イ 被災状況から判断して、県内での広域応援による処理が困難と見込まれる場合には、より広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ、「災害廃棄物対策東北ブロック行動計画」や「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請する。

5 し尿処理

(1) 沿岸市町の措置

沿岸市町は、次によりし尿処理を実施する。

ア 避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、被災地域におけるし尿の排出量を推計する。

イ し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

ウ 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

エ 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。

オ し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びし尿処理施設の処理能力を超える場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

(2) 県の措置

県は、し尿の処理が円滑に実施されるよう、次により広域的な支援・協力体制を確保する。

ア 沿岸市町から支援の要請があった場合、他の市町村等による相互の応援の状況を踏まえつつ、「山形県災害廃棄物処理計画」に基づき、県内各市町村、一部事務組合、山形県環境整備事業協同組合等に対して広域的な応援要請を行うとともに、これらの応援活動について全体調整を行う。

イ 被災状況から判断して、県内での広域応援による処理が困難と見込まれる場合は、より広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ、「災害廃棄物対策東北ブロック行動計画」や「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請する。

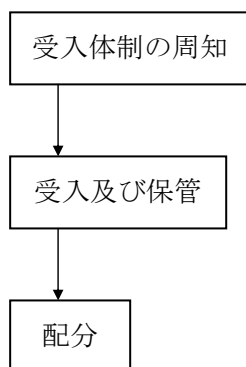
ウ 大規模災害時等において沿岸市町から要請があった場合には、仮設（簡易）トイレのあっせんを行う。

第6節 義援金の受入・配分計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、全国から寄せられる義援金を円滑かつ適切に受け入れ、被災者に配分するため、県及び沿岸市町等が実施する対策について定める。

2 義援金の受入れ、配分計画フロー



3 義援金

(1) 受入体制の周知

県、沿岸市町及び日本赤十字社山形県支部は、義援金の受入れが必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

(2) 受入

県、沿岸市町及び日本赤十字社山形県支部は、次により義援金を受け入れる。

ア 県

(ア) 受入窓口は健康福祉部地域福祉推進課とする。原則として口座振替とし、義援金を受け入れる口座を山形中央郵便局等に開設する。

(イ) 義援金の管理は、一般からの義援金は歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

イ 沿岸市町

(ア) 一般からの受入窓口を開設する。

(イ) 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

ウ 日本赤十字社山形県支部

(ア) 一般からの受入窓口を開設する。

(イ) 受入口座を設定する。

(ウ) 一般から直接受領した義援金については、寄託者への受領証を発行する。

(3) 配分

ア 県及び沿岸市町は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、県社会福祉協議会等福祉団体、被災者代表で構成する義援金配分委員会（以下この節において「委員会」という。）を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする

イ 県、沿岸市町及び日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金は、速やかに委員会に送金する。

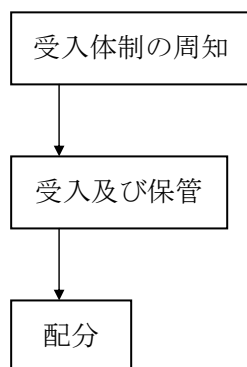
また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

第7節 義援物資の受入・配分計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ適切に受け入れ、被災者に配分するため、県及び沿岸市町等が実施する対策について定める。

2 義援物資の受入れ、配分計画フロー



3 義援物資

(1) 受入れの基本方針

県及び沿岸市町は、必要に応じて義援物資の受入れ体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

(2) 受入体制の周知

県及び沿岸市町は、義援物資の受入が必要と認められる場合は、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の非常災害対策本部等又はホームページや報道機関等を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

また、義援物資受入の必要がない場合も、その旨公表する。

(3) 受入及び保管

県及び沿岸市町は、次により義援物資を受け入れる。

ア 県

(ア) 義援物資の受入窓口は災害対策本部生活救援班とする。

(イ) 義援物資の集積場所は、義援物資集積配分拠点とする。また、県（本庁、総合支庁）へ直接持ち込まれる物資についても、当該集積場所へ誘導又は移送する。

イ 沿岸市町

(ア) 受入・照会窓口を開設する。

(イ) 受入要員を確保する。

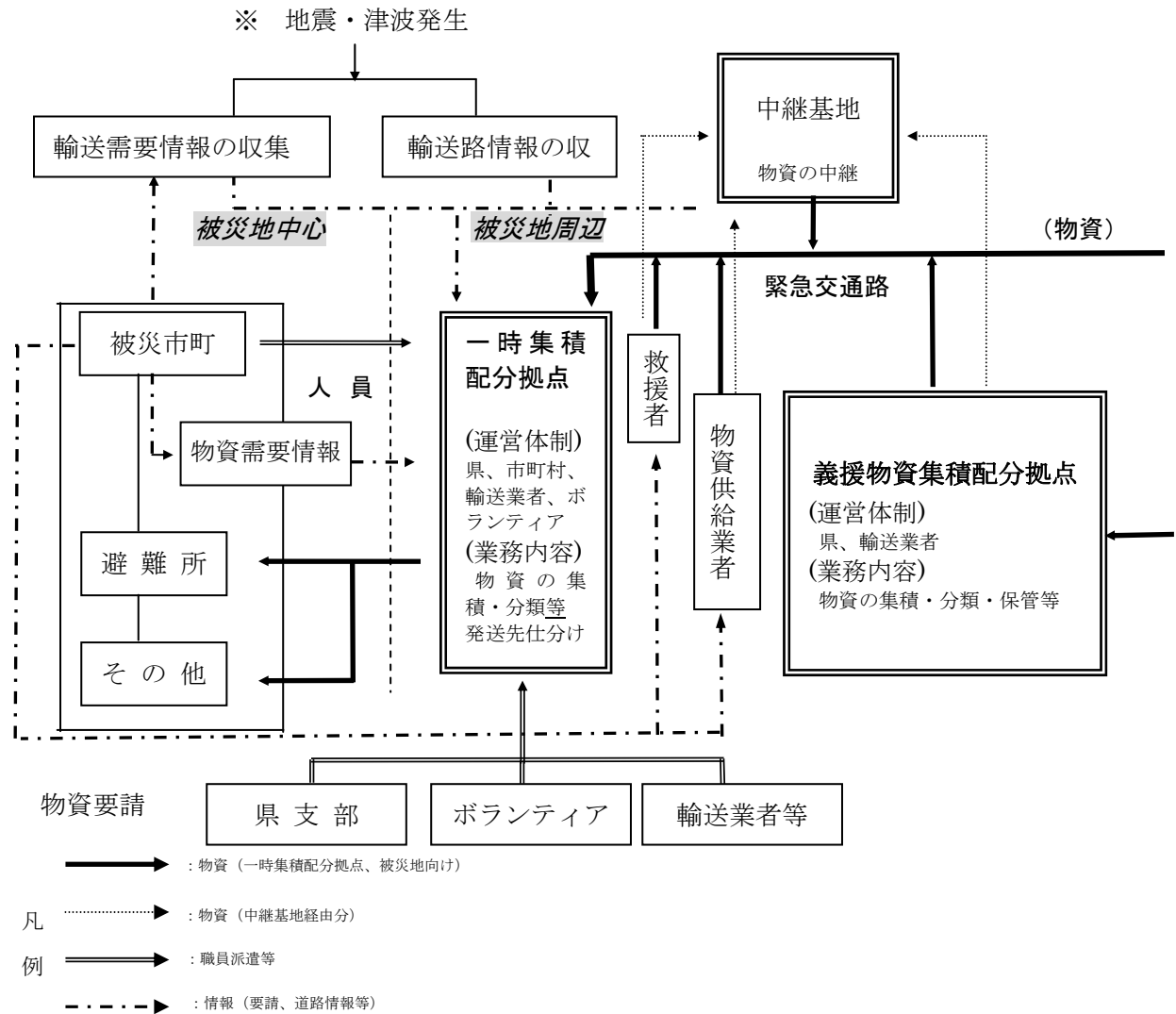
- (ウ) 義援物資輸送、保管に適した集積場所を確保する。
- (4) 配分
- ア 県
 - (ア) 県の調達物資及び県に対する応援要請物資を調整しながら、沿岸市町の需給状況を勘案して効果的な配分を行う。
 - (イ) 義援物資集積配分拠点における在庫物資及び配送済物資のリストを整備し、当該場所から一時集積配分拠点への配送作業を円滑に行う。
 - (ウ) 義援物資集積配分拠点から一時集積配分拠点への輸送は、県が行う。
災害の規模が大規模であり、沿岸市町による避難所への輸送ができない場合には、県は、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の輸送を行うものとする。
 - イ 沿岸市町
 - (ア) 自己調達物資及び応援要請物資等を調整し、被災地におけるニーズに配慮した効果的な配分を行う。
 - (イ) 一時集積配分拠点から避難所への輸送は、沿岸市町が行う。

第8節 集積配分拠点運営計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、県が義援物資集積配分拠点及び被災地周辺に確保する一時集積配分拠点の設置並びにその運用について定める。

2 集積配分拠点運営計画フロー



3 集積配分拠点の設置

- (1) 県は、各地から寄せられる義援物資を集積・配分する義援物資集積配分拠点を設置する。
- (2) 県は、状況に応じ、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設又は運送事業者等の施設のうちから一時集積配分拠点を選定、設置する。当該拠点は、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間、設置する。

なお、県内四地域を結ぶ交通路が被災し被災地域内の一時集積配分拠点に他地域から物資を

輸送することができない場合は、被災地に隣接する他地域に中継基地を設け、一旦ここに物資を集積する。

4 取扱い物資

- (1) 義援物資集積配分拠点
各地から寄せられる義援物資
- (2) 一時集積配分拠点
 - ア 被災市町からの救援要請を受けて他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
 - イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
 - ウ 義援物資集積配分拠点等から被災市町に配送される義援物資
 - エ 医薬品

5 実施業務

- (1) 義援物資集積配分拠点
 - ア 義援物資の集積、分類及び保管
 - イ 集積配分拠点等の物資情報の提供
 - ウ 配送先別の仕分け
 - エ 車両への積み替え、発送
- (2) 一時集積配分拠点
 - ア 緊急物資、救援物資の一時集積、分類及び保管
 - イ 避難所等の物資需要情報の集約
 - ウ 配送先別の仕分け
 - エ 小型車両への積み替え、発送

6 集積配分拠点の運営体制と運営要領

- (1) 義援物資集積配分拠点
 - ア 応援要請
県は、公益社団法人山形県トラック協会、山形県倉庫協会に対し、緊急物資輸送及び保管等の要請を行うとともに、義援物資集積配分拠点への物流専門家を含む人員派遣を依頼する。
 - イ 運営体制
県及び社団法人山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。
 - ウ 運営要領
県は、次により義援物資集積配分拠点を運営する。
 - (ア) 義援物資集積配分拠点への職員等の派遣
県は、運営責任者を義援物資集積配分拠点に派遣する。
公益社団法人山形県トラック協会及び山形県倉庫協会は、県の要請を受け、物流の専門家及び輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する人員を義援物資集積配分拠点に派遣する。

- (イ) 物資情報の提供
物資情報を集約・整理のうえ県災害対策本部及び関係機関への情報提供を行う。
 - (ロ) 物資配送用車両の確保
県は、公益社団法人山形県トラック協会に対し、救援物資の輸送及び必要な車両の確保を要請する。
- (2) 一時集積配分拠点
- ア 応援要請
県は、公益社団法人山形県トラック協会、山形県倉庫協会に対し、緊急物資輸送及び保管等の要請を行うとともに、一時集積配分拠点への物流専門家を含む人員派遣を依頼する。
また、赤帽協同組合に対し、緊急物資輸送の要請を行う。
 - イ 運営体制
県、応急物資の供給を受ける被災市町及び公益社団法人山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。
 - ウ 運営要領
県及び物資の供給を受ける被災市町は次により一時集積配分拠点を運営する。
 - (ア) 一時集積配分拠点への職員等の派遣
県及び被災市町村は、職員を一時集積配分拠点に派遣する。
公益社団法人山形県トラック協会及び山形県倉庫協会は、県の要請を受け、物流専門家及び輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する人員を一時集積配分拠点に派遣する。
 - (イ) 避難所等の物資需要情報の集約
パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、避難所等の物資需要情報を集約・整理のうえ県災害対策本部及び関係機関への情報提供を行うとともに支援物資の要請をする。
 - (ロ) 物資配送用車両の確保
県は、被災市町が物資配送用車両を確保できない場合は、沿岸市町からの要請を受けて必要な車両を確保する。
 - (エ) ボランティアの活用
一時集積配分拠点における業務は、多くの人員が必要とされるのでボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保にも留意する。

7 一時集積配分拠点までの輸送

原則として救援物資については被災市町等から要請を受けた者が、食料、生活必需品等の応急物資についてはこれら物資の取扱業者が、実施する。

沿岸市町から要請を受けた者及び取扱業者等が輸送できない場合は、県が輸送を確保する。

8 避難所等への輸送

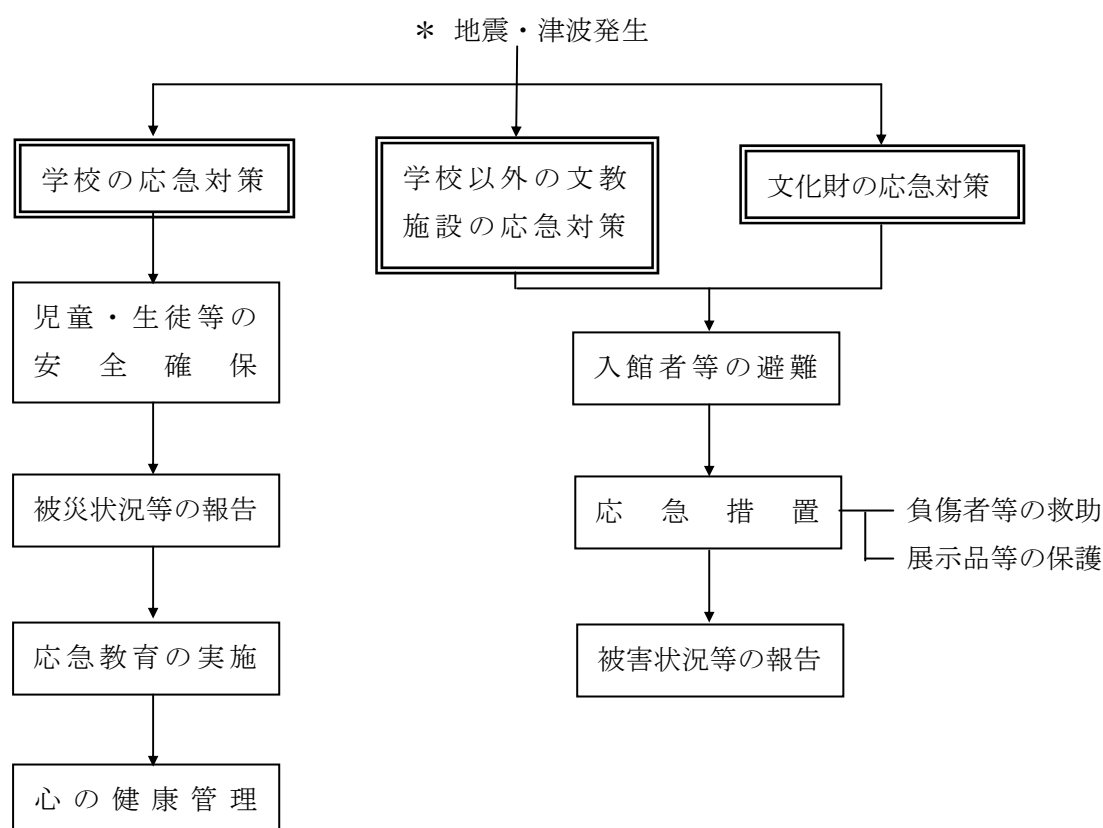
原則として物資の供給を受ける被災沿岸市町が実施する。

第14章 文教施設における災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るため、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

2 文教施設における災害応急計画フロー



3 学校の応急対策

災害発生時における沿岸市町の学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、沿岸市町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校時の措置

地震発生後、津波の発生を想定し、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生理者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行

う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ 下校及び休校の措置

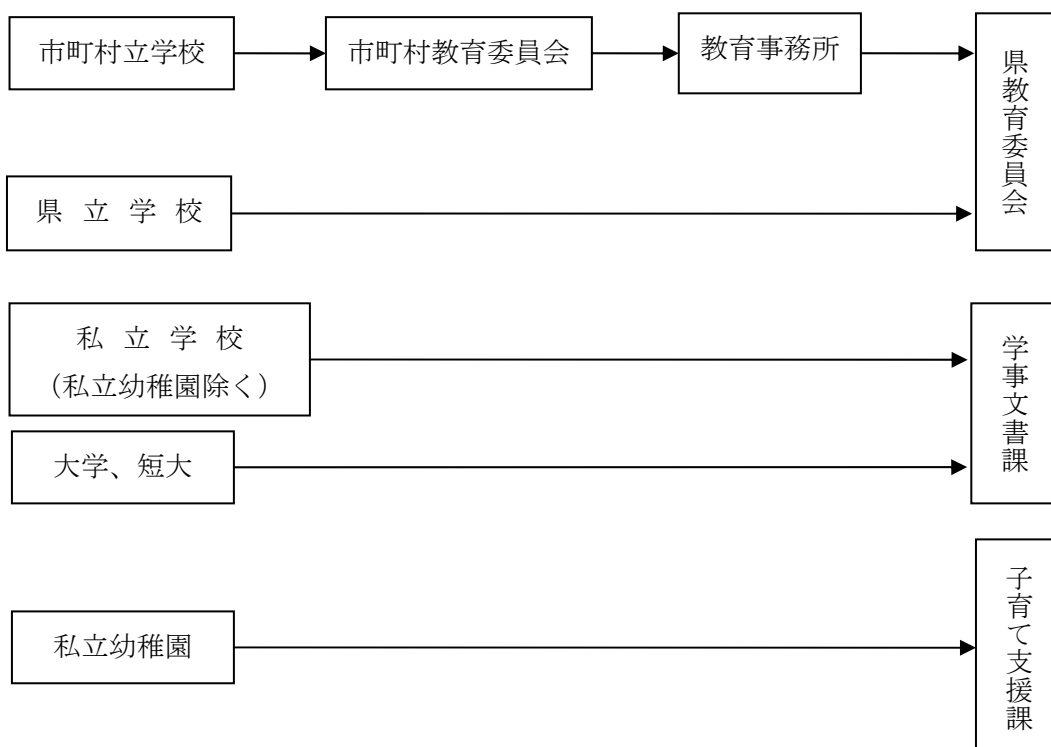
児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒等を速やかに下校させる。幼稚園、小学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する。

< 連絡経路 >



(3) 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

- (ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施
- (イ) 校区の通学路や交通手段等の確保
- (ウ) 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導
- (エ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された沿岸市町で、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

- (ア) 適切な教育施設の確保(現施設の使用が困難なとき)
例 公民館、体育館等
- (イ) 授業料の免除や奨学金制度の活用
- (ウ) 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- (エ) 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- a 複式授業の実施
- b 昼夜二部授業の実施
- c 近隣県及び市町村等に対する人的支援の要請
- d 非常勤講師又は臨時講師の発令
- e 教育委員会事務局職員等の派遣

ウ 災害救助法に基づく措置

沿岸市町長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(ア) 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校等の生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む)

(イ) 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品(運動靴、体育着等)

(ウ) 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書(教材を含む)は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する(ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。)

(エ) 学用品給与の方法

県教育委員会は、沿岸市町教育委員会等を通し、補給を要する教科書の数量等を取りまとめて、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示を行う。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

4 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模災害発生時に、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防機関及び県警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する
- (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあつては、沿岸市町から指示があつたとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

5 文化財の応急対策

- (1) 国、県及び沿岸市町指定文化財等の所有者及び管理者は、地震・津波が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

ア 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置ものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

イ 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

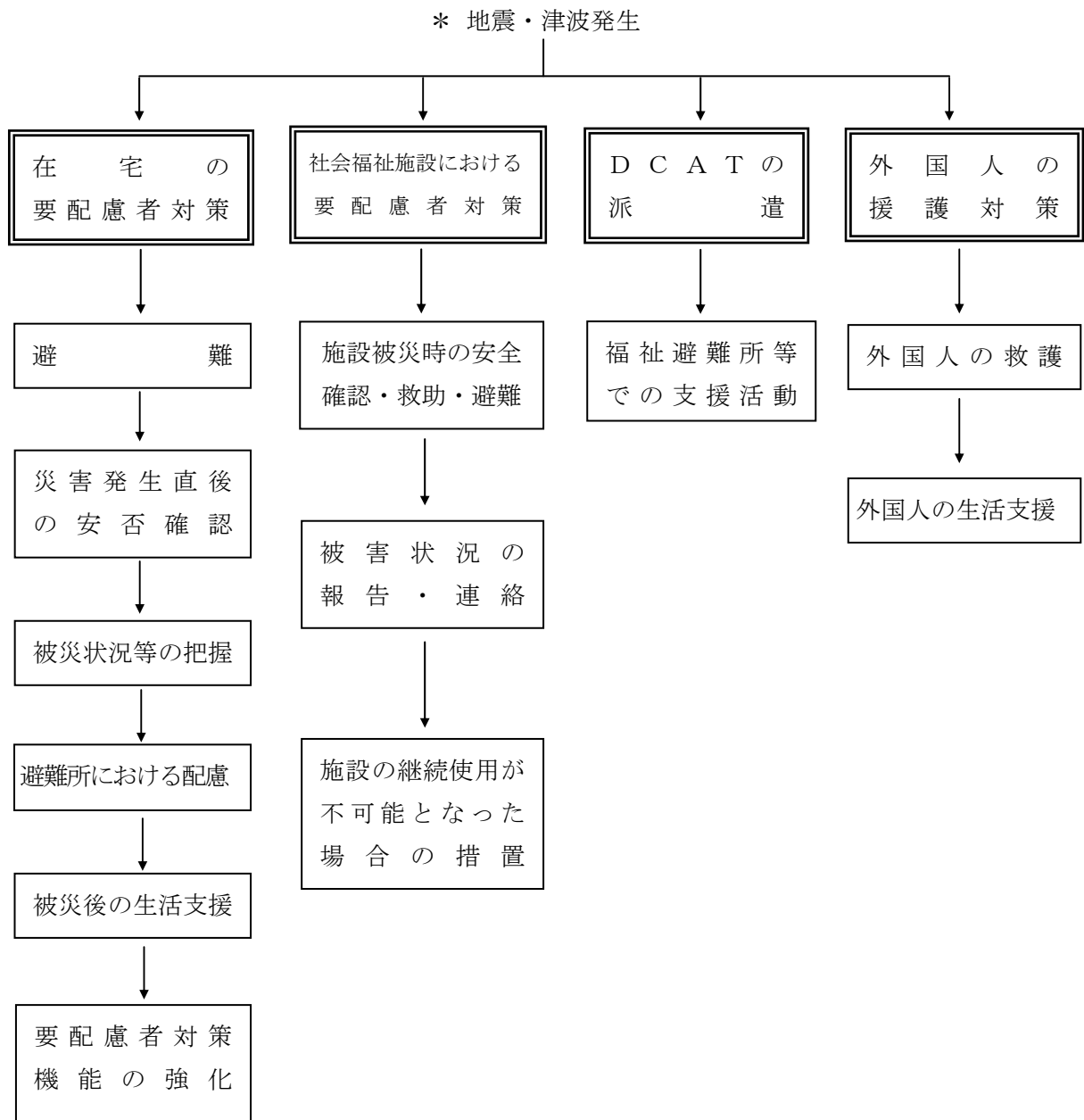
- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに所轄市町教育委員会を經由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第 15 章 要配慮者の応急対策計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、県、沿岸市町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 要配慮者の応急対策計画フロー



3 在宅の要配慮者対策

(1) 避難誘導等

沿岸市町は、地震・津波による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要

な措置を講じる。

また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(2) 災害発生直後の安否確認

沿岸市町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難所への受入れ状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

(3) 被災状況等の把握

沿岸市町は、避難所や要配慮対象者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況

イ 家族（介護者）有無及びその被災状況

ウ 介護の必要性

エ 施設入所の必要性

オ 日常生活用具(品)の状況

カ 常時服用している医薬品等の状況

キ その他避難生活環境等

(4) 避難所における配慮

沿岸市町は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。

また、沿岸市町は、可能な限り福祉避難所を設置し、要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

県及び沿岸市町は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、県内の施設で対応できない場合、県は近隣県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

県及び沿岸市町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子利用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

沿岸市町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、沿岸市町は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

(6) 要配慮者対策機能の強化

県は、災害の状況により必要と認められる場合、被災地の福祉事務所等へ人的な支援を行い、在宅の要配慮者の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応を図る。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成して、入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所(屋内、屋外、避難所等)を選択し、避難誘導を行う。

エ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を沿岸市町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、沿岸市町又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、沿岸市町及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

5 DCAT（災害派遣福祉チーム）の派遣

県は、被災市町村から派遣要請を受けた場合、あらかじめ協力関係団体と締結した協定等に基づき、高齢者施設の職員をチームで避難所、福祉避難所等へ派遣する。

派遣されたチームは、避難所、福祉避難所等において、避難者の福祉ニーズの把握、要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援を実施する。

6 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

沿岸市町は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び沿岸市町は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談体制の整備

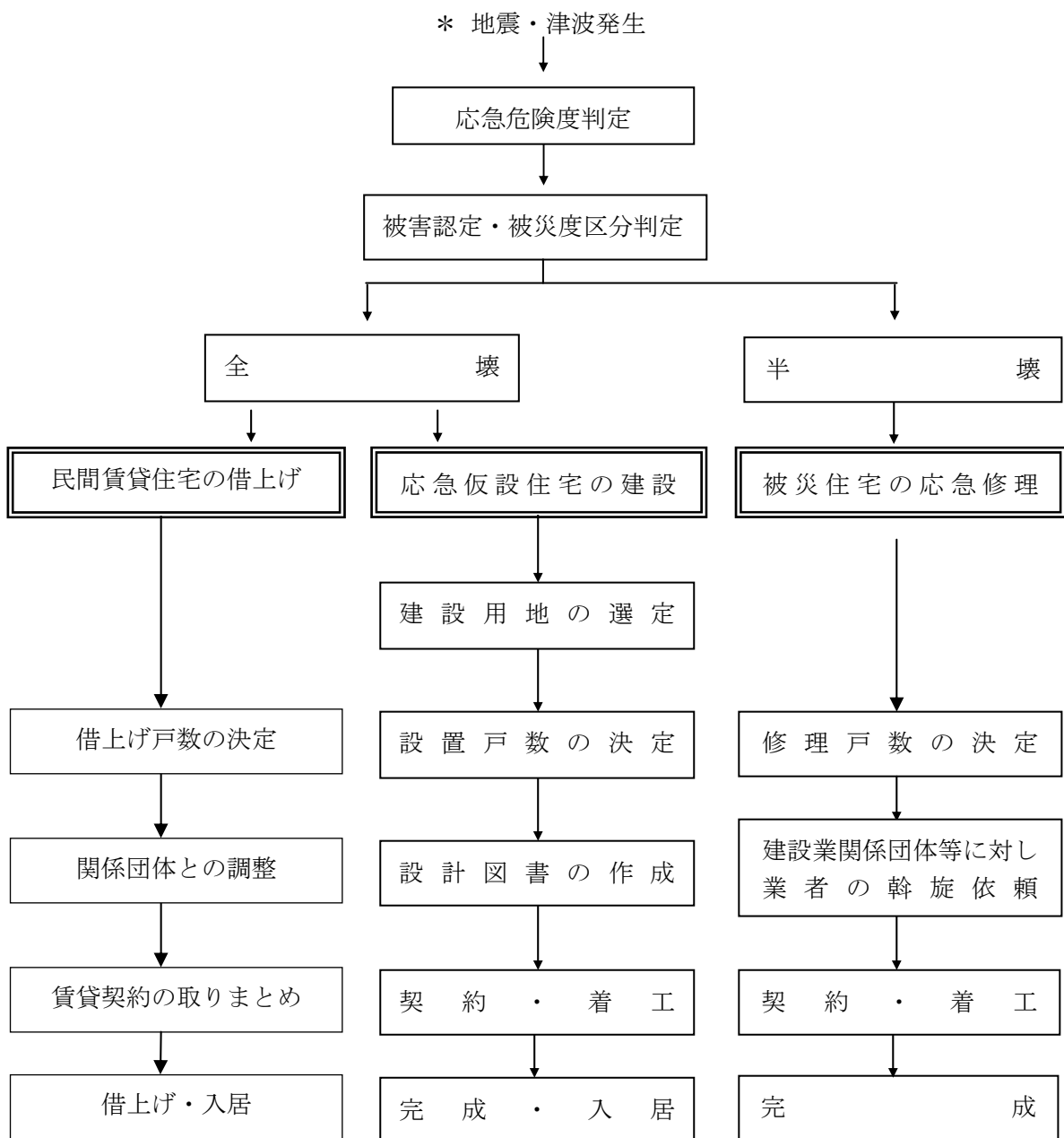
県及び沿岸市町は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第 16 章 応急住宅対策計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下この章において「法」という。）が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等のあっせん等により、その援護を推進するために、県及び沿岸市町等が実施する災害応急対策について定める。

2 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー



3 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

沿岸市町は、地震・津波により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

県は、被災市町の協力を得て、早急に住宅の被災状況等を把握するとともに被災建築物応急危険度判定の実施に関して必要な調査を実施する。

ア 地震・津波情報及び被害状況

イ 避難場所の状況

ウ 被災市町の住宅に関する緊急対応状況(予定を含む。)

エ 被災建築物応急危険度判定

(ア) 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会策定)」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、基本的に市町村が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

(イ) 沿岸市町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

(ウ) なお、判定の実施にあたっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

オ 被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、市町村は宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。

カ 被害認定

沿岸市町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

県は、沿岸市町に対し、家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

キ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

ク 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ケ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

コ 被災市町の住宅に関する県への要望事項

サ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

県は、住家が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、被災地近隣の県営住宅、沿岸市町営住宅及び公的宿泊施設等を使用させることの可否について、関係機関に対して調査を実施する。

(3) 応急仮設住宅の必要戸数・規模等についての見積もり

県は、(1)及び(2)の調査結果等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見

積もりを行う。

(4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会

県は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し、応急仮設住宅の供給（建設）能力戸数等について照会する。

4 応急仮設住宅の提供

県は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として、次により応急的な住宅を確保し、暫定的に住生活の安定を図る。

県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供し、その円滑な入居の促進に努める。

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、被災市町の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

① 民間賃貸住宅の借上げ

ア 借上げ方法

(ア) 県は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上げ住宅を供給するものとする。

(イ) 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃貸契約等の取りまとめに関する事務を行うものとする。

イ 借上げ住宅の入居者資格等

(ア) 入居の資格

借上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。
 - (a) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - (c) 上記各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

- a 借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付は、被災市町が行う。
- b この場合、身体障がい者、難病患者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。
- c 県は、当該被災市町から入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上げ住宅の契約締結等を行う。

(ウ) 供与の期間

借上げ住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2か年以内とする。ただ

し、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

ウ 入居者への配慮

県は、借上げ住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。

沿岸市町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

② 応急仮設住宅の建設

ア 建設用地の選定

- (ア) 県は、沿岸市町の協力を得て、あらかじめ応急仮設住宅の建設可能な用地を把握しておくものとする。
- (イ) 被災市町に対し、応急仮設住宅の設置戸数に対応する建設用地の選定について協力を依頼する。その際には、県としても、必要に応じ応急仮設住宅の建設用地として県有地等を提供する。
- (ウ) 被災市町から、建設用地の選定結果について報告を受け、被災市町ごとに取りまとめる。
- (エ) (ア)から(ウ)の結果等を踏まえ、次の事項に十分留意して建設用地を選定する。
 - a 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、災害時要援護者に適応したバリアフリー対応に配慮する。また、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。
 - b 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。
 - c 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。
 - d 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

イ 規模及び費用

- (ア) 応急仮設住宅一戸当たりの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助法施行細則に定める基準による。
- (イ) ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の限度等の建設条件に関する調整を行うことができる。
- (ウ) また、建設資材を県外調達し又は離島等に設置したことにより輸送費がかさみ、限度額内で施工することが困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。

ウ 建設の時期

- (ア) 応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。
- (イ) ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

エ 応急仮設住宅の建設方法

(ア) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。

また、必要に応じ、県内建設業者による建設を要請する。

(イ) この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。

オ 応急仮設住宅の入居者選定

(ア) 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

b 居住する住家がない者であること。

c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

(a) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

(c) 前各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

a 応急仮設住宅の入居者の選定は、被災市町が行う。また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮すること。

b この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等災害時要援護者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

c 県は、当該被災市町村から入居者の選定結果の報告を受け、被災市町村ごとに取りまとめて、入居予定者名簿を作成する。

(ウ) 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

カ 応急仮設住宅の管理

県は、沿岸市町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて当該市町に管理を委任することができる。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

沿岸市町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

(2) 公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅の空家等のあっせん等

県、沿岸市町、関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせん等できるように努める。

5 被災住宅の応急修理

県は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図る。

(1) 修理の方針

ア 範囲及び費用

(ア) 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(イ) 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

イ 修理の期間

(ア) 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。

(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合は市町村長）が、建築関係業者と直接契約するなどして、応急修理を実施する。

(3) 修理の対象者

ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

沿岸市町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

6 住宅建設資機材等の確保

県は、応急仮設住宅の建設等にあって必要があるときは、所管の森林管理署等に対し応援を要請し、木材等を確保する。

また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行う。

7 建物関係障害物の除去

県は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

ア 範囲及び費用

(ア) 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことので

きない部分とする。

- (イ) 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

イ 障害物の除去の実施期間

- (ア) 障害物の除去は、災害が発生した日から、原則として10日以内である。

- (イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合は市町村長）が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

(3) 障害物除去の対象者

ア 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

- (ア) 災害によって住宅が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

- (イ) 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

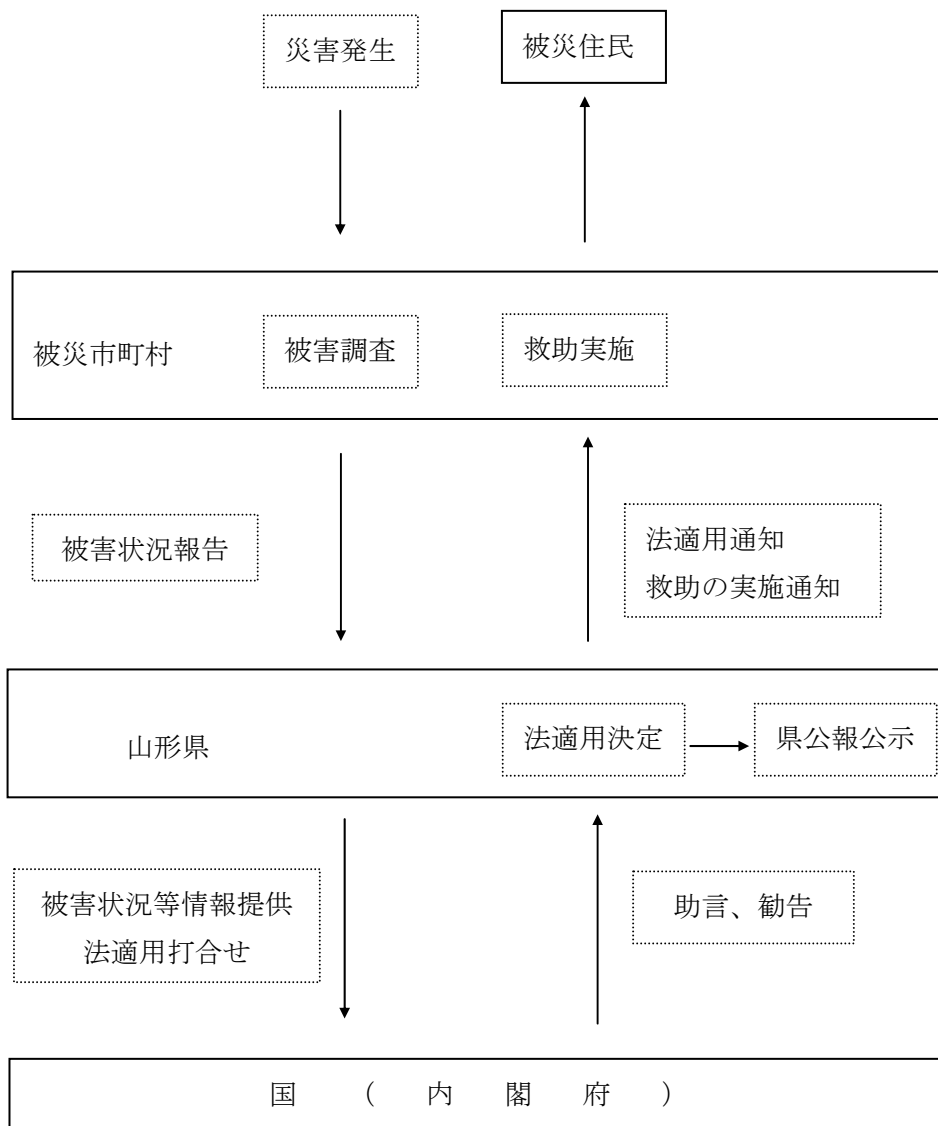
沿岸市町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第 17 章 災害救助法の適用に関する計画

1 計画の概要

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下この章において「法」という。)に係る県及び沿岸市町の運用について定める。

2 災害救助法による救助フロー



3 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は、沿岸市町の区域単位に、原則として同一原因の災害による沿岸市町の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる（法第2条）。

ア 適用単位は、沿岸市町の区域単位とする。

イ 同一の原因による災害によることを原則とする。

ただし、この例外として、

(ア) 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

(イ) 時間的に接近して、同一市町内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。

ウ 沿岸市町又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。

エ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 住家の滅失した世帯数が、当該市町の人口に応じ、別表の1号適用基準以上であるとき（法施行令第1条第1項第1号）。

イ 被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町の区域内で住家の滅失世帯数が別表の2号適用基準以上であるとき（法施行令第1条第1項第2号）。

ウ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（法施行令第1条第1項第3号前段）。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（法施行令第1条第1項第3号後段）。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって内閣府令に定める基準に該当するとき（法施行令第1条第1項第4号）。

4 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う（法施行令第1条第2項）。

滅失世帯数＝(全壊、全焼、流失)＋(半壊、半焼)×1/2＋(床上浸水等)×1/3

(2) 住家滅失の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの

(ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

(ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの

(イ) 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。

(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。

(ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

イ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

(ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。

(イ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。

(ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

5 災害救助法の適用

(1) 県の役割

知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る（法第2条）。また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を沿岸市町長が行うこととすることができる（法第13条第1項）。

(2) 沿岸市町の役割

沿岸市町長は、上記(1)により沿岸市町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする（法第13条第2項）。

(3) 国との連携等

法の適用に当たっては、必要に応じて内閣総理大臣に技術的助言を求め、適用した場合は、県広報に公示するとともに、内閣総理大臣に情報提供するものとする。

6 災害救助法による救助の種類と実施体制

(1) 救助の種類

法による救助の種類は次のとおりである（法第4条第1項及び法施行令第2条）。なお、本県では、知事が必要があると認めて指定した救助の実施に関する事務は沿岸市町長が行うこととしている（法第13条第1項及び県災害救助法施行細則第1条第1項）。

ア 収用施設の供与

(ア) 避難所の設置

(イ) 応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ キについては、災害援護貸付金等の各種貸付制度が充実したことから、現在運用されていない。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（法第4条第2項）。

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間は、県災害救助法施行細則別表第1に定められておりであり、その基準については内閣府令において適宜改定が行われる。

(2) 特別基準

災害の種類や態様、被災者の構成や家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化などによっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、沿岸市町長の要請等に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、その都度必要に応じて内閣総理大臣と協議する。

(別表)

市町村別災害救助法適用基準被災世帯数早見表

市町村名		人 口	適用基準		市町村名		人 口	適用基準	
			1号	2号				1号	2号
村 山	山形市	253,832	100	50	置 賜	米沢市	85,953	80	40
	上山市	31,569	60	30		南陽市	32,285	60	30
	天童市	62,194	80	40		高畠町	23,882	50	25
	山辺町	14,369	40	20		川西町	15,751	50	25
	中山町	11,363	40	20		長井市	27,757	50	25
	寒河江市	41,256	60	30		小国町	7,868	40	20
	河北町	18,952	50	25		白鷹町	14,175	40	20
	西川町	5,636	40	20	飯豊町	7,304	40	20	
	朝日町	7,119	40	20	庄 内	鶴岡市	129,652	100	50
	大江町	8,472	40	20		酒田市	106,244	100	50
	村山市	24,684	50	25		三川町	7,728	40	20
	東根市	47,768	60	30		庄内町	21,666	50	25
	尾花沢市	16,953	50	25		遊佐町	14,207	40	20
	大石田町	7,357	40	20					
最 上	新庄市	36,894	60	30					
	金山町	5,829	40	20					
	最上町	8,902	40	20					
	舟形町	5,631	40	20					
	真室川町	8,137	40	20					
	大蔵村	3,412	30	15					
	鮭川村	4,317	30	15					
	戸沢村	4,773	30	15					
					計	35	1,123,891		

注1：住家が滅失した世帯の数の算定は、次の方式による（法施行令第1条第2項）。

滅失世帯数＝（全壊、全焼、流失）＋（半壊、半焼）×1/2＋（床上浸水等）×1/3

注2：人口は、平成27年10月1日現在の国勢調査の結果による。